

改正案	現行
<p>（金融機関の範囲）</p> <p>第一条の九 法第二条第八項及び第十一項、第二十七条の二第四項（法第二十七条の二十二の二第二項において準用する場合を含む。） 、第二十七条の二十八第三項（法第二十七条の二十九第二項において準用する場合を含む。）、第二十八条第四項、第三十一条の四第三項及び第四項、第三十三条、第三十三条の二、第三十三条の五第二項、第三十三条の七、第三十三条の八第一項、第五十条第一項第四号、第五十八条並びに第六十六条に規定する政令で定める金融機関は、次に掲げるものとする。</p> <p>一 株式会社商工組合中央金庫</p> <p>二 保険会社（保険業法第二条第二項に規定する保険会社をいい、同条第七項に規定する外国保険会社等を含む。以下同じ。）</p> <p>三 無尽会社</p> <p>四 証券金融会社</p> <p>五 主としてコール資金の貸付け又はその貸借の媒介を業として行う者のうち金融庁長官の指定するもの</p> <p>（親法人等及び子法人等の範囲）</p> <p>第十五条の十六 法第三十一条の四第三項に規定する政令で定める要</p>	<p>（金融機関の範囲）</p> <p>第一条の九 法第二条第八項及び第十一項、第二十七条の二第四項（法第二十七条の二十二の二第二項において準用する場合を含む。） 、第二十七条の二十八第三項（法第二十七条の二十九第二項において準用する場合を含む。）、第二十八条第四項、第三十一条の四第三項、第五項及び第六項、第三十三条、第三十三条の二、第三十三条の五第二項、第三十三条の七、第三十三条の八第一項、第五十条第一項第四号、第五十八条並びに第六十六条に規定する政令で定める金融機関は、次に掲げるものとする。</p> <p>一 株式会社商工組合中央金庫</p> <p>二 保険会社（保険業法第二条第二項に規定する保険会社をいい、同条第七項に規定する外国保険会社等を含む。以下同じ。）</p> <p>三 無尽会社</p> <p>四 証券金融会社</p> <p>五 主としてコール資金の貸付け又はその貸借の媒介を業として行う者のうち金融庁長官の指定するもの</p> <p>（親法人等及び子法人等の範囲）</p> <p>第十五条の十六 法第三十一条の四第五項に規定する政令で定める要</p>

件に該当する者は、次に掲げる者（内閣府令で定める者を除く。）とする。

- 一 その親会社等
 - 二 その親会社等の子会社等（自己並びに前号及び次項第一号に掲げる者を除く。）
 - 三 その親会社等の関連会社等（次項第二号に掲げる者を除く。）
 - 四 その総株主等の議決権の百分の五十を超える議決権を保有する個人（以下「特定個人株主」という。）に係る次に掲げる会社、組合その他これらに準ずる事業体（外国におけるこれらに相当するものを含み、自己並びに前三号及び次項各号に掲げる者を除く。以下この号において「会社等」という。）
 - イ 当該特定個人株主が総株主等の議決権の百分の五十を超える議決権を保有する会社等（当該会社等の子会社等及び関連会社等を含む。）
 - ロ 当該特定個人株主が総株主等の議決権の百分の二十以上百分の五十以下の議決権を保有する会社等の五十以下の議決権を保有する会社等
- 2 法第三十一条の四第四項に規定する政令で定める要件に該当する者は、次に掲げる者（内閣府令で定める者を除く。）とする。
- 一 その子会社等
 - 二 その関連会社等
- 3 第一項第一号から第三号までの「親会社等」とは、他の会社等（会社、組合その他これらに準ずる事業体（外国におけるこれらに相当するものを含む。）をいう。以下この条において同じ。）の財務

件に該当する者は、次に掲げる者（内閣府令で定める者を除く。）とする。

- 一 その親会社等
 - 二 その親会社等の子会社等（自己並びに前号及び次項第一号に掲げる者を除く。）
 - 三 その親会社等の関連会社等（次項第二号に掲げる者を除く。）
 - 四 その総株主等の議決権の百分の五十を超える議決権を保有する個人（以下「特定個人株主」という。）に係る次に掲げる会社、組合その他これらに準ずる事業体（外国におけるこれらに相当するものを含み、自己並びに前三号及び次項各号に掲げる者を除く。以下この号において「会社等」という。）
 - イ 当該特定個人株主が総株主等の議決権の百分の五十を超える議決権を保有する会社等（当該会社等の子会社等及び関連会社等を含む。）
 - ロ 当該特定個人株主が総株主等の議決権の百分の二十以上百分の五十以下の議決権を保有する会社等の五十以下の議決権を保有する会社等
- 2 法第三十一条の四第六項に規定する政令で定める要件に該当する者は、次に掲げる者（内閣府令で定める者を除く。）とする。
- 一 その子会社等
 - 二 その関連会社等
- 3 第一項第一号から第三号までの「親会社等」とは、他の会社等（会社、組合その他これらに準ずる事業体（外国におけるこれらに相当するものを含む。）をいう。以下この条において同じ。）の財務

及び営業又は事業の方針を決定する機関（株主総会その他これに準ずる機関をいう。以下この項において「意思決定機関」という。）を支配している会社等として内閣府令で定めるものをいい、第一項第二号及び第四号イ並びに前項第一号の「子会社等」とは、親会社等によりその意思決定機関を支配されている他の会社等をいう。この場合において、親会社等及び子会社等又は子会社等が他の会社等の意思決定機関を支配している場合における当該他の会社等は、その親会社等の子会社等とみなす。

4 第一項第三号及び第四号イ並びに第二項第二号の「関連会社等」とは、会社等（当該会社等の子会社等（前項に規定する子会社等をいう。以下この項において同じ。）を含む。）が出資、取締役その他これに準ずる役職への当該会社等の役員若しくは使用人である者若しくはこれらであつた者の就任、融資、債務の保証若しくは担保の提供、技術の提供又は営業上若しくは事業上の取引等を通じて、財務及び営業又は事業の方針の決定に対して重要な影響を与えることができる他の会社等（子会社等を除く。）として内閣府令で定めるものをいう。

5 第一項第四号に規定する議決権の保有の判定に関し必要な事項は、その保有の態様その他の事情を勘案して、内閣府令で定める。

（特定金融商品取引業者等の範囲）

第十五条の二十七 法第三十六条第三項に規定する政令で定める者は、次に掲げる者とする。

及び営業又は事業の方針を決定する機関（株主総会その他これに準ずる機関をいう。以下この項において「意思決定機関」という。）を支配している会社等として内閣府令で定めるものをいい、第一項第二号及び第四号イ並びに前項第一号の「子会社等」とは、親会社等によりその意思決定機関を支配されている他の会社等をいう。この場合において、親会社等及び子会社等又は子会社等が他の会社等の意思決定機関を支配している場合における当該他の会社等は、その親会社等の子会社等とみなす。

4 第一項第三号及び第四号イ並びに第二項第二号の「関連会社等」とは、会社等（当該会社等の子会社等（前項に規定する子会社等をいう。以下この項において同じ。）を含む。）が出資、取締役その他これに準ずる役職への当該会社等の役員若しくは使用人である者若しくはこれらであつた者の就任、融資、債務の保証若しくは担保の提供、技術の提供又は営業上若しくは事業上の取引等を通じて、財務及び営業又は事業の方針の決定に対して重要な影響を与えることができる他の会社等（子会社等を除く。）として内閣府令で定めるものをいう。

5 第一項第四号に規定する議決権の保有の判定に関し必要な事項は、その保有の態様その他の事情を勘案して、内閣府令で定める。

（新設）

一 有価証券関連連業（法第二十八条第八項に規定する有価証券関連業をいう。以下同じ。）を行う金融商品取引業者（第一種金融商品取引業を行うことにつき法第二十九条の登録を受けた者に限る。）。

二 登録金融機関

（親金融機関等及び子金融機関等の範囲）

第十五条の二十八 法第三十六条第四項に規定する政令で定める者は、第十五条の十六第一項各号に掲げる者とする。

2 | 法第三十六条第四項及び第五項に規定する政令で定める金融業を行う者は、次に掲げる者とする。

一 第一条の九各号に掲げる者

二 外国の法令に準拠して外国において次に掲げる事業を行う者（金融商品取引業者、銀行、協同組織金融機関及び前号に掲げる者を除く。）

イ 金融商品取引業

ロ 銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）第二条第二項に規定する銀行業

ハ 保険業法第二条第一項に規定する保険業

3 | 法第三十六条第五項に規定する政令で定める者は、第十五条の十六第二項各号に掲げる者とする。

（金銭又は有価証券の預託の受入れ等の禁止の適用除外）

（新設）

（金銭又は有価証券の預託の受入れ等の禁止の適用除外）

第十六条の九 法第四十一条の四及び第四十二条の五に規定する政令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一 信託業務を営む金融機関である登録金融機関が信託業務として行う場合

二 預金、貯金又は銀行法第二条第四項に規定する定期積金等の受入れを行う場合

三 前二号に掲げる場合に準ずるものとして内閣府令で定める場合

(金融商品取引業者等と密接な関係を有する者の範囲)

第十六条の十 法第四十一条の四及び第四十二条の五に規定する政令で定める者は、金融商品取引業者(有価証券等管理業務(法第二十八条第五項に規定する有価証券等管理業務をいう。第十八条の二において同じ。))を行う者に限る。)、銀行その他の内閣府令で定める者以外の者であつて、次に掲げる者とする。

一 当該金融商品取引業者等(個人である者に限る。)(の親族(配偶者並びに三親等以内の血族及び姻族に限る。))

二 当該金融商品取引業者等(法人である者に限る。以下この条において同じ。)(の役員(法第二十九条の二第一項第三号に規定する役員をいい、役員が法人であるときは、その職務を行うべき社員を含む。第十八条の二第二号において同じ。))又は使用人

三 当該金融商品取引業者等の親法人等(法第三十一条の四第三項に規定する親法人等をいう。以下同じ。))又は子法人等(同条第四項に規定する子法人等をいう。以下同じ。))

第十六条の九 法第四十一条の四及び第四十二条の五に規定する政令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一 信託業務を営む金融機関である登録金融機関が信託業務として行う場合

二 預金、貯金又は銀行法(昭和五十六年法律第五十九号)第二条第四項に規定する定期積金等の受入れを行う場合

三 前二号に掲げる場合に準ずるものとして内閣府令で定める場合

(金融商品取引業者等と密接な関係を有する者の範囲)

第十六条の十 法第四十一条の四及び第四十二条の五に規定する政令で定める者は、金融商品取引業者(有価証券等管理業務(法第二十八条第五項に規定する有価証券等管理業務をいう。第十八条の二において同じ。))を行う者に限る。)、銀行その他の内閣府令で定める者以外の者であつて、次に掲げる者とする。

一 当該金融商品取引業者等(個人である者に限る。)(の親族(配偶者並びに三親等以内の血族及び姻族に限る。))

二 当該金融商品取引業者等(法人である者に限る。以下この条において同じ。)(の役員(法第二十九条の二第一項第三号に規定する役員をいい、役員が法人であるときは、その職務を行うべき社員を含む。第十八条の二第二号において同じ。))又は使用人

三 当該金融商品取引業者等の親法人等(法第三十一条の四第五項に規定する親法人等をいう。以下同じ。))又は子法人等(同条第六項に規定する子法人等をいう。以下同じ。))

(削る)	(削る)	(削る)	(略)	読み替える法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
------	------	------	-----	-----------	-----------	---------

四 当該金融商品取引業者等の特定個人株主（第二号に掲げる者を除く。）

五 前各号に掲げる者に準ずる者として内閣府令で定める者

（外国法人等に対する法の規定の適用に当たつての技術的読替え）

第十七条の十六 金融商品取引業者等が外国法人又は外国に住所を有する個人である場合について、法の規定の適用に当たつての法第六十五条の二の規定による技術的読替えは、次の表のとおりとする。

第三十一条	第三十一条の四第一項	第三十一条	(略)	読み替える法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
-------	------------	-------	-----	-----------	-----------	---------

四 当該金融商品取引業者等の特定個人株主（第二号に掲げる者を除く。）

五 前各号に掲げる者に準ずる者として内閣府令で定める者

（外国法人等に対する法の規定の適用に当たつての技術的読替え）

第十七条の十六 金融商品取引業者等が外国法人又は外国に住所を有する個人である場合について、法の規定の適用に当たつての法第六十五条の二の規定による技術的読替えは、次の表のとおりとする。

(略)	第三十一条の四第一項及び第二項		(削る)
(略)	取締役又は執行役		(削る)
(略)	国内における代表者又は取締役若しくは執行役若しくはこれらに準ずる者（金融商品取引業に係る職務に従事する者に限る。）		(削る)

(付随する業務等に関する顧客資産)

第十八条の七 法第七十九条の二十第三項第四号に規定する政令で定めるものは、法第二条第八項第十六号及び第十七号に掲げる行為に

(略)	第三十一条の四第四項	第三十一条の四第三項	の四第二項
(略)	取締役又は執行役	取締役（委員会設置会社にあつては、執行役）	与、監査役若しくは執行役又は使用人
(略)	国内における代表者又は取締役若しくは執行役若しくはこれらに準ずる者（金融商品取引業に係る職務に従事する者に限る。）	国内における代表者又は金融商品取引業を行うため国内に設ける営業所若しくは事務所に駐在する取締役若しくは執行役若しくはこれらに準ずる者	引業を行うため国内に設ける営業所若しくは事務所に駐在する取締役、会計参与、監査役若しくは執行役（これらに準ずる者を含む。）若しくは使用人

(付随する業務等に関する顧客資産)

第十八条の七 法第七十九条の二十第三項第四号に規定する政令で定めるものは、法第二条第八項第十六号及び第十七号に掲げる行為に

係る業務（有価証券関連連業に係るものに限る。）並びに法第三十五条第一項の規定により行う業務であつて金融庁長官及び財務大臣が指定する業務に関し、一般顧客の計算に属する金銭若しくは有価証券又は一般顧客から預託を受けた金銭若しくは有価証券（これらの有価証券にあつては、契約により金融商品取引業者が消費できるものを除く。）とする。

（証券取引等監視委員会への取引等の公正の確保に係る検査等の権限の委任）

第三十八条 法第九十四条の七第二項第一号に規定する政令で定める規定は、法第三十条の二第一項（有価証券の売買その他の取引又はデリバティブ取引等（法第三十三条第三項に規定するデリバティブ取引等をいう。以下この条及び第四十五条において同じ。）の公正を確保するための業務の制限に係る条件に関する部分に限る。）、第三十六条第二項、第三十七条から第三十九条まで、第四十条（同条第二号にあつては、有価証券の売買その他の取引又はデリバティブ取引等の公正を確保するためのものに限る。）、第四十条の二、第四十条の四、第四十条の五、第四十一条の二、第四十二条の二、第四十二条の七、第四十四条から第四十四条の四まで、第五十六条の四第一項（有価証券の売買その他の取引又はデリバティブ取引等の公正を確保するためのものに限る。）、第三百三十三条第一項、第三百五十七條から第三百五十九條まで、第三百六十二条及び第三百六十三条から第三百七十一條までの規定並びに法第六十一条第一項（同条

係る業務（法第二十八条第八項に規定する有価証券関連連業に係るものに限る。）並びに法第三十五条第一項の規定により行う業務であつて金融庁長官及び財務大臣が指定する業務に関し、一般顧客の計算に属する金銭若しくは有価証券又は一般顧客から預託を受けた金銭若しくは有価証券（これらの有価証券にあつては、契約により金融商品取引業者が消費できるものを除く。）とする。

（証券取引等監視委員会への取引等の公正の確保に係る検査等の権限の委任）

第三十八条 法第九十四条の七第二項第一号に規定する政令で定める規定は、法第三十条の二第一項（有価証券の売買その他の取引又はデリバティブ取引等（法第三十三条第三項に規定するデリバティブ取引等をいう。以下この条及び第四十五条において同じ。）の公正を確保するための業務の制限に係る条件に関する部分に限る。）、第三十一条の四第一項及び第二項、第三十七条から第三十九条まで、第四十条（同条第二号にあつては、有価証券の売買その他の取引又はデリバティブ取引等の公正を確保するためのものに限る。）、第四十条の二、第四十条の四、第四十条の五、第四十一条の二、第四十二条の二、第四十二条の七、第四十四条から第四十四条の四まで、第五十六条の四第一項（有価証券の売買その他の取引又はデリバティブ取引等の公正を確保するためのものに限る。）、第三百三十三条第一項、第三百五十七條から第三百五十九條まで、第三百六十二条並びに第三百六十三條から第三百七十一條までの規定並びに法第六十

第二項において準用する場合を含む。)及び第百六十二条の二の規定に基づく内閣府令の規定とする。

2 法第百九十四条の七第二項第二号に規定する政令で定める規定は、法第六十条の十三において準用する法第三十八条(第六号に係る部分に限る。)及び第四十条(第二号に係る部分であつて、有価証券の売買その他の取引又はデリバティブ取引等の公正を確保するためのものに限る。)の規定とする。

3 法第百九十四条の七第二項第三号に規定する政令で定める規定は、法第六十六条の十、第六十六条の十一(金融商品仲介行為の公正を確保するためのものに限る。)、第六十六条の十二、第六十六条の十四、第六十六条の十四の二並びに第六十六条の十五において準用する法第三十八条の二、第三十九条及び第四十条(同条第二号にあつては、金融商品仲介行為の公正を確保するためのものに限る。)の規定とする。

4 法第百九十四条の七第二項第四号に規定する政令で定める業務は、協会員又は当該協会員を所属金融商品取引業者等とする金融商品仲介業者の行為が次に掲げる行為に該当するかどうかの認定に関する法第六十七条の八第一項第十四号に規定する調査に係る業務及び協会員又は当該協会員を所属金融商品取引業者等とする金融商品仲介業者の次に掲げる行為に関する法第六十八条の二の規定により定款において定められた同条に規定する措置に係る業務とする。

一 法第三十六条第二項、第三十七条から第三十八条まで、第三十七

一条第一項(同条第二項において準用する場合を含む。)及び第百六十二条の二の規定に基づく内閣府令の規定とする。

2 法第百九十四条の七第二項第二号に規定する政令で定める規定は、法第六十条の十三において準用する法第三十八条(第六号に係る部分に限る。)及び第四十条(第二号に係る部分であつて、有価証券の売買その他の取引又はデリバティブ取引等の公正を確保するためのものに限る。)の規定とする。

3 法第百九十四条の七第二項第三号に規定する政令で定める規定は、法第六十六条の十、第六十六条の十一(金融商品仲介行為の公正を確保するためのものに限る。)、第六十六条の十二、第六十六条の十四、第六十六条の十四の二並びに第六十六条の十五において準用する法第三十八条の二、第三十九条及び第四十条(同条第二号にあつては、金融商品仲介行為の公正を確保するためのものに限る。)の規定とする。

4 法第百九十四条の七第二項第四号に規定する政令で定める業務は、協会員又は当該協会員を所属金融商品取引業者等とする金融商品仲介業者の行為が次に掲げる行為に該当するかどうかの認定に関する法第六十七条の八第一項第十四号に規定する調査に係る業務及び協会員又は当該協会員を所属金融商品取引業者等とする金融商品仲介業者の次に掲げる行為に関する法第六十八条の二の規定により定款において定められた同条に規定する措置に係る業務とする。

一 法第三十一条の四第一項若しくは第二項、第三十七条から第三十八

の業務の制限に係るものに限る。)に違反する行為

三 法第七十八条第二項に規定する公益法人金融商品取引業協会の定款その他の規則又は当該定款その他の規則に定める取引の信義則(これらのうち、有価証券の売買その他の取引又はデリバティブ取引等の公正の確保に係るものに限る。)に違反し、又は背反する行為

6 法第九十四条の七第二項第六号に規定する政令で定める業務は、会員等の行為が次に掲げる行為に該当するかどうかの認定に関する法第八十四条第二項第二号に掲げる業務及び会員等の次に掲げる行為に関する法第八十七条の規定により定款において定められた同条に規定する措置に係る業務とする。

一 法第三十六条第二項、第三十七条から第三十九条まで、第四十条(同条第二号にあつては、取引所金融商品市場における有価証券の売買又は市場デリバティブ取引の公正を確保するためのものに限る。)、第四十条の二、第四十条の四、第四十条の五、第四十一条の二、第四十二条の二、第四十二条の七、第四十四条から第四十四条の四まで、第三十三条第一項、第五十七条から第五十九条まで、第六十二条、第六十三条から第六十七条まで若しくは第六十八条から第七十一条までの規定又は法第六十一条第一項(同条第二項において準用する場合を含む。)
若しくは第六十二条の二の規定に基づく内閣府令に違反する行為

二 法第三十条の二第一項の規定により付された条件(取引所金融

の業務の制限に係るものに限る。)に違反する行為

三 法第七十八条第二項に規定する公益法人金融商品取引業協会の定款その他の規則又は当該定款その他の規則に定める取引の信義則(これらのうち、有価証券の売買その他の取引又はデリバティブ取引等の公正の確保に係るものに限る。)に違反し、又は背反する行為

6 法第九十四条の七第二項第六号に規定する政令で定める業務は、会員等の行為が次に掲げる行為に該当するかどうかの認定に関する法第八十四条第二項第二号に掲げる業務及び会員等の次に掲げる行為に関する法第八十七条の規定により定款において定められた同条に規定する措置に係る業務とする。

一 法第三十一条の四第一項若しくは第二項、第三十七条から第三十九条まで、第四十条(同条第二号にあつては、取引所金融商品市場における有価証券の売買又は市場デリバティブ取引の公正を確保するためのものに限る。)、第四十条の二、第四十条の四、第四十条の五、第四十一条の二、第四十二条の二、第四十二条の七、第四十四条から第四十四条の四まで、第三十三条第一項、第五十七条から第五十九条まで、第六十二条、第六十三条から第六十七条まで若しくは第六十八条から第七十一条までの規定又は法第六十一条第一項(同条第二項において準用する場合を含む。)
若しくは第六十二条の二の規定に基づく内閣府令に違反する行為

二 法第三十条の二第一項の規定により付された条件(取引所金融

商品市場における有価証券の売買又は市場デリバティブ取引の公正を確保するための業務の制限に係るものに限る。)に違反する行為

三 金融商品取引所の定款、業務規程その他の規則又は当該定款その他の規則に定める取引の信義則(これらのうち、取引所金融商品市場における有価証券の売買又は市場デリバティブ取引の公正の確保に係るものに限る。)に違反し、又は背反する行為

7 法第九十四条の七第二項第七号に規定する政令で定める業務は、外国金融商品取引所参加者(法第五十五条の二第一項第六号に規定する外国金融商品取引所参加者をいう。以下同じ。)の次に掲げる行為に関する法第五十五条の三第一項第二号に規定する措置に係る業務とする。

一 法第三十六条第二項、第三十七条から第三十九条まで、第四十条(同条第二号にあつては、外国金融商品市場における有価証券の売買又は外国市場デリバティブ取引の公正を確保するためのものに限る。)、第四十条の二から第四十一条の三まで、第四十二条の二、第四十二条の七、第四十四条から第四十四条の四まで、第三十三条第一項、第五十七条から第五十九条まで、第六十二条、第六十三から第六十七条まで若しくは第六十八から第六十七条までの規定又は法第六十一条第一項(同条第二項において準用する場合を含む。)(若しくは第六十二条の二の規定に基づく内閣府令に違反する行為

二 法第三十条の二第一項の規定により付された条件(外国金融商

商品市場における有価証券の売買又は市場デリバティブ取引の公正を確保するための業務の制限に係るものに限る。)に違反する行為

三 金融商品取引所の定款、業務規程その他の規則又は当該定款その他の規則に定める取引の信義則(これらのうち、取引所金融商品市場における有価証券の売買又は市場デリバティブ取引の公正の確保に係るものに限る。)に違反し、又は背反する行為

7 法第九十四条の七第二項第七号に規定する政令で定める業務は、外国金融商品取引所参加者(法第五十五条の二第一項第六号に規定する外国金融商品取引所参加者をいう。以下同じ。)の次に掲げる行為に関する法第五十五条の三第一項第二号に規定する措置に係る業務とする。

一 法第三十一条の四第一項若しくは第二項、第三十七条から第三十九条まで、第四十条(同条第二号にあつては、外国金融商品市場における有価証券の売買又は外国市場デリバティブ取引の公正を確保するためのものに限る。)、第四十条の二から第四十一条の三まで、第四十二条の二、第四十二条の七、第四十四条から第四十四条の四まで、第三十三条第一項、第五十七条から第六十二条、第六十三から第六十七まで若しくは第六十八から第六十七までの規定又は法第六十一条第一項(同条第二項において準用する場合を含む。)(若しくは第六十二条の二の規定に基づく内閣府令に違反する行為

二 法第三十条の二第一項の規定により付された条件(外国金融商

品市場における有価証券の売買又は外国市場デリバティブ取引の公正を確保するための業務の制限に係るものに限る。)に違反する行為

三 外国金融商品取引所の業務規則(法第百五十五条の二第二項第一号に規定する業務規則をいい、外国金融商品市場における有価証券の売買又は外国市場デリバティブ取引の公正を確保するためのものに限る。)に違反し、又は背反する行為

8
(略)

(委員会への取引等の公正の確保に係る検査等以外の検査等の権限の委任)

第三十八条の二 法第百九十四条の七第一項の規定により金融庁長官に委任された権限及びこの政令による金融庁長官の権限(以下「長官権限」という。)のうち、法第二十六条(法第二十七条において準用する場合を含む。)、第二十七条の二十二第一項(法第二十七条の二十二の二第二項において準用する場合を含む。)、及び第二項、第二十七条の三十並びに第二十七条の三十五の規定による権限並びに法第百九十三条の二第五項の規定による権限(次条第二項第一号に規定する内閣府令で定める書類の受理を除く。)は、次に掲げるものを除き、委員会に委任する。ただし、これらの規定による報告又は資料の提出を命ずる権限及び公益又は投資者保護のため緊急の必要があると認められる場合における検査の権限(法第百七十二條第一項、第二項(同条第四項において準用する場合を含む。))及

品市場における有価証券の売買又は外国市場デリバティブ取引の公正を確保するための業務の制限に係るものに限る。)に違反する行為

三 外国金融商品取引所の業務規則(法第百五十五条の二第二項第一号に規定する業務規則をいい、外国金融商品市場における有価証券の売買又は外国市場デリバティブ取引の公正を確保するためのものに限る。)に違反し、又は背反する行為

8
(略)

(委員会への取引等の公正の確保に係る検査等以外の検査等の権限の委任)

第三十八条の二 法第百九十四条の七第一項の規定により金融庁長官に委任された権限及びこの政令による金融庁長官の権限(以下「長官権限」という。)のうち、法第二十六条(法第二十七条において準用する場合を含む。)、第二十七条の二十二第一項(法第二十七条の二十二の二第二項において準用する場合を含む。)、及び第二項、第二十七条の三十並びに第二十七条の三十五の規定による権限並びに法第百九十三条の二第五項の規定による権限(次条第二項第一号に規定する内閣府令で定める書類の受理を除く。)は、次に掲げるものを除き、委員会に委任する。ただし、これらの規定による報告又は資料の提出を命ずる権限及び公益又は投資者保護のため緊急の必要があると認められる場合における検査の権限(法第百七十二條第一項、第二項(同条第四項において準用する場合を含む。))及

び第三項、第七百七十二条の二第二項（同条第四項において準用する場合を含む。））、第二項（同条第五項において準用する場合を含む。）及び第六項、第七百七十二条の三各項、第七百七十二条の四第一項及び第二項（同条第三項において準用する場合を含む。））、第七百七十二条の五、第七百七十二条の六第一項（同条第二項において準用する場合を含む。））、第七百七十二条の七から第七百七十二条の九まで、第七百七十二条の十各項並びに第七百七十二条の十一第一項の規定による課徴金に係る事件についての検査に係るものを除く。）は、金融庁長官が自ら行うことを妨げない。

一〇三（略）

2 長官権限（法第九十四条の七第二項の規定により委員会に委任された権限を除く。）のうち、法第五十六条の二第一項（法第六十五条の三第三項において準用する場合を含む。）から第四項まで、第六十条の十一（法第六十条の十二第三項において準用する場合を含む。））、第六十三条第七項及び第八項、第六十六条の二十二、第七十五条、第七十九条の四、第七十九条の七十七、第七十九条の四、第七十九条の六、第七十九条の十六、第七十九条の二十、第七十九条の二十七、第七十九条（法第五十三条の四において準用する場合を含む。））、第七十九条の九、第七十九条の十五並びに第七十九条の三十四の規定による権限は、委員会に委任する。ただし、これらの規定による報告又は資料の提出を命ずる権限並びに公益又は投資者保護のため緊急の必要があると認められる場合及び検査の効果的かつ効率的な実施に特に資すると認められる場合における検査の

び第三項、第七百七十二条の二第二項（同条第四項において準用する場合を含む。））、第二項（同条第五項において準用する場合を含む。）及び第六項、第七百七十二条の三各項、第七百七十二条の四第一項及び第二項（同条第三項において準用する場合を含む。））、第七百七十二条の五、第七百七十二条の六第一項（同条第二項において準用する場合を含む。））、第七百七十二条の七から第七百七十二条の九まで、第七百七十二条の十各項並びに第七百七十二条の十一第一項の規定による課徴金に係る事件についての検査に係るものを除く。）は、金融庁長官が自ら行うことを妨げない。

一〇三（略）

2 長官権限（法第九十四条の七第二項の規定により委員会に委任された権限を除く。）のうち、法第五十六条の二第一項（法第六十五条の三第三項において準用する場合を含む。）から第三項まで、第六十条の十一（法第六十条の十二第三項において準用する場合を含む。））、第六十三条第七項及び第八項、第六十六条の二十二、第七十五条、第七十九条の四、第七十九条の七十七、第七十九条の四、第七十九条の六、第七十九条の十六、第七十九条の二十、第七十九条の二十七、第七十九条（法第五十三条の四において準用する場合を含む。））、第七十九条の九、第七十九条の十五並びに第七十九条の三十四の規定による権限は、委員会に委任する。ただし、これらの規定による報告又は資料の提出を命ずる権限並びに公益又は投資者保護のため緊急の必要があると認められる場合及び検査の効果的かつ効率的な実施に特に資すると認められる場合における検査の

権限は、金融庁長官が自ら行うことを妨げない。

(金融商品取引業者等に関する権限の財務局長等への委任)

第四十二条 長官権限のうち次に掲げるもの(登録金融機関に係るものを除く。)は、申請者、金融商品取引業者又は特例業務届出者(法第六十三条第三項に規定する特例業務届出者をいう。以下同じ。)(の本店その他の主たる営業所又は事務所(外国法人又は外国に住所を有する個人にあつては、国内における主たる営業所又は事務所。以下「本店等」という。))の所在地(第六号に掲げる権限にあつては、同号に規定する確認に係る事故の発生した営業所又は事務所の所在地)を管轄する財務局長(当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては福岡財務支局長、当該申請者、金融商品取引業者又は特例業務届出者が国内に営業所又は事務所を有しない場合にあつては関東財務局長)に委任する。

一〇十一 (略)

2 長官権限のうち次に掲げるもの(登録金融機関並びに金融庁長官の指定する金融商品取引業者、取引所取引許可業者及び特例業務届出者に係るものを除く。)は、金融商品取引業者若しくは特例業務届出者の本店等又は取引所取引許可業者の国内における代表者の所在地又は住所を管轄する財務局長(当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては福岡財務支局長、当該金融商品取引業者又は特例業務届出者が国内に営業所又は事務所を有しない場合にあつては関東財務局長)に委任する。ただし、第十二号に掲げる

権限は、金融庁長官が自ら行うことを妨げない。

(金融商品取引業者等に関する権限の財務局長等への委任)

第四十二条 長官権限のうち次に掲げるもの(登録金融機関に係るものを除く。)は、申請者、金融商品取引業者又は特例業務届出者(法第六十三条第三項に規定する特例業務届出者をいう。以下同じ。)(の本店その他の主たる営業所又は事務所(外国法人又は外国に住所を有する個人にあつては、国内における主たる営業所又は事務所。以下「本店等」という。))の所在地(第六号に掲げる権限にあつては、同号に規定する確認に係る事故の発生した営業所又は事務所の所在地)を管轄する財務局長(当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては福岡財務支局長、当該申請者、金融商品取引業者又は特例業務届出者が国内に営業所又は事務所を有しない場合にあつては関東財務局長)に委任する。

一〇十一 (略)

2 長官権限のうち次に掲げるもの(登録金融機関並びに金融庁長官の指定する金融商品取引業者、取引所取引許可業者及び特例業務届出者に係るものを除く。)は、金融商品取引業者若しくは特例業務届出者の本店等又は取引所取引許可業者の国内における代表者の所在地又は住所を管轄する財務局長(当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては福岡財務支局長、当該金融商品取引業者又は特例業務届出者が国内に営業所又は事務所を有しない場合にあつては関東財務局長)に委任する。ただし、第十二号に掲げる

権限は、金融庁長官が自ら行うことを妨げない。

一〇三 (略)

四 法第三十一条第一項及び第三項、第三十一条の二第三項、第五項及び第八項、第三十一条の四第一項及び第二項、第三十五条第三項及び第六項、第三十七条の三第三項、第四十二条の七第三項、第四十六条の六第一項、第五十条第一項、第五十条の二第一項及び第七項、第六十条の五、第六十条の七、第六十三条第三項及び第六項（法第六十三条の三第二項において準用する場合を含む。）、第六十三条の二第二項、第三項（法第六十三条の三第二項において準用する場合を含む。）及び第四項並びに第六十三条の三第一項の規定による届出の受理

五〇十一 (略)

十二 法第五十六条の二第一項（法第六十五条の三第三項において準用する場合を含む。）、第三項及び第四項、第六十条の十一（法第六十条の十二第三項において準用する場合を含む。）並びに第六十三条第七項及び第八項の規定による報告及び資料の提出の命令並びに検査（法第九十四条の七第二項第一号及び第二号の規定並びに第三十八条の二第二項の規定により委員会に委任されたものを除く。）

一三〇二十五 (略)

3 前項第十二号に掲げる権限で金融商品取引業者又は特例業務届出者の本店等以外の支店その他の営業所、事務所その他の施設、取引所取引許可業者の事務所その他の施設（国内における代表者の住所

権限は、金融庁長官が自ら行うことを妨げない。

一〇三 (略)

四 法第三十一条第一項及び第三項、第三十一条の二第三項、第五項及び第八項、第三十一条の四第四項、第三十五条第三項及び第六項、第三十七条の三第三項、第四十二条の七第三項、第四十六条の六第一項、第五十条第一項、第五十条の二第一項及び第七項、第六十条の五、第六十条の七、第六十三条第三項及び第六項（法第六十三条の三第二項において準用する場合を含む。）、第六十三条の二第二項、第三項（法第六十三条の三第二項において準用する場合を含む。）及び第四項並びに第六十三条の三第一項の規定による届出の受理

五〇十一 (略)

十二 法第五十六条の二第一項（法第六十五条の三第三項において準用する場合を含む。）及び第三項、第六十条の十一（法第六十条の十二第三項において準用する場合を含む。）並びに第六十三条第七項及び第八項の規定による報告及び資料の提出の命令並びに検査（法第九十四条の七第二項第一号及び第二号の規定並びに第三十八条の二第二項の規定により委員会に委任されたものを除く。）

一三〇二十五 (略)

3 前項第十二号に掲げる権限で金融商品取引業者又は特例業務届出者の本店等以外の支店その他の営業所、事務所その他の施設、取引所取引許可業者の事務所その他の施設（国内における代表者の住所

にあるものを除く。）、当該金融商品取引業者、取引所取引許可業者若しくは特例業務届出者と取引をする者、法第五十六条の二第一項に規定する子特定法人、当該金融商品取引業者を子会社（法第二十九条の四第三項に規定する子会社をいう。第四十三条第三項並びに第四十四条第七項及び第八項において同じ。）とする法第五十六条の二第一項に規定する持株会社、当該金融商品取引業者、取引所取引許可業者若しくは特例業務届出者から業務の委託を受けた者、当該金融商品取引業者（同条第三項に規定する特定金融商品取引業者等である者に限る。）の同条第三項に規定する親金融機関等若しくは子金融機関等又は当該金融商品取引業者の同条第四項に規定する親銀行等若しくは子銀行等（以下この条において「支店等」という。）に関するものについては、前項に規定する財務局長又は福岡財務支局長のほか、当該支店等の所在地（当該取引をする者又は業務の委託を受けた者が個人の場合にあつては、その住所又は居所）を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては福岡財務支局長、当該所在地が国外にある場合にあつては関東財務局長）も行うことができる。

4
4
7
(略)

（金融機関に関する権限の財務局長等への委任）

第四十三条 長官権限のうち次に掲げるもの（登録金融機関に係るものに限る。）は、銀行、協同組織金融機関及び第一条の九各号に掲げる金融機関の本店等の所在地（第六号に掲げる権限にあつては、

にあるものを除く。）、当該金融商品取引業者、取引所取引許可業者若しくは特例業務届出者と取引をする者、法第五十六条の二第一項に規定する子特定法人、当該金融商品取引業者を子会社（法第二十九条の四第三項に規定する子会社をいう。第四十三条第三項並びに第四十四条第七項及び第八項において同じ。）とする法第五十六条の二第一項に規定する持株会社、当該金融商品取引業者、取引所取引許可業者若しくは特例業務届出者から業務の委託を受けた者又は当該金融商品取引業者の同条第三項に規定する親銀行等若しくは子銀行等（以下この条において「支店等」という。）に関するものについては、前項に規定する財務局長又は福岡財務支局長のほか、当該支店等の所在地（当該取引をする者又は業務の委託を受けた者が個人の場合にあつては、その住所又は居所）を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては福岡財務支局長、当該所在地が国外にある場合にあつては関東財務局長）も行うことができる。

4
4
7
(略)

（金融機関に関する権限の財務局長等への委任）

第四十三条 長官権限のうち次に掲げるもの（登録金融機関に係るものに限る。）は、銀行、協同組織金融機関及び第一条の九各号に掲げる金融機関の本店等の所在地（第六号に掲げる権限にあつては、

同号に規定する確認に係る事故の発生した営業所又は事務所の所在地（を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長）に委任する。

一〇十（略）

2 長官権限のうち次に掲げるもの（登録金融機関に係るもの限り、金融庁長官の指定する登録金融機関に係るものを除く。）は、登録金融機関の本店等の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長）に委任する。ただし、第六号に掲げる権限は、金融庁長官が自ら行うことを妨げない。

一〇五（略）

六 法第五十六条の二第一項及び第三項の規定による報告及び資料の提出の命令並びに検査（法第九十四条の七第二項第一号の規定及び第三十八条の二第二項の規定により委員会に委任されたものを除く。）

七〇十六（略）

3 前項第六号に掲げる権限で登録金融機関の本店等以外の支店その他の営業所若しくは事務所、当該登録金融機関と取引をする者、当該登録金融機関を子会社とする法第五十六条の二第一項に規定する持株会社若しくは当該登録金融機関から業務の委託を受けた者又は当該登録金融機関（同条第三項に規定する特定金融商品取引業者等である者に限る。）の同条第三項に規定する親金融機関等若しくは子金融機関等（以下この条において「支店等」という。）に関する

同号に規定する確認に係る事故の発生した営業所又は事務所の所在地（を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長）に委任する。

一〇十（略）

2 長官権限のうち次に掲げるもの（登録金融機関に係るもの限り、金融庁長官の指定する登録金融機関に係るものを除く。）は、登録金融機関の本店等の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長）に委任する。ただし、第六号に掲げる権限は、金融庁長官が自ら行うことを妨げない。

一〇五（略）

六 法第五十六条の二第一項の規定による報告及び資料の提出の命令並びに検査（法第九十四条の七第二項第一号の規定及び第三十八条の二第二項の規定により委員会に委任されたものを除く。）

七〇十六（略）

3 前項第六号に掲げる権限で登録金融機関の本店等以外の支店その他の営業所若しくは事務所、当該登録金融機関と取引をする者、当該登録金融機関を子会社とする法第五十六条の二第一項に規定する持株会社又は当該登録金融機関から業務の委託を受けた者（以下この条において「支店等」という。）に関するものについては、前項に規定する財務局長又は福岡財務支局長のほか、当該支店等の所在地（当該取引をする者又は業務の委託を受けた者が個人の場合にあ

ものについては、前項に規定する財務局長又は福岡財務支局長のほか、当該支店等の所在地（当該取引をする者又は業務の委託を受けた者が個人の場合にあつては、その住所又は居所）を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては福岡財務支局長、当該所在地が国外にある場合にあつては関東財務局長）も行うことができる。

457 (略)

（委員会の金融商品取引業者等に関する権限の財務局長等への委任）

第四十四条 長官権限のうち次に掲げるものは、金融商品取引業者、登録金融機関、取引所取引許可業者、特例業務届出者、金融商品仲介業者、協会、金融商品取引所、金融商品取引所持株会社、自主規制法人、外国金融商品取引所又は証券金融会社（以下この条において「金融商品取引業者等」という。）の本店等又は国内における代表者の所在地又は住所を管轄する財務局長（当該所在地又は住所が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長）に委任する。ただし、委員会が自らその権限を行うことを妨げない。

一 法第九十四条の七第二項の規定により委員会に委任された同項各号（第八号を除く。）に掲げる権限

二 第三十八条の二第二項の規定により委員会に委任された法第五十六条の二第一項（法第六十五条の三第三項において準用する場

つては、その住所又は居所）を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては福岡財務支局長、当該所在地が国外にある場合にあつては関東財務局長）も行うことができる。

457 (略)

（委員会の金融商品取引業者等に関する権限の財務局長等への委任）

第四十四条 長官権限のうち次に掲げるものは、金融商品取引業者、登録金融機関、取引所取引許可業者、特例業務届出者、金融商品仲介業者、協会、金融商品取引所、金融商品取引所持株会社、自主規制法人、外国金融商品取引所又は証券金融会社（以下この条において「金融商品取引業者等」という。）の本店等又は国内における代表者の所在地又は住所を管轄する財務局長（当該所在地又は住所が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長）に委任する。ただし、委員会が自らその権限を行うことを妨げない。

一 法第九十四条の七第二項の規定により委員会に委任された同項各号（第八号を除く。）に掲げる権限

二 第三十八条の二第二項の規定により委員会に委任された法第五十六条の二第一項（法第六十五条の三第三項において準用する場

合を含む。）、第三項及び第四項、第六十条の十一（法第六十条の十二第三項において準用する場合を含む。）、第六十三条第七項及び第八項、第六十六条の二十二、第七十五条、第七十九条の四、第六十六条の二十七、第五十一条（法第五十三条の四において準用する場合を含む。）、第五十五条の九並びに第五十六条の三十四の規定による権限

2 前項各号に掲げる委員会の権限で金融商品取引業者等の金融商品取引支店等、金融支店等、取引所取引許可業者従属事務所等、特例業務支店等、金融商品仲介支店等、協会従属事務所等、取引所従属事務所等、取引所持株式会社支店等、自主規制法人従属事務所等、外国金融商品取引所従属事務所等又は証券金融支店等（以下この条において「対象支店等」という。）に関するものについては、同項に規定する財務局長又は福岡財務支局長のほか、当該対象支店等の所在地（当該金融商品取引業者等と取引をする者又は当該金融商品取引業者等から業務の委託を受けた者が個人の場合にあつては、その住所又は居所）を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては福岡財務支局長、当該所在地が国外にある場合にあつては関東財務局長）も行うことができる。

3 前項の規定により金融商品取引業者等の対象支店等に対して検査等を行った財務局長又は福岡財務支局長は、当該金融商品取引業者等の本店等又は当該対象支店等以外の対象支店等に対して検査等の必要を認めるときは、当該本店等又は当該対象支店等以外の対象支店等に対し、検査等を行うことができる。

合を含む。）及び第三項、第六十条の十一（法第六十条の十二第三項において準用する場合を含む。）、第六十三条第七項及び第八項、第六十六条の二十二、第七十五条、第七十九条の四、第六十六条の二十七、第五十一条（法第五十三条の四において準用する場合を含む。）、第五十五条の九並びに第五十六条の三十四の規定による権限

2 前項各号に掲げる委員会の権限で金融商品取引業者等の金融商品取引支店等、金融支店等、取引所取引許可業者従属事務所等、特例業務支店等、金融商品仲介支店等、協会従属事務所等、取引所従属事務所等、取引所持株式会社支店等、自主規制法人従属事務所等、外国金融商品取引所従属事務所等又は証券金融支店等（以下この条において「対象支店等」という。）に関するものについては、同項に規定する財務局長又は福岡財務支局長のほか、当該対象支店等の所在地（当該金融商品取引業者等と取引をする者又は当該金融商品取引業者等から業務の委託を受けた者が個人の場合にあつては、その住所又は居所）を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては福岡財務支局長、当該所在地が国外にある場合にあつては関東財務局長）も行うことができる。

3 前項の規定により金融商品取引業者等の対象支店等に対して検査等を行った財務局長又は福岡財務支局長は、当該金融商品取引業者等の本店等又は当該対象支店等以外の対象支店等に対して検査等の必要を認めるときは、当該本店等又は当該対象支店等以外の対象支店等に対し、検査等を行うことができる。

4 第一項及び第二項に規定する財務局長又は福岡財務支局長のほか、金融商品取引所の本店又は主たる事務所の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長）は、当該金融商品取引所に上場されている金融商品等（法第八十四条第二項に規定する金融商品等をいう。以下この項において同じ。）についての当該金融商品取引所の開設する取引所金融商品市場における有価証券の売買又は市場デリバティブ取引に関し、当該金融商品等に係る有価証券の売買若しくは市場デリバティブ取引又はこれらの媒介、取次ぎ若しくは代理を行つている金融商品取引業者、登録金融機関、取引所取引許可業者若しくは金融商品仲介業者の本店等、金融商品取引支店等、金融支店等、取引所取引許可業者従属事務所等又は金融商品仲介支店等（以下この項において「取引金融商品取引業者等」という。）に対して報告又は資料の提出を命ずる必要を認めるときは、当該取引金融商品取引業者等に対して報告又は資料の提出を命ずることができる。

5 第一項の規定は、委員会の指定する金融商品取引業者、登録金融機関、取引所取引許可業者及び特例業務届出者に係る同項各号に掲げる委員会の権限については、適用しない。この場合における第二項及び前項の規定の適用については、第二項中「金融商品取引業者等の金融商品取引支店等、金融支店等、取引所取引許可業者従属事務所等、特例業務支店等、金融商品仲介支店等、協会従属事務所等、取引所従属事務所等、取引所持株式会社支店等、自主規制法人従属事務所等、外国金融商品取引所従属事務所等又は証券金融支店等」

4 第一項及び第二項に規定する財務局長又は福岡財務支局長のほか、金融商品取引所の本店又は主たる事務所の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長）は、当該金融商品取引所に上場されている金融商品等（法第八十四条第二項に規定する金融商品等をいう。以下この項において同じ。）についての当該金融商品取引所の開設する取引所金融商品市場における有価証券の売買又は市場デリバティブ取引に関し、当該金融商品等に係る有価証券の売買若しくは市場デリバティブ取引又はこれらの媒介、取次ぎ若しくは代理を行つている金融商品取引業者、登録金融機関、取引所取引許可業者若しくは金融商品仲介業者の本店等、金融商品取引支店等、金融支店等、取引所取引許可業者従属事務所等又は金融商品仲介支店等（以下この項において「取引金融商品取引業者等」という。）に対して報告又は資料の提出を命ずる必要を認めるときは、当該取引金融商品取引業者等に対して報告又は資料の提出を命ずることができる。

5 第一項の規定は、委員会の指定する金融商品取引業者、登録金融機関、取引所取引許可業者及び特例業務届出者に係る同項各号に掲げる委員会の権限については、適用しない。この場合における第二項及び前項の規定の適用については、第二項中「金融商品取引業者等の金融商品取引支店等、金融支店等、取引所取引許可業者従属事務所等、特例業務支店等、金融商品仲介支店等、協会従属事務所等、取引所従属事務所等、取引所持株式会社支店等、自主規制法人従属事務所等、外国金融商品取引所従属事務所等又は証券金融支店等」

とあるのは「金融商品取引業者、登録金融機関、取引所取引許可業者又は特例業務届出者の金融商品取引支店等、金融支店等、取引所取引許可業者従属事務所等又は特例業務支店等」と、「同項に規定する財務局長又は福岡財務支局長」とあるのは「委員会」と、「当該金融商品取引業者等」とあるのは「当該金融商品取引業者、登録金融機関、取引所取引許可業者若しくは特例業務届出者」と、前項中「第一項及び第二項に規定する財務局長又は福岡財務支局長」とあるのは「第二項に規定する財務局長又は福岡財務支局長」とする。

とあるのは「金融商品取引業者、登録金融機関、取引所取引許可業者又は特例業務届出者の金融商品取引支店等、金融支店等、取引所取引許可業者従属事務所等又は特例業務支店等」と、「同項に規定する財務局長又は福岡財務支局長」とあるのは「委員会」と、「当該金融商品取引業者等」とあるのは「当該金融商品取引業者、登録金融機関、取引所取引許可業者若しくは特例業務届出者」と、前項中「第一項及び第二項に規定する財務局長又は福岡財務支局長」とあるのは「第二項に規定する財務局長又は福岡財務支局長」とする。

6 委員会は、前項の指定をした場合には、その旨を公示するものとする。これを取り消したときも、同様とする。

7 第二項及び第四項に規定する「金融商品取引支店等」とは、金融商品取引業者の本店等以外の支店その他の営業所若しくは事務所、当該金融商品取引業者と取引をする者、法第五十六条の二第一項に規定する子特定法人、当該金融商品取引業者を子会社とする持株会社（同項に規定する持株会社をいう。次項において同じ。）、当該金融商品取引業者から業務の委託を受けた者、当該金融商品取引業者（同条第三項に規定する特定金融商品取引業者等である者に限る者）（同条第三項に規定する親金融機関等若しくは子金融機関等又はは当該金融商品取引業者の同条第四項に規定する親銀行等若しくは子銀行等をいう。

6 委員会は、前項の指定をした場合には、その旨を公示するものとする。これを取り消したときも、同様とする。

7 第二項及び第四項に規定する「金融商品取引支店等」とは、金融商品取引業者の本店等以外の支店その他の営業所若しくは事務所、当該金融商品取引業者と取引をする者、法第五十六条の二第一項に規定する子特定法人、当該金融商品取引業者を子会社とする持株会社（同項に規定する持株会社をいう。次項において同じ。）、当該金融商品取引業者から業務の委託を受けた者又は当該金融商品取引業者の同条第三項に規定する親銀行等若しくは子銀行等をいう。

8 第二項及び第四項に規定する「金融支店等」とは、登録金融機関の本店等以外の支店その他の営業所若しくは事務所、当該登録金融

8 第二項及び第四項に規定する「金融支店等」とは、登録金融機関の本店等以外の支店その他の営業所若しくは事務所、当該登録金融

機関と取引をする者、当該登録金融機関を子会社とする持株会社若しくは当該登録金融機関から業務の委託を受けた者又は当該登録金融機関（法第五十六条の二第三項に規定する特定金融商品取引業者等である者に限る。）の同条第三項に規定する親金融機関等若しくは子金融機関等をいう。

機関と取引をする者、当該登録金融機関を子会社とする持株会社又は当該登録金融機関から業務の委託を受けた者をいう。

二 中小企業等協同組合法施行令（昭和三十三年政令第四十三号）

改正案

現行

<p>（子金融機関等の範囲）</p> <p>第二十七条の二 法第五十八条の五の二第二項に規定する政令で定める者は、次に掲げる者とする。</p> <p>一 当該組合の子法人等（法第一百五条の三第四項に規定する子法人等をいう。以下同じ。）</p> <p>二 当該組合の関連法人等</p> <p>2 法第五十八条の五の二第二項に規定する政令で定める金融業を行う者は、次に掲げる者とする。</p> <p>一 外国保険会社等（保険業法第二条第七項に規定する外国保険会社等をいう。）</p> <p>二 少額短期保険業者（保険業法第二条第十八項に規定する少額短期保険業者をいう。）</p> <p>三 金銭の貸付け又は金銭の貸借の媒介（手形の割引、売渡担保その他これらに類する方法によつてする金銭の交付又は当該方法によつてする金銭の授受の媒介を含む。）を業として行う者（保険会社（保険業法第二条第二項に規定する保険会社をいう。次号において同じ。）、銀行（銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）第二条第一項に規定する銀行をいう。次号において同じ。）、金融商品取引業者（金融商品取引法第二条第九項に規定する金融商</p>	<p>（新設）</p>
--	-------------

品取引業者をいう。次号において同じ。)及び前二号に掲げる者を除く。)

四 外国の法令に準拠して外国において次に掲げる事業を行う者(保険会社、銀行、金融商品取引業者及び前三号に掲げる者を除く。)

イ 保険業法第二条第一項に規定する保険業

ロ 銀行法第二条第二項に規定する銀行業

ハ 金融商品取引法第二条第八項に規定する金融商品取引業

3

第一項第二号に規定する「関連法人等」とは、組合(当該組合の子法人等を含む。)が出資、取締役その他これに準ずる役職への当該組合の役員若しくは使用人である者若しくはこれらであつた者の就任、融資、債務の保証若しくは担保の提供、技術の提供又は営業上若しくは事業上の取引等を通じて、財務及び営業又は事業の方針の決定に対して重要な影響を与えることができる他の法人等(会社その他これに準ずる事業体(外国におけるこれらに相当するものを含む。))をいい、子法人等を除く。)として主務省令で定めるものをいう。

三 農業協同組合法施行令（昭和三十七年政令第二百七十一号）

改正案

現行

<p>（子金融機関等の範囲）</p> <p>第一条の十一 法第十一条の五の二第二項の政令で定める者は、次に掲げる者（当該組合を所属組合（法第九十二条の二第三項に規定する所属組合をいう。）とする特定信用事業代理業者（法第九十二条の二第三項に規定する特定信用事業代理業者をいう。第五条の六において同じ。）を除く。）とする。</p> <p>一 当該組合の子法人等</p> <p>二 当該組合の関連法人等</p> <p>三 当該組合のために法第九十二条の二第二項に規定する特定信用事業代理業を営む者（前二号に掲げる者を除く。）</p> <p>2 法第十一条の五の二第二項の政令で定める金融業を行う者は、次に掲げる者とする。</p> <p>一 第五条の三各号に掲げる者</p> <p>二 金銭の貸付け又は金銭の貸借の媒介（手形の割引、売渡担保その他これらに類する方法によつてする金銭の交付又は当該方法によつてする金銭の授受の媒介を含む。第一条の十六第二項第三号において同じ。）を業として行う者（銀行、金融商品取引業者（金融商品取引法第二条第九項に規定する金融商品取引業者をいう。同号において同じ。）、保険会社（保険業法（平成七年法律第</p>	<p>（新設）</p>
--	-------------

百五号) 第二条第二項に規定する保険会社をいう。第一条の十六第二項第三号及び第四号において同じ。) 及び前号に掲げる者を除く。)

3 第一項第一号に規定する「子法人等」とは、組合によりその財務及び事業の方針を決定する機関(株主総会その他これに準ずる機関をいう。以下この項及び第一条の十六第三項において「意思決定機関」という。)を支配されている他の法人等(会社その他これに準ずる事業体(外国におけるこれらに相当するものを含む。))をいう。以下この条並びに第一条の十六第三項及び第四項において同じ。)

として主務省令で定めるものをいう。この場合において、組合及び子法人等又は子法人等が他の法人等の意思決定機関を支配している場合における当該他の法人等は、当該組合の子法人等とみなす。

4 第一項第二号に規定する「関連法人等」とは、組合(当該組合の子法人等(前項に規定する子法人等をいう。以下この項において同じ。))を含む。)が出資、取締役その他これに準ずる役職への当該組合の役員若しくは使用人である者若しくはこれらであつた者の就任、融資、債務の保証若しくは担保の提供、技術の提供又は事業上の取引等を通じて、財務及び事業の方針の決定に対して重要な影響を与えることができる他の法人等(子法人等を除く。))として主務省令で定めるものをいう。

(特定共済契約の相手方に対する電磁的方法による提供の承諾等)
第一条の十二 法第十条第一項第十号の事業を行う組合は、法第十一

(特定共済契約の相手方に対する電磁的方法による提供の承諾等)
第一条の十一 法第十条第一項第十号の事業を行う組合は、法第十一

条の十の三において準用する金融商品取引法（以下この条から第一条の十四までにおいて「準用金融商品取引法」という。）第三十四条の二第四項（準用金融商品取引法第三十四条の四第三項、第三十七条の三第二項及び第三十七条の四第二項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）の規定により準用金融商品取引法第三十四条の二第四項に規定する事項を提供しようとするときは、農林水産省令で定めるところにより、あらかじめ、当該事項の提供の相手方に対し、その用いる同項に規定する方法（以下この条において「電磁的方法」という。）の種類及び内容を示し、書面又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

2 前項の規定による承諾を得た組合は、同項の相手方から書面又は電磁的方法により電磁的方法による提供を受けない旨の申出があつたときは、当該相手方に対し、準用金融商品取引法第三十四条の二第四項に規定する事項の提供を電磁的方法によつてしてはならない。ただし、当該相手方が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

（特定共済契約の相手方からの電磁的方法による同意の取得の承諾等）

第一条の十三 法第十条第一項第十号の事業を行う組合は、準用金融商品取引法第三十四条の三第三項（準用金融商品取引法第三十四条の四第四項において準用する場合を含む。以下この条において同じ

条の十の三において準用する金融商品取引法（以下この条から第一条の十三までにおいて「準用金融商品取引法」という。）第三十四条の二第四項（準用金融商品取引法第三十四条の四第三項、第三十七条の三第二項及び第三十七条の四第二項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）の規定により準用金融商品取引法第三十四条の二第四項に規定する事項を提供しようとするときは、農林水産省令で定めるところにより、あらかじめ、当該事項の提供の相手方に対し、その用いる同項に規定する方法（以下この条において「電磁的方法」という。）の種類及び内容を示し、書面又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

2 前項の規定による承諾を得た組合は、同項の相手方から書面又は電磁的方法により電磁的方法による提供を受けない旨の申出があつたときは、当該相手方に対し、準用金融商品取引法第三十四条の二第四項に規定する事項の提供を電磁的方法によつてしてはならない。ただし、当該相手方が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

（特定共済契約の相手方からの電磁的方法による同意の取得の承諾等）

第一条の十二 法第十条第一項第十号の事業を行う組合は、準用金融商品取引法第三十四条の三第三項（準用金融商品取引法第三十四条の四第四項において準用する場合を含む。以下この条において同じ

。の規定により準用金融商品取引法第三十四条の三第三項に規定する同意を得ようとするときは、農林水産省令で定めるところにより、あらかじめ、当該同意を得ようとする相手方に対し、その用いる同項に規定する方法（以下この条において「電磁的方法」という。）の種類及び内容を示し、書面又は電磁的方法による承諾を得なければならぬ。

2 前項の規定による承諾を得た組合は、同項の相手方から書面又は電磁的方法により電磁的方法による同意を行わない旨の申出があつたときは、当該相手方に対し、準用金融商品取引法第三十四条の三第三項に規定する同意の取得を電磁的方法によつてしてはならない。ただし、当該相手方が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

（特定共済契約に関して利用者の判断に影響を及ぼす重要事項）

第一条の十四 準用金融商品取引法第三十七条第一項第三号に規定する政令で定めるものは、次に掲げる事項とする。

- 一 特定共済契約（法第十一条の三に規定する特定共済契約をいう。以下同じ。）に関して利用者が支払うべき手数料、報酬その他の対価に関する事項であつて農林水産省令で定めるもの
- 二 利用者が行う特定共済契約の締結について金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る変動を直接の原因として損失が生ずることとなるおそれがある場合にあつては、次

。の規定により準用金融商品取引法第三十四条の三第三項に規定する同意を得ようとするときは、農林水産省令で定めるところにより、あらかじめ、当該同意を得ようとする相手方に対し、その用いる同項に規定する方法（以下この条において「電磁的方法」という。）の種類及び内容を示し、書面又は電磁的方法による承諾を得なければならぬ。

2 前項の規定による承諾を得た組合は、同項の相手方から書面又は電磁的方法により電磁的方法による同意を行わない旨の申出があつたときは、当該相手方に対し、準用金融商品取引法第三十四条の三第三項に規定する同意の取得を電磁的方法によつてしてはならない。ただし、当該相手方が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

（特定共済契約に関して利用者の判断に影響を及ぼす重要事項）

第一条の十三 準用金融商品取引法第三十七条第一項第三号に規定する政令で定めるものは、次に掲げる事項とする。

- 一 特定共済契約（法第十一条の三に規定する特定共済契約をいう。以下同じ。）に関して利用者が支払うべき手数料、報酬その他の対価に関する事項であつて農林水産省令で定めるもの
- 二 利用者が行う特定共済契約の締結について金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る変動を直接の原因として損失が生ずることとなるおそれがある場合にあつては、次

に掲げる事項

イ 当該指標

ロ 当該指標に係る変動により損失が生ずるおそれがある旨及び

その理由

三 前二号に掲げる事項に準ずるものとして農林水産省令で定める
事項

(特定共済契約の締結について金融商品取引法を準用する場合の読
替え)

第一条の十五 法第十一条の十の三の規定により金融商品取引法第三
十四条、第三十七条第一項第一号及び第三十七条の三第一項第一号
の規定を準用する場合には、同法第三十四条中「同条第三十
一項第四号」とあるのは「第二条第三十一項第四号」と、同法第三
十七条第一項第一号及び第三十七条の三第一項第一号中「商号、名
称又は氏名」とあるのは「名称」と読み替えるものとする。

(子金融機関等の範囲)

第一条の十六 法第十一条の十二の二第二項の政令で定める者は、次
に掲げる者とする。

一 当該組合の子法人等

二 当該組合の関連法人等

に掲げる事項

イ 当該指標

ロ 当該指標に係る変動により損失が生ずるおそれがある旨及び

その理由

三 前二号に掲げる事項に準ずるものとして農林水産省令で定める
事項

(特定共済契約の締結について金融商品取引法を準用する場合の読
替え)

第一条の十四 法第十一条の十の三の規定により金融商品取引法第三
十四条、第三十七条第一項第一号及び第三十七条の三第一項第一号
の規定を準用する場合には、同法第三十四条中「同条第三十
一項第四号」とあるのは「第二条第三十一項第四号」と、同法第三
十七条第一項第一号及び第三十七条の三第一項第一号中「商号、名
称又は氏名」とあるのは「名称」と読み替えるものとする。

(新設)

- 2 法第十一条の十二の二第二項の政令で定める金融業を行う者は、次に掲げる者とする。
- 一 外国保険会社等（保険業法第二条第七項に規定する外国保険会社等をいう。）
 - 二 少額短期保険業者（保険業法第二条第十八項に規定する少額短期保険業者をいう。）
 - 三 金銭の貸付け又は金銭の貸借の媒介を業として行う者（保険会社、銀行、金融商品取引業者及び前二号に掲げる者を除く。）
 - 四 外国の法令に準拠して外国において保険業法第二条第一項に規定する保険業を行う者（保険会社及び前三号に掲げる者を除く。）
- 3 第一項第一号に規定する「子法人等」とは、組合によりその意思決定機関を支配されている他の法人等として農林水産省令で定めるものをいう。この場合において、組合及び子法人等又は子法人等が他の法人等の意思決定機関を支配している場合における当該他の法人等は、当該組合の子法人等とみなす。
- 4 第一項第二号に規定する「関連法人等」とは、組合（当該組合の子法人等（前項に規定する子法人等をいう。以下この項において同じ。）を含む。）が出資、取締役その他これに準ずる役職への当該組合の役員若しくは使用人である者若しくはこれらであつた者の就任、融資、債務の保証若しくは担保の提供、技術の提供又は事業上の取引等を通じて、財務及び事業の方針の決定に対して重要な影響を与えることができる他の法人等（子法人等を除く。）として農林

水産省令で定めるものをいう。

(変更対象外契約の範囲)

第一条の十七 法第十一条の三十三第四項の政令で定める共済契約は、次に掲げる共済契約とする。

一 契約条件の変更の基準となる日(次号において「基準日」という。)において既に共済事故が発生している共済契約(当該共済事故に係る共済金の支払により消滅することとなるものに限る。)

二 基準日において既に共済期間が終了している共済契約(基準日において共済期間の途中で解約その他の共済契約の終了の事由が発生しているものを含み、前号に掲げるものを除く。)

(契約条件の変更の限度)

第一条の十八 法第十一条の三十五第二項の政令で定める率は、年百分の三とする。

(特定信用事業代理業者が締結の代理等を行う特定貯金等契約の相手方に対する電磁的方法による提供の承諾等)

第五条の六 特定信用事業代理業者は、法第九十二条の五において準用する金融商品取引法第三十七条の三第二項及び第三十七条の四第

(変更対象外契約の範囲)

第一条の十五 法第十一条の三十三第四項の政令で定める共済契約は、次に掲げる共済契約とする。

一 契約条件の変更の基準となる日(次号において「基準日」という。)において既に共済事故が発生している共済契約(当該共済事故に係る共済金の支払により消滅することとなるものに限る。)

二 基準日において既に共済期間が終了している共済契約(基準日において共済期間の途中で解約その他の共済契約の終了の事由が発生しているものを含み、前号に掲げるものを除く。)

(契約条件の変更の限度)

第一条の十六 法第十一条の三十五第二項の政令で定める率は、年百分の三とする。

(特定信用事業代理業者が締結の代理等を行う特定貯金等契約の相手方に対する電磁的方法による提供の承諾等)

第五条の六 特定信用事業代理業者(法第九十二条の二第三項に規定する特定信用事業代理業者をいう。次項において同じ。)は、法第

二項において準用する同法第三十四条の二第四項の規定により同項に規定する事項を提供しようとするときは、主務省令で定めるところにより、あらかじめ、当該事項の提供の相手方に対し、その用いる同項に規定する方法（以下この条において「電磁的方法」という。）の種類及び内容を示し、書面又は電磁的方法による承諾を得なければならぬ。

2
(略)

九十二条の五において準用する金融商品取引法第三十七条の三第二項及び第三十七条の四第二項において準用する同法第三十四条の二第四項の規定により同項に規定する事項を提供しようとするときは、主務省令で定めるところにより、あらかじめ、当該事項の提供の相手方に対し、その用いる同項に規定する方法（以下この条において「電磁的方法」という。）の種類及び内容を示し、書面又は電磁的方法による承諾を得なければならぬ。

2
(略)

四 信用金庫法施行令（昭和四十三年政令第四百四十二号）

改正案	現行
<p>（出資一口の金額の減少等の場合に各別に異議の催告をすることを要しない債権者）</p> <p>第七条 法第五十二条第二項（法第六十一条の二第四項、第六十一条の三第六項及び第六十一条の四第四項において準用する場合を含む。）並びに法第八十九条第一項において準用する銀行法（昭和五十六年法律第五十九号。第十条、第十条の二及び第十一条から第十二条まで（<u>第十一条の三第二項第四号イを除く。</u>）において「銀行法」という。）第三十四条第一項及び第三十五条第一項ただし書に規定する政令で定める債権者は、保護預り契約に係る債権者その他の信用金庫又は信用金庫連合会（以下「金庫」と総称する。）の業務に係る多数人を相手方とする定型的契約の債権者で内閣府令で定めるものとする。</p> <p>（金庫の特定関係者）</p> <p>第十一条の二 銀行法第十三条の二本文に規定する政令で定める特殊の関係のある者は、次に掲げる者とする。</p> <p>一 当該金庫の子会社その他の子法人等及び関連法人等</p> <p>二 当該金庫を所屬信用金庫とする信用金庫代理業者並びに当該信用金庫代理業者の子法人等及び関連法人等（前号に掲げる者を除</p>	<p>（出資一口の金額の減少等の場合に各別に異議の催告をすることを要しない債権者）</p> <p>第七条 法第五十二条第二項（法第六十一条の二第四項、第六十一条の三第六項及び第六十一条の四第四項において準用する場合を含む。）並びに法第八十九条第一項において準用する銀行法（昭和五十六年法律第五十九号。第十条、第十条の二及び第十一条から第十二条までにおいて「銀行法」という。）第三十四条第一項及び第三十五条第一項ただし書に規定する政令で定める債権者は、保護預り契約に係る債権者その他の信用金庫又は信用金庫連合会（以下「金庫」と総称する。）の業務に係る多数人を相手方とする定型的契約の債権者で内閣府令で定めるものとする。</p> <p>（金庫の特定関係者）</p> <p>第十一条の二 銀行法第十三条の二本文に規定する政令で定める特殊の関係のある者は、次に掲げる者とする。</p> <p>一 当該金庫の子会社その他の子法人等及び関連法人等</p> <p>二 当該金庫を所屬信用金庫とする信用金庫代理業者並びに当該信用金庫代理業者の子法人等及び関連法人等（前号に掲げる者を除</p>

く。)

三 前号の信用金庫代理業者を子法人等とする親法人等並びに当該親法人等の子法人等及び関連法人等（当該金庫及び前二号に掲げる者を除く。）

四 当該金庫を所属信用金庫とする信用金庫代理業者（個人に限る。以下この号において「個人信用金庫代理業者」という。）に係る次に掲げる会社、組合その他これらに準ずる事業体（外国におけるこれらに相当するものを含み、前三号に掲げる者を除く。以下この号において「法人等」という。）

イ 当該個人信用金庫代理業者がその総株主等の議決権の百分の五十を超える議決権を保有する法人等（当該法人等の子法人等及び関連法人等を含む。）

ロ 当該個人信用金庫代理業者がその総株主等の議決権の百分の二十以上百分の五十以下の議決権を保有する法人等

2 前項に規定する親法人等とは、他の法人等（会社、組合その他これらに準ずる事業体（外国におけるこれらに相当するものを含む。）をいう。以下この条において同じ。）の財務及び営業又は事業の方針を決定する機関（株主総会その他これに準ずる機関をいう。以下この項において「意思決定機関」という。）を支配している法人等として内閣府令で定めるものをいい、前項に規定する子法人等とは、親法人等によりその意思決定機関を支配されている他の法人等をいう。この場合において、親法人等及び子法人等又は子法人等が他の法人等の意思決定機関を支配している場合における当該他の法

く。)

三 前号の信用金庫代理業者を子法人等とする親法人等並びに当該親法人等の子法人等及び関連法人等（当該金庫及び前二号に掲げる者を除く。）

四 当該金庫を所属信用金庫とする信用金庫代理業者（個人に限る。以下この号において「個人信用金庫代理業者」という。）に係る次に掲げる会社、組合その他これらに準ずる事業体（外国におけるこれらに相当するものを含み、前三号に掲げる者を除く。以下この号において「法人等」という。）

イ 当該個人信用金庫代理業者がその総株主等の議決権の百分の五十を超える議決権を保有する法人等（当該法人等の子法人等及び関連法人等を含む。）

ロ 当該個人信用金庫代理業者がその総株主等の議決権の百分の二十以上百分の五十以下の議決権を保有する法人等

2 前項に規定する親法人等とは、他の法人等（会社、組合その他これらに準ずる事業体（外国におけるこれらに相当するものを含む。）をいう。以下この条において同じ。）の財務及び営業又は事業の方針を決定する機関（株主総会その他これに準ずる機関をいう。以下この項において「意思決定機関」という。）を支配している法人等として内閣府令で定めるものをいい、前項に規定する子法人等とは、親法人等によりその意思決定機関を支配されている他の法人等をいう。この場合において、親法人等及び子法人等又は子法人等が他の法人等の意思決定機関を支配している場合における当該他の法

人等は、その親法人等の子法人等とみなす。

- 3 第一項に規定する関連法人等とは、法人等（当該法人等の子法人等（前項に規定する子法人等をいう。以下この項及び次条第一項第一号において同じ。）を含む。）が出資、取締役その他これに準ずる役職への当該法人等の役員若しくは使用人である者若しくはこれらであつた者の就任、融資、債務の保証若しくは担保の提供、技術の提供又は営業上若しくは事業上の取引等を通じて、財務及び営業又は事業の方針の決定に対して重要な影響を与えることができる他の法人等（子法人等を除く。）として内閣府令で定めるものをいう。

（子金融機関等の範囲）

第十一条の三 銀行法第十三条の三の二第三項に規定する政令で定める者は、次に掲げる者（当該金庫を所属信用金庫とする信用金庫代理業者を除く。）とする。

- 一 当該金庫の子法人等
 - 二 当該金庫の関連法人等（前条第三項に規定する関連法人等をいう。）
 - 三 当該金庫のために法第八十五条の二第二項に規定する信用金庫代理業を行う者（前二号に掲げる者を除く。）
- 2 銀行法第十三条の三の二第三項に規定する政令で定める金融業を行う者は、次に掲げる者とする。
- 一 金庫

人等は、その親法人等の子法人等とみなす。

- 3 第一項に規定する関連法人等とは、法人等（当該法人等の子法人等を含む。）が出資、取締役その他これに準ずる役職への当該法人等の役員若しくは使用人である者若しくはこれらであつた者の就任、融資、債務の保証若しくは担保の提供、技術の提供又は営業上若しくは事業上の取引等を通じて、財務及び営業又は事業の方針の決定に対して重要な影響を与えることができる他の法人等（子法人等を除く。）として内閣府令で定めるものをいう。

（新設）

二 第九条の六各号に掲げる者

三 金銭の貸付け又は金銭の貸借の媒介（手形の割引、売渡担保その他これらに類する方法によつてする金銭の交付又は当該方法によつてする金銭の授受の媒介を含む。）を業として行う者（金融商品取引業者（金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二条第九項に規定する金融商品取引業者をいう。次号において同じ。）、保険会社（保険業法（平成七年法律第百五号）第二条第二項に規定する保険会社をいう。同号において同じ。）及び前二号に掲げる者を除く。）

四 外国の法令に準拠して外国において次に掲げる事業を行う者（銀行、金融商品取引業者、保険会社及び前三号に掲げる者を除く。）

イ 銀行法第二条第二項に規定する銀行業

ロ 金融商品取引法第二条第八項に規定する金融商品取引業

ハ 保険業法第二条第一項に規定する保険業

（銀行法を準用する場合の読替え）

第十三条 法第八十九条第一項の規定において銀行法の規定を準用する場合においては、同法の規定中「営業所」とあるのは「事務所」と、「第四条第一項」とあるのは「信用金庫法第四条」と、「取締役又は執行役」とあり、及び「取締役、執行役」とあるのは「理事」と、「営業時間」とあるのは「業務取扱時間」と、「株主総会」とあるのは「総会」と、「本店」とあるのは「主たる事務所」と読

（銀行法を準用する場合の読替え）

第十三条 法第八十九条第一項の規定において銀行法の規定を準用する場合においては、同法の規定中「営業所」とあるのは「事務所」と、「第四条第一項」とあるのは「信用金庫法第四条」と、「取締役又は執行役」とあり、及び「取締役、執行役」とあるのは「理事」と、「営業時間」とあるのは「業務取扱時間」と、「株主総会」とあるのは「総会」と、「本店」とあるのは「主たる事務所」と読

み替えるほか、次の表の上欄に掲げる同法の規定中の字句で同表の中欄に掲げるものは、それぞれ同表の下欄の字句に読み替えるものとする。

第十二条の二第二項			第四条第四項	第四条の見出し	読み替える銀行法の規定
預金者等の	第十三条の四	定期積金等	第一項	営業	読み替えられる字句
預金者又は定期積金の積金者（以下この項に	信用金庫法第八十九条の二	定期積金	信用金庫法第四条	事業	読み替える字句

み替えるほか、次の表の上欄に掲げる同法の規定中の字句で同表の中欄に掲げるものは、それぞれ同表の下欄の字句に読み替えるものとする。

第十二条の二第二項			第四条第四項	第四条の見出し	読み替える銀行法の規定
預金者等の	第十三条の四	定期積金等	第一項	営業	読み替えられる字句
預金者又は定期積金の積金者（以下この項に	信用金庫法第八十九条の二	定期積金	信用金庫法第四条	事業	読み替える字句

第一項	第十三条の三の二	第十三条の三	第十三条の二	第十三条第二項	第十二条の二第二項	
子金融機関等	親金融機関等若しくは子金融機関等	第十三条の四	子会社、当該銀行の銀行主要株主、当該銀行を子会社とする銀行持株会社、当該銀行持株会社の子会社（当該銀行を除く。）	子会社（内閣府令で定める会社を除く。）	第十三条の四	において「預金者等」という。）の
	子金融機関等	信用金庫法第八十九条の二	子会社	子会社（信用金庫法第三十二条第六項に規定する子会社をいう。以下同じ。）	信用金庫法第八十九条の二	において「預金者等」という。）の
(新設)	(新設)	(新設)	第十三条の二	第十三条第二項	第十二条の二第二項	
(新設)	(新設)	(新設)	子会社、当該銀行の銀行主要株主、当該銀行を子会社とする銀行持株会社、当該銀行持株会社の子会社（当該銀行を除く。）	子会社（内閣府令で定める会社を除く。）	第十三条の四	において「預金者等」という。）の
(新設)	(新設)	(新設)	子会社	子会社（信用金庫法第三十二条第六項に規定する子会社をいう。以下同じ。）	信用金庫法第八十九条の二	において「預金者等」という。）の

	第十四条の見出し	第十四条第二項
銀行業、銀行代理業	取締役等	会社法第三百六十五条 第一項（競業及び取締役 役会設置会社との取引 等の制限）の規定によ り読み替えて適用する 同法第三百五十六条第 一項（競業及び利益相 反取引の制限）の規定 及び同法第四百十九條 第二項（執行役の監査 委員に対する報告義務 等）において準用する 同法第三百五十六条第 一項の規定による取締
信用金庫法第五十三条 第一項各号に掲げる業 務、同法第八十五条の 二第二項に規定する信 用金庫代理業	理事	信用金庫法第三十五条 の五第一項の規定によ る理事会の承認に対す る同法第三十七条第一 項
	第十四条の見出し	第十四条第二項
(新設)	取締役等	会社法第三百六十五条 第一項（競業及び取締 役会設置会社との取引 等の制限）の規定によ り読み替えて適用する 同法第三百五十六条第 一項（競業及び利益相 反取引の制限）の規定 及び同法第四百十九條 第二項（執行役の監査 委員に対する報告義務 等）において準用する 同法第三百五十六条第 一項の規定による取締
(新設)	理事	信用金庫法第三十五条 の五第一項の規定によ る理事会の承認に対す る同法第三十七条第一 項

第二十七条	第二十四条第二項	第二十一条第四項	第二十一条第三項	第十四条の二第二号	役会の承認に対する同法第三百六十九条第一項（取締役会の決議）
、会計参与若しくは監	次項、次条第二項及び第五項並びに第四十七条第二項	電磁的方法	電磁的記録	第三章及び第四章	
若しくは監事	次項並びに次条第二項及び第五項	電磁的方法（信用金庫法第十二条第三項に規定する電磁的方法をいう。）	電磁的記録（信用金庫法第二十三条第二項に規定する電磁的記録をいう。以下同じ。）	第十九条第二項、第二十一条第二項及び第二十六条	
第二十七条	第二十四条第二項	第二十一条第四項	第二十一条第三項	第十四条の二第二号	役会の承認に対する同法第三百六十九条第一項（取締役会の決議）
、会計参与若しくは監	次項、次条第二項及び第五項並びに第四十七条第二項	電磁的方法	電磁的記録	第三章及び第四章	
若しくは監事	次項並びに次条第二項及び第五項	電磁的方法（信用金庫法第十二条第三項に規定する電磁的方法をいう。）	電磁的記録（信用金庫法第二十三条第二項に規定する電磁的記録をいう。以下同じ。）	第十九条第二項、第二十一条第二項及び第二十六条	

第三十四条第一項	株主総会の決議（会社法第四百六十八条（事業譲渡等の承認を要しない場合）の規定により同法第四百六十七条第一項（事業譲渡等の承認等）の決議によらずに事業の全部の譲受けを行う場合には、取締役会の決議又は執行役の決定）	総会の決議（信用金庫法第五十八条第二項ただし書の規定により総会の決議によらずに事業の全部の譲受けを行う場合には、理事会の決議）	第三十四条第三項	第五十七条	信用金庫法第八十七条の四第一項	同条各号	同項の各別の	株主総会若しくは取締役会の決議又は執行役	査役
第三十五条第一項	株主総会若しくは取締役会の決議又は執行役	総会又は理事会の決議	第三十四条第三項	第五十七条	信用金庫法第八十七条の四第一項	同条各号	第一項の各別の	株主総会若しくは取締役会の決議又は執行役	査役
第三十四条第一項	株主総会の決議（会社法第四百六十八条（事業譲渡等の承認を要しない場合）の規定により同法第四百六十七条第一項（事業譲渡等の承認等）の決議によらずに事業の全部の譲受けを行う場合には、取締役会の決議又は執行役の決定）	総会の決議（信用金庫法第五十八条第二項ただし書の規定により総会の決議によらずに事業の全部の譲受けを行う場合には、理事会の決議）	第三十四条第三項	第五十七条	信用金庫法第八十七条の四第一項	同条各号	同項の各別の	株主総会若しくは取締役会の決議又は執行役	査役
第三十五条第一項	株主総会若しくは取締役会の決議又は執行役	総会又は理事会の決議	第三十四条第三項	第五十七条	信用金庫法第八十七条の四第一項	同条各号	第一項の各別の	株主総会若しくは取締役会の決議又は執行役	査役

第四十五条第七項 第一号	第四十四条第四項	第三十七条第一項 第一号	第三十六条第二項	第三十六条第一項	第三十六条の見出し	決議又は決定	の決定
会社法第四百七十五条 第二号又は第三号	銀行法	銀行業	第五十七条第一号	会社分割により事業の全部若しくは一部を承継させ、又は事業の全部若しくは	会社分割又は事業	決議又は決定	の決定
信用金庫法第六十三条 において準用する会社	信用金庫法	金庫（信用金庫法第二条に規定する金庫をいう。）の事業の一部	信用金庫法第八十七条 の四第一項第一号	事業の全部又は	事業	決議	

第四十五条第七項 第一号	第四十四条第四項	第三十七条第一項 第一号	第三十六条第二項	第三十六条第一項	第三十六条の見出し	決議又は決定	の決定
会社法第四百七十五条 第二号又は第三号	銀行法	銀行業	第五十七条第一号	会社分割により事業の全部若しくは一部を承継させ、又は事業の全部若しくは	会社分割又は事業	決議又は決定	の決定
信用金庫法第六十三条 において準用する会社	信用金庫法	金庫（信用金庫法第二条に規定する金庫をいう。）の事業の一部	信用金庫法第八十七条 の四第一項第一号	事業の全部又は	事業	決議	

第四十五条第八項 会社法	第四十六条第一項 清算手続、破産手続、 再生手続、更生手続又 は承認援助手続	法第四百七十五条第二 号	信用金庫法第六十三条 において準用する会社 法
第五十六条第三号	第四十一条第四号	信用金庫法第三十条第 一号	清算手続、破産手続、 再生手続又は金融機関 等の更生手続の特例等 に関する法律（平成八 年法律第九十五号）の 規定による更生手続

2 / 4 (略)

(情報通信の技術を利用した提供)

第十四条 金庫、外国銀行代理金庫（法第八十九条第三項に規定する
外国銀行代理金庫をいう。以下同じ。）又は信用金庫代理業者は、
法第八十九条の二において準用する金融商品取引法（以下「準用金

第四十五条第八項 会社法	第四十六条第一項 清算手続、破産手続、 再生手続、更生手続又 は承認援助手続	法第四百七十五条第二 号	信用金庫法第六十三条 において準用する会社 法
第五十六条第三号	第四十一条第四号	信用金庫法第三十条第 一号	清算手続、破産手続、 再生手続又は金融機関 等の更生手続の特例等 に関する法律（平成八 年法律第九十五号）の 規定による更生手続

2 / 4 (略)

(情報通信の技術を利用した提供)

第十四条 金庫、外国銀行代理金庫（法第八十九条第三項に規定する
外国銀行代理金庫をいう。以下同じ。）又は信用金庫代理業者は、
法第八十九条の二において準用する金融商品取引法（昭和二十三年

「融商品取引法」という。）第三十四条の二第四項（準用金融商品取引法第三十四条の四第三項、第三十七条の三第二項及び第三十七条の四第二項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）の規定により準用金融商品取引法第三十四条の二第四項に規定する事項を提供しようとするときは、内閣府令で定めるところにより、あらかじめ、当該事項を提供する相手方に対し、その用いる同項に規定する方法（以下この条において「電磁的方法」という。）の種類及び内容を示し、書面又は電磁的方法による承諾を得なければならぬ。

2 前項の規定による承諾を得た金庫、外国銀行代理金庫又は信用金庫代理業者は、当該相手方から書面又は電磁的方法により電磁的方法による提供を受けない旨の申出があつたときは、当該相手方に対し、準用金融商品取引法第三十四条の二第四項に規定する事項の提供を電磁的方法によつてしてはならない。ただし、当該相手方が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

法律第二十五号。以下「準用金融商品取引法」という。）第三十四条の二第四項（準用金融商品取引法第三十四条の四第三項、第三十七条の三第二項及び第三十七条の四第二項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）の規定により準用金融商品取引法第三十四条の二第四項に規定する事項を提供しようとするときは、内閣府令で定めるところにより、あらかじめ、当該事項を提供する相手方に対し、その用いる同項に規定する方法（以下この条において「電磁的方法」という。）の種類及び内容を示し、書面又は電磁的方法による承諾を得なければならぬ。

2 前項の規定による承諾を得た金庫、外国銀行代理金庫又は信用金庫代理業者は、当該相手方から書面又は電磁的方法により電磁的方法による提供を受けない旨の申出があつたときは、当該相手方に対し、準用金融商品取引法第三十四条の二第四項に規定する事項の提供を電磁的方法によつてしてはならない。ただし、当該相手方が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

五 銀行法施行令（昭和五十七年政令第四十号）

改正案	現行
<p>（銀行の特定関係者）</p> <p>第四条の二 法第十三条の二本文に規定する政令で定める特殊の関係のある者は、次に掲げる者とする。</p> <p>一 当該銀行の子会社</p> <p>二 当該銀行の主要株主基準値以上の数の議決権を保有する銀行主要株主</p> <p>三 当該銀行を子会社とする銀行持株会社</p> <p>四 前号に掲げる銀行持株会社の子会社（当該銀行及び第一号に掲げる者を除く。）</p> <p>五 当該銀行の子法人等（第一号に掲げる者を除く。）</p> <p>六 当該銀行を子法人等とする親法人等（第二号及び第三号に掲げる者を除く。）</p> <p>七 当該銀行を子法人等とする親法人等の子法人等（当該銀行及び前各号に掲げる者を除く。）</p> <p>八 当該銀行の関連法人等</p> <p>九 当該銀行を子法人等とする親法人等の関連法人等（前号に掲げる者を除く。）</p> <p>十 当該銀行の主要株主基準値以上の数の議決権を保有する銀行主要株主のうちその保有する当該銀行に係る議決権が当該銀行の総</p>	<p>（銀行の特定関係者）</p> <p>第四条の二 法第十三条の二本文に規定する政令で定める特殊の関係のある者は、次に掲げる者とする。</p> <p>一 当該銀行の子会社</p> <p>二 当該銀行の主要株主基準値以上の数の議決権を保有する銀行主要株主</p> <p>三 当該銀行を子会社とする銀行持株会社</p> <p>四 前号に掲げる銀行持株会社の子会社（当該銀行及び第一号に掲げる者を除く。）</p> <p>五 当該銀行の子法人等（第一号に掲げる者を除く。）</p> <p>六 当該銀行を子法人等とする親法人等（第二号及び第三号に掲げる者を除く。）</p> <p>七 当該銀行を子法人等とする親法人等の子法人等（当該銀行及び前各号に掲げる者を除く。）</p> <p>八 当該銀行の関連法人等</p> <p>九 当該銀行を子法人等とする親法人等の関連法人等（前号に掲げる者を除く。）</p> <p>十 当該銀行の主要株主基準値以上の数の議決権を保有する銀行主要株主のうちその保有する当該銀行に係る議決権が当該銀行の総</p>

株主の議決権の百分の五十を超えるもの（個人に限る。以下この号において「特定個人銀行主要株主」という。）に係る次に掲げる会社、組合その他これらに準ずる事業体（外国におけるこれらに相当するものを含み、当該銀行を除く。以下この号において「法人等」という。）

イ 当該特定個人銀行主要株主がその総株主等の議決権の百分の五十を超える議決権を保有する法人等（当該法人等の子法人等及び関連法人等を含む。）

ロ 当該特定個人銀行主要株主がその総株主等の議決権の百分の二十以上百分の五十以下の議決権を保有する法人等

十一 当該銀行を所属銀行（法第二十六条に規定する所属銀行をいう。以下同じ。）とする銀行代理業者（同条十五項に規定する銀行代理業者をいう。以下同じ。）並びに当該銀行代理業者の子法人等及び関連法人等（当該銀行及び前各号に掲げる者を除く。）

十二 前号の銀行代理業者を子法人等とする親法人等並びに当該親法人等の子法人等及び関連法人等（当該銀行及び前各号に掲げる者を除く。）

十三 当該銀行を所属銀行とする銀行代理業者（個人に限る。以下この号において「個人銀行代理業者」という。）に係る次に掲げる会社、組合その他これらに準ずる事業体（外国におけるこれらに相当するものを含み、当該銀行及び前各号に掲げる者を除く。以下この号において「法人等」という。）

株主の議決権の百分の五十を超えるもの（個人に限る。以下この号において「特定個人銀行主要株主」という。）に係る次に掲げる会社、組合その他これらに準ずる事業体（外国におけるこれらに相当するものを含み、当該銀行を除く。以下この号において「法人等」という。）

イ 当該特定個人銀行主要株主がその総株主等の議決権の百分の五十を超える議決権を保有する法人等（当該法人等の子法人等及び関連法人等を含む。）

ロ 当該特定個人銀行主要株主がその総株主等の議決権の百分の二十以上百分の五十以下の議決権を保有する法人等

十一 当該銀行を所属銀行（法第二十六条に規定する所属銀行をいう。以下この項において同じ。）とする銀行代理業者（同条十五項に規定する銀行代理業者をいう。以下この項において同じ。）並びに当該銀行代理業者の子法人等及び関連法人等（当該銀行及び前各号に掲げる者を除く。）

十二 前号の銀行代理業者を子法人等とする親法人等並びに当該親法人等の子法人等及び関連法人等（当該銀行及び前各号に掲げる者を除く。）

十三 当該銀行を所属銀行とする銀行代理業者（個人に限る。以下この号において「個人銀行代理業者」という。）に係る次に掲げる会社、組合その他これらに準ずる事業体（外国におけるこれらに相当するものを含み、当該銀行及び前各号に掲げる者を除く。以下この号において「法人等」という。）

イ 当該個人銀行代理業者がその総株主等の議決権の百分の五十を超える議決権を保有する法人等（当該法人等の子法人等及び関連法人等を含む。）

ロ 当該個人銀行代理業者がその総株主等の議決権の百分の二十以上百分の五十以下の議決権を保有する法人等

2 前項に規定する「親法人等」とは、他の法人等（会社、組合その他これらに準ずる事業体（外国におけるこれらに相当するものを含む。）をいう。以下この条において同じ。）の財務及び営業又は事業の方針を決定する機関（株主総会その他これに準ずる機関をいう。以下この項において「意思決定機関」という。）を支配している法人等として内閣府令で定めるものをいい、前項に規定する「子法人等」とは、親法人等によりその意思決定機関を支配されている他の法人等をいう。この場合において、親法人等及び子法人等又は子法人等が他の法人等の意思決定機関を支配している場合における当該他の法人等は、その親法人等の子法人等とみなす。

3 第一項に規定する「関連法人等」とは、法人等（当該法人等の子法人等（前項に規定する子法人等をいう。第十七条の二第二項及び第十七条の三第三項を除き、以下同じ。）を含む。）が出資、取締役その他これに準ずる役職への当該法人等の役員若しくは使用人である者若しくはこれらであつた者の就任、融資、債務の保証若しくは担保の提供、技術の提供又は営業上若しくは事業上の取引等を通じて、財務及び営業又は事業の方針の決定に対して重要な影響を与えることができる他の法人等（子法人等を除く。）として内閣府令

イ 当該個人銀行代理業者がその総株主等の議決権の百分の五十を超える議決権を保有する法人等（当該法人等の子法人等及び関連法人等を含む。）

ロ 当該個人銀行代理業者がその総株主等の議決権の百分の二十以上百分の五十以下の議決権を保有する法人等

2 前項に規定する「親法人等」とは、他の法人等（会社、組合その他これらに準ずる事業体（外国におけるこれらに相当するものを含む。）をいう。以下この条において同じ。）の財務及び営業又は事業の方針を決定する機関（株主総会その他これに準ずる機関をいう。以下この項において「意思決定機関」という。）を支配している法人等として内閣府令で定めるものをいい、前項に規定する「子法人等」とは、親法人等によりその意思決定機関を支配されている他の法人等をいう。この場合において、親法人等及び子法人等又は子法人等が他の法人等の意思決定機関を支配している場合における当該他の法人等は、その親法人等の子法人等とみなす。

3 第一項に規定する「関連法人等」とは、法人等（当該法人等の子法人等を含む。）が出資、取締役その他これに準ずる役職への当該法人等の役員若しくは使用人である者若しくはこれらであつた者の就任、融資、債務の保証若しくは担保の提供、技術の提供又は営業上若しくは事業上の取引等を通じて、財務及び営業又は事業の方針の決定に対して重要な影響を与えることができる他の法人等（子法人等を除く。）として内閣府令で定めるものをいう。

で定めるものをいう。

(親金融機関等及び子金融機関等の範囲)

第四条の二の二 法第十三条の三の二第二項に規定する政令で定める

者は、次に掲げる者(当該銀行のために銀行代理業(法第二条第十四項に規定する銀行代理業をいう。第三項第三号、第十二条の三及び第十六条の二の二において同じ。)を営む者を除く。)とする。

一 当該銀行の親法人等(前条第二項に規定する親法人等をいう。

以下この項、第十二条の三第一項及び第十六条の二の二第一項において同じ。)

二 当該銀行の親法人等の子法人等(当該銀行並びに前号並びに第三項第一号及び第二号に掲げる者を除く。)

三 当該銀行の親法人等の前条第三項に規定する関連法人等(第三項第二号に掲げる者を除く。)

四 当該銀行の総株主の議決権の百分の五十を超える議決権を保有する個人(以下この号において「特定個人株主」という。)に係る次に掲げる会社、組合その他これらに準ずる事業体(外国におけるこれらに相当するものを含み、当該銀行並びに前三号並びに第三項第一号及び第二号に掲げる者を除く。以下この号において「法人等」という。)

イ 当該特定個人株主が総株主等の議決権の百分の五十を超える議決権を保有する法人等(当該法人等の子法人等及び関連法人等(前条第三項に規定する関連法人等をいう。以下この条、第

(新設)

- 十二条の三及び第十六条の二の二において同じ。)を含む。)
- ロ 当該特定個人株主が総株主等の議決権の百分の二十以上百分の五十以下の議決権を保有する法人等
- 2 法第十三条の三の二第二項に規定する政令で定める金融業を行う者は、次に掲げる者とする。
- 一 長期信用銀行（長期信用銀行法（昭和二十七年法律第百八十七号）第二条に規定する長期信用銀行をいう。第十二条の三第二項第一号及び第十六条の八第一号において同じ。）
 - 二 信用金庫連合会
 - 三 中小企業等協同組合法（昭和二十四年法律第百八十一号）第九条の九第一項第一号の事業を行う協同組合連合会
 - 四 労働金庫連合会
 - 五 農業協同組合法（昭和二十二年法律第百三十二号）第十条第一項第三号の事業を行う農業協同組合連合会
 - 六 水産業協同組合法（昭和二十三年法律第百四十二号）第八十条第一項第四号の事業を行う漁業協同組合連合会
 - 七 水産業協同組合法第九十七条第一項第二号の事業を行う水産加工業協同組合連合会
 - 八 農林中央金庫
 - 九 金銭の貸付け又は金銭の貸借の媒介（手形の割引、売渡担保その他これらに類する方法によつてする金銭の交付又は当該方法によつてする金銭の授受の媒介を含む。）を業として行う者（銀行、金融商品取引業者（金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十

- 五号) 第二条第九項に規定する金融商品取引業者をいう。次号及び第十二条の三第二項において同じ。) 、 保険会社 (保険業法 (平成七年法律第百五号) 第二条第二項に規定する保険会社をいう。同号及び第十二条の三第二項において同じ。) 及び前各号に掲げる者を除く。)
- 十 外国の法令に準拠して外国において次に掲げる事業を行う者 (銀行、金融商品取引業者、保険会社及び前各号に掲げる者を除く。)
- イ 銀行業
- ロ 金融商品取引法第二条第八項に規定する金融商品取引業
- ハ 保険業法第二条第一項に規定する保険業
- 3 法第十三条の三の二第三項に規定する政令で定める者は、次に掲げる者 (当該銀行を所属銀行とする銀行代理業者を除く。) とする。
- 一 当該銀行の子法人等
- 二 当該銀行の関連法人等
- 三 当該銀行のために銀行代理業を営む者 (前二号に掲げる者を除く。)
- 4 法第十三条の三の二第三項に規定する政令で定める金融業を行う者は、次に掲げる者とする。
- 一 第二項第九号及び第十号に掲げる者
- 二 第十六条の八各号に掲げる者

(情報通信の技術を利用した提供)

第四条の三 銀行は、法第十三条の四において準用する金融商品取引法第三十四条の二第四項(法第十三条の四において準用する金融商品取引法第三十四条の四第三項、第三十七条の三第二項及び第三十七条の四第二項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。)の規定により法第十三条の四において準用する金融商品取引法第三十四条の二第四項に規定する事項を提供しようとするときは、内閣府令で定めるところにより、あらかじめ、当該事項を提供する相手方に対し、その用いる同項に規定する方法(以下この条において「電磁的方法」という。)の種類及び内容を示し、書面又は電磁的方法による承諾を得なければならぬ。

2 前項の規定による承諾を得た銀行は、当該相手方から書面又は電磁的方法により電磁的方法による提供を受けない旨の申出があつたときは、当該相手方に対し、法第十三条の四において準用する金融商品取引法第三十四条の二第四項に規定する事項の提供を電磁的方法によつてしてはならない。ただし、当該相手方が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

(外国銀行支店に関する読替え)

第九条 法第四十七条第四項の規定による外国銀行支店(同条第二項に規定する外国銀行支店をいう。以下同じ。)に対する法の規定の適用についての技術的読替えは、次の表のとおりとする。

(情報通信の技術を利用した提供)

第四条の三 銀行は、法第十三条の四において準用する金融商品取引法(昭和二十三年法律第二十五号)第三十四条の二第四項(法第十三条の四において準用する金融商品取引法第三十四条の四第三項、第三十七条の三第二項及び第三十七条の四第二項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。)の規定により法第十三条の四において準用する金融商品取引法第三十四条の二第四項に規定する事項を提供しようとするときは、内閣府令で定めるところにより、あらかじめ、当該事項を提供する相手方に対し、その用いる同項に規定する方法(以下この条において「電磁的方法」という。)の種類及び内容を示し、書面又は電磁的方法による承諾を得なければならぬ。

2 前項の規定による承諾を得た銀行は、当該相手方から書面又は電磁的方法により電磁的方法による提供を受けない旨の申出があつたときは、当該相手方に対し、法第十三条の四において準用する金融商品取引法第三十四条の二第四項に規定する事項の提供を電磁的方法によつてしてはならない。ただし、当該相手方が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

(外国銀行支店に関する読替え)

第九条 法第四十七条第四項の規定による外国銀行支店(同条第二項に規定する外国銀行支店をいう。以下同じ。)に対する法の規定の適用についての技術的読替えは、次の表のとおりとする。

<p>読み替える法の規定</p>	<p>読み替えられる字句</p>	<p>読み替える字句</p>
<p>第四条第二項第一号</p>	<p>申請した者</p>	<p>申請した者及びその申請に係る第四十七条第二項に規定する外国銀行支店</p>
<p>第四条第三項</p> <p>外国の法令に準拠して外国において銀行業を営む者（その者と政令で定める特殊の関係のある者を含むものとし、銀行等を除く。以下この項において「外国銀行等」という。）をその株主の全部又は一部とする者が銀行業の免許を申請した場合において、当該外国銀行等が当該免許を申請した者の総株主の議決権</p>	<p>第十条第二項第八号に規定する外国銀行により銀行業の免許の申請があつたときは</p>	<p>第十条第二項第八号に規定する外国銀行により銀行業の免許の申請があつたときは</p>

<p>読み替える法の規定</p>	<p>読み替えられる字句</p>	<p>読み替える字句</p>
<p>第四条第二項第一号</p>	<p>申請した者</p>	<p>申請した者及びその申請に係る第四十七条第二項に規定する外国銀行支店</p>
<p>第四条第三項</p> <p>外国の法令に準拠して外国において銀行業を営む者（その者と政令で定める特殊の関係のある者を含むものとし、銀行等を除く。以下この項において「外国銀行等」という。）をその株主の全部又は一部とする者が銀行業の免許を申請した場合において、当該外国銀行等が当該免許を申請した者の総株主の議決権</p>	<p>第十条第二項第八号に規定する外国銀行により銀行業の免許の申請があつたときは</p>	<p>第十条第二項第八号に規定する外国銀行により銀行業の免許の申請があつたときは</p>

第十三条第一項		第十條第二項第八号の二		
自己資本	当該銀行	銀行の子会社である外国銀行	外国銀行等の	に内閣府令で定める率を乗じて得た数を超える議決権を適法に保有しているときは
自己資本又はこれに相当するものとして金融庁長官が定めるもの	当該外国銀行支店に係る外国銀行	外国銀行支店に係る外国銀行の外国銀行外国営業所(第四十七条第三項に規定する外国銀行外国営業所をいう。)	外国銀行(当該外国銀行と政令で定める特殊の関係のある者を含む。)	
第十三条第二項		第十條第二項第八号の二		
自己資本	当該銀行	銀行の子会社である外国銀行	外国銀行等の	に内閣府令で定める率を乗じて得た数を超える議決権を適法に保有しているときは
自己資本又はこれに相当するものとして金融庁長官が定めるもの	当該外国銀行支店に係る外国銀行	外国銀行支店に係る外国銀行の外国銀行外国営業所(第四十七条第三項に規定する外国銀行外国営業所をいう。)	外国銀行(当該外国銀行と政令で定める特殊の関係のある者を含む。)	

第十三条第五項		第十三条の二の見出し	第十三条の二本文
自己資本	、第二項に規定する自己資本の純合計額及び合算信用供与等限度額の計算方法その他第一項及び第二項	特定関係者	その特定関係者（当該銀行の子会社、当該銀行の銀行主要株主、当該銀行を子会社とする銀行持株会社、当該銀行持株会社の子会社（当該銀行を除く。））、当該銀行を所屬銀行とする銀行代理業者その
自己資本又はこれに相当するものとして金融庁長官が定めるもの	その他同項	特殊関係者	当該外国銀行支店と政令で定める特殊の関係のある者（以下この条及び次条において「特殊関係者」という。）又は当該特殊関係者の顧客

第十三条第五項		第十三条の二の見出し	第十三条の二本文
自己資本	、第二項に規定する自己資本の純合計額及び合算信用供与等限度額の計算方法その他第一項及び第二項	特定関係者	その特定関係者（当該銀行の子会社、当該銀行の銀行主要株主、当該銀行を子会社とする銀行持株会社、当該銀行持株会社の子会社（当該銀行を除く。））、当該銀行を所屬銀行とする銀行代理業者その
自己資本又はこれに相当するものとして金融庁長官が定めるもの	その他同項	特殊関係者	当該外国銀行支店と政令で定める特殊の関係のある者（以下この条及び次条において「特殊関係者」という。）又は当該特殊関係者の顧客

第十三条の三の二 第二項			第十三条の三の二 第一項	第十三条の三第三 号	第十三条の二第一 号及び第二号	他の当該銀行と政令で 定める特殊の関係のあ る者をいう。以下この 条及び次条において同 じ。)又はその特定関 係者の顧客
	銀行の総株主	銀行の子金融機関等	当該銀行、	特定関係者	当該特定関係者	
外国銀行の総株主等	外国銀行支店に係る外 国銀行の子金融機関等	外国銀行支店に係る外 国銀行、	当該外国銀行支店、当 該外国銀行支店に係る 外国銀行、	特殊関係者	当該特殊関係者	

(新設)			(新設)	第十三条の三第三 号	第十三条の二第一 号及び第二号	他の当該銀行と政令で 定める特殊の関係のあ る者をいう。以下この 条及び次条において同 じ。)又はその特定関 係者の顧客
(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	特定関係者	当該特定関係者	
(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	特殊関係者	当該特殊関係者	

第十八条	内閣府令で定めるところ	自己資本	当該銀行	銀行及びその子会社	第十四条の二第二号	自己資本	当該銀行	銀行が	第十三条の三の二第三項	

第十八条	内閣府令で定めるところ	自己資本	当該銀行	銀行及びその子会社	第十四条の二第二号	自己資本	(新設)	(新設)	(新設)	

	<p>るにより、当該剰余金の配当により減少する剰余金の額に五分の一を乗じて得た額を資本準備金又は</p>	<p>は、利益（利益として金融庁長官の定めるものをいう。）の額に十分の一を超えない範囲内で金融庁長官の定める率を乗じて得た額以上の額を</p>	<p>第二十一条第七項</p>	<p>当該銀行及びその子会社等</p>	<p>当該外国銀行支店に係る外国銀行及びその子会社等</p>	<p>第二十六条第一項</p>	<p>若しくは財産又は銀行及びその子会社等の財産</p>	<p>又は財産</p>	<p>第二十六条第二項</p>	<p>又は銀行及びその子会社等の自己資本</p>	<p>の自己資本又はこれに相当するものとして金融庁長官が定めるもの</p>	<p>第三十四条第一項</p>	<p>株主総会の決議（会社法第四百六十八条（事業譲渡等の承認を要し</p>	<p>当該事項を決議すべき機関の決議</p>
	<p>るにより、当該剰余金の配当により減少する剰余金の額に五分の一を乗じて得た額を資本準備金又は</p>	<p>は、利益（利益として金融庁長官の定めるものをいう。）の額に十分の一を超えない範囲内で金融庁長官の定める率を乗じて得た額以上の額を</p>	<p>第二十一条第七項</p>	<p>当該銀行及びその子会社等</p>	<p>当該外国銀行支店に係る外国銀行及びその子会社等</p>	<p>第二十六条第一項</p>	<p>若しくは財産又は銀行及びその子会社等の財産</p>	<p>又は財産</p>	<p>第二十六条第二項</p>	<p>又は銀行及びその子会社等の自己資本</p>	<p>の自己資本又はこれに相当するものとして金融庁長官が定めるもの</p>	<p>第三十四条第一項</p>	<p>株主総会の決議（会社法第四百六十八条（事業譲渡等の承認を要し</p>	<p>当該事項を決議すべき機関の決議</p>

第三十七條第一項	第三十六條第二項		第三十五條第一項	第三十四條第三項		
銀行業の廃止に係る定	第五十七條第一号	決議又は決定	株主総会若しくは取締役会の決議又は執行役の決定	第五十七條	決議又は決定	ない場合)の規定により同法第四百六十七條第一項(事業譲渡等の承認等)の決議によらずに事業の全部の譲受けを行う場合には、取締役会の決議又は執行役の決定)
第四十七條第二項に規	第四十九條の二第一項第一号	決議	当該事項を決議すべき機関の決議	第四十九條の二第一項	決議	

第三十七條第一項	第三十六條第二項		第三十五條第一項	第三十四條第三項		
銀行業の廃止に係る定	第五十七條第一号	決議又は決定	株主総会若しくは取締役会の決議又は執行役の決定	第五十七條	決議又は決定	ない場合)の規定により同法第四百六十七條第一項(事業譲渡等の承認等)の決議によらずに事業の全部の譲受けを行う場合には、取締役会の決議又は執行役の決定)
第四十七條第二項に規	第四十九條の二第一項第一号	決議	当該事項を決議すべき機関の決議	第四十九條の二第一項	決議	

第四十五條第七項	第四十五條第七項	第四十五條第五項		第四十五條第三項	第四十五條第二項	第一号
解散の事由（会社法第	清算銀行の	清算銀行	清算銀行に	清算銀行の	銀行の本店	款の変更についての株 主総会の決議
解散の事由	清算外国銀行支店の	清算外国銀行支店	清算外国銀行支店に	清算する外国銀行支店 （以下この項、第五項、 第七項及び第八項に おいて「清算外国銀行 支店」という。）の	第四十七條第一項に規 定する主たる外国銀行 支店	定する外国銀行支店に 係る銀行業の廃止（第 四十九條第一項第四号 に該当する場合を除く 。）

第四十五條第七項	第四十五條第七項	第四十五條第五項		第四十五條第三項	第四十五條第二項	第一号
解散の事由（会社法第	清算銀行の	清算銀行	清算銀行に	清算銀行の	銀行の本店	款の変更についての株 主総会の決議
解散の事由	清算外国銀行支店の	清算外国銀行支店	清算外国銀行支店に	清算する外国銀行支店 （以下この項、第五項、 第七項及び第八項に おいて「清算外国銀行 支店」という。）の	第四十七條第一項に規 定する主たる外国銀行 支店	定する外国銀行支店に 係る銀行業の廃止（第 四十九條第一項第四号 に該当する場合を除く 。）

第一号	第四百七十五条第二号又は第三号（清算の開始原因）に掲げる場合に該当することとなつた清算銀行にあつては、その旨）	清算銀行	会社法第四百九十二条第三項	第五十二条の二第二項	第五十二条の二第二項	第五十七條の三
第一号	第四百七十五条第二号又は第三号（清算の開始原因）に掲げる場合に該当することとなつた清算銀行にあつては、その旨）	清算外国銀行支店	第五十一条第三項において準用する会社法第四百九十二条第三項	当該外国銀行支店に係る外国銀行を子会社とする銀行の	当該外国銀行支店に係る外国銀行を子会社とする銀行の	第四十九條の二第二項
第一号	第四百七十五条第二号又は第三号（清算の開始原因）に掲げる場合に該当することとなつた清算銀行にあつては、その旨）	清算銀行	会社法第四百九十二条第三項	第五十二条の二第二項	第五十二条の二第二項	第五十七條の三
第一号	第四百七十五条第二号又は第三号（清算の開始原因）に掲げる場合に該当することとなつた清算銀行にあつては、その旨）	清算外国銀行支店	第五十一条第三項において準用する会社法第四百九十二条第三項	当該外国銀行支店に係る外国銀行を子会社とする銀行の	当該外国銀行支店に係る外国銀行を子会社とする銀行の	第四十九條の二第二項

附則第二十条	解散した	第四十四条及び第四十五条	第四十五条及び第五十一条第二項	第四百四十条第一項の規定並びに銀行法第十六条第一項及び第二十條第四項の六条第一項、第二十条第四項及び第五十二条の二十八第三項の規定	銀行法第十六条第一項及び第二十條第四項の規定	法第九百四十一条	において準用する会社

(外国銀行支店の取引等に係る特殊関係者)
第十二条の二 第九条の規定により読み替えられた法第十三条の二本
文に規定する政令で定める特殊の関係のある者は、次に掲げる者と

附則第二十条	解散した	第四十四条及び第四十五条	第四十五条及び第五十一条第二項	第四百四十条第一項の規定並びに銀行法第十六条第一項及び第二十條第四項の六条第一項、第二十条第四項及び第五十二条の二十八第三項の規定	銀行法第十六条第一項及び第二十條第四項の規定	法第九百四十一条	において準用する会社

(外国銀行支店の取引等に係る特殊関係者)
第十二条の二 第九条の規定により読み替えられた法第十三条の二本
文に規定する政令で定める特殊の関係のある者は、次に掲げる者と

する。

- 一 当該外国銀行支店に係る外国銀行の子法人等
- 二 当該外国銀行支店に係る外国銀行を子法人等とする親法人等（第四条の二第二項に規定する親法人等をいう。以下この条において同じ。）
- 三 前号に掲げる親法人等の子法人等（当該外国銀行及び前二号に掲げる者を除く。）
- 四 当該外国銀行支店に係る外国銀行の関連法人等（第四条の二第三項に規定する関連法人等をいう。以下この条において同じ。）
- 五 第二号に掲げる親法人等の関連法人等（前号に掲げる者を除く。）
- 六 当該外国銀行支店を所属銀行（法第二条第十六項に規定する所属銀行をいう。以下この条において同じ。）とする銀行代理業者（同条第十五項に規定する銀行代理業者をいう。以下この条において同じ。）並びに当該銀行代理業者の子法人等及び関連法人等（当該外国銀行及び前各号に掲げる者を除く。）
- 七 前号の銀行代理業者を子法人等とする親法人等並びに当該親法人等の子法人等及び関連法人等（当該外国銀行及び前各号に掲げる者を除く。）
- 八 当該外国銀行支店を所属銀行とする銀行代理業者（個人に限る。以下この号において「個人銀行代理業者」という。）に係る次に掲げる会社、組合その他これらに準ずる事業体（外国における

する。

- 一 当該外国銀行支店に係る外国銀行の子法人等（第四条の二第二項に規定する子法人等をいう。以下この条において同じ。）
- 二 当該外国銀行支店に係る外国銀行を子法人等とする親法人等（第四条の二第二項に規定する親法人等をいう。以下この条において同じ。）
- 三 前号に掲げる親法人等の子法人等（当該外国銀行及び前二号に掲げる者を除く。）
- 四 当該外国銀行支店に係る外国銀行の関連法人等（第四条の二第三項に規定する関連法人等をいう。以下この条において同じ。）
- 五 第二号に掲げる親法人等の関連法人等（前号に掲げる者を除く。）
- 六 当該外国銀行支店を所属銀行（法第二条第十六項に規定する所属銀行をいう。以下この条において同じ。）とする銀行代理業者（同条第十五項に規定する銀行代理業者をいう。以下この条において同じ。）並びに当該銀行代理業者の子法人等及び関連法人等（当該外国銀行及び前各号に掲げる者を除く。）
- 七 前号の銀行代理業者を子法人等とする親法人等並びに当該親法人等の子法人等及び関連法人等（当該外国銀行及び前各号に掲げる者を除く。）
- 八 当該外国銀行支店を所属銀行とする銀行代理業者（個人に限る。以下この号において「個人銀行代理業者」という。）に係る次に掲げる会社、組合その他これらに準ずる事業体（外国における

これらに相当するものを含み、当該外国銀行及び前各号に掲げる者を除く。以下この号において「法人等」という。）

イ 当該個人銀行代理業者がその総株主等の議決権の百分の五十を超える議決権を保有する法人等（当該法人等の子法人等及び関連法人等を含む。）

ロ 当該個人銀行代理業者がその総株主等の議決権の百分の二十以上百分の五十以下の議決権を保有する法人等

（親金融機関等及び子金融機関等の範囲）

第十二条の三 第九条の規定により読み替えられた法第十三条の三の

二第二項に規定する政令で定める者は、次に掲げる者（当該外国銀行支店のために銀行代理業を営む者を除く。）とする。

一 当該外国銀行支店に係る外国銀行の親法人等

二 当該外国銀行支店に係る外国銀行の親法人等の子法人等（当該外国銀行支店に係る外国銀行並びに前号並びに第三項第一号及び第二号に掲げる者を除く。）

三 当該外国銀行支店に係る外国銀行の親法人等の関連法人等（第三項第二号に掲げる者を除く。）

四 当該外国銀行支店に係る外国銀行の総株主等の議決権の百分の五十を超える議決権を保有する個人（以下この号及び第十六条の二の二第一項第四号において「特定個人株主等」という。）に係る次に掲げる会社、組合その他これらに準ずる事業体（外国におけるこれらに相当するものを含み、当該外国銀行支店に係る外国

これらに相当するものを含み、当該外国銀行及び前各号に掲げる者を除く。以下この号において「法人等」という。）

イ 当該個人銀行代理業者がその総株主等の議決権の百分の五十を超える議決権を保有する法人等（当該法人等の子法人等及び関連法人等を含む。）

ロ 当該個人銀行代理業者がその総株主等の議決権の百分の二十以上百分の五十以下の議決権を保有する法人等

（新設）

銀行並びに前三号並びに第三項第一号及び第二号に掲げる者を除く。以下この号において「法人等」という。）

イ 当該特定個人株主等が総株主等の議決権の百分の五十を超え
る議決権を保有する法人等（当該法人等の子法人等及び関連法
人等を含む。）

ロ 当該特定個人株主等が総株主等の議決権の百分の二十以上百
分の五十以下の議決権を保有する法人等

2 第九条の規定により読み替えられた法第十三条の三の二第二項に
規定する政令で定める金融業を行う者は、次に掲げる者とする。

一 長期信用銀行

二 金銭の貸付け又は金銭の貸借の媒介（手形の割引、売渡担保そ
の他これらに類する方法によつてする金銭の交付又は当該方法に
よつてする金銭の授受の媒介を含む。）を業として行う者（銀行
、金融商品取引業者、保険会社及び前号に掲げる者を除く。）

三 外国の法令に準拠して外国において次に掲げる事業を行う者（
銀行、金融商品取引業者、保険会社及び前二号に掲げる者を除く
。）

イ 銀行業

ロ 金融商品取引法第二条第八項に規定する金融商品取引業

ハ 保険業法第二条第一項に規定する保険業

3 第九条の規定により読み替えられた法第十三条の三の二第三項に
規定する政令で定める者は、次に掲げる者（当該外国銀行支店を所
属銀行とする銀行代理業者を除く。）とする。

- 一 当該外国銀行支店に係る外国銀行の子法人等
- 二 当該外国銀行支店に係る外国銀行の関連法人等
- 三 当該外国銀行支店のために銀行代理業を営む者（前二号に掲げる者を除く。）

4 第九条の規定により読み替えられた法第十三条の三の二第三項に規定する政令で定める金融業を行う者は、次に掲げる者とする。

- 一 第二項第二号及び第三号に掲げる者
- 二 第十六条の八各号に掲げる者

（国及び地方公共団体に準ずる法人）

第十五条 法第五十二条の二の十一第一項に規定する国及び地方公共団体に準ずるものとして政令で定める法人は、次に掲げる法人とする。

- 一 金融商品取引法第七十九条の二十一に規定する投資者保護基金
- 二 預金保険機構
- 三 農水産業協同組合貯金保険機構
- 四 保険業法第二百五十九条に規定する保険契約者保護機構
- 五 年金積立金管理運用独立行政法人
- 六 銀行等保有株式取得機構
- 七 外国政府

（親金融機関等及び子金融機関等の範囲）

（国及び地方公共団体に準ずる法人）

第十五条 法第五十二条の二の十一第一項に規定する国及び地方公共団体に準ずるものとして政令で定める法人は、次に掲げる法人とする。

- 一 金融商品取引法第七十九条の二十一に規定する投資者保護基金
- 二 預金保険機構
- 三 農水産業協同組合貯金保険機構
- 四 保険業法（平成七年法律第百五号）第二百五十九条に規定する保険契約者保護機構
- 五 年金積立金管理運用独立行政法人
- 六 銀行等保有株式取得機構
- 七 外国政府

第十六条の二の二 法第五十二条の二十一の二第二項に規定する政令

(新設)

で定める者は、次に掲げる者(当該銀行持株会社の子会社である銀行のために銀行代理業を営む者を除く。)とする。

- 一 当該銀行持株会社の親法人等
 - 二 当該銀行持株会社の親法人等の子法人等(当該銀行持株会社並びに前号並びに第三項第一号及び第二号に掲げる者を除く。)
 - 三 当該銀行持株会社の親法人等の関連法人等(第三項第二号に掲げる者を除く。)
 - 四 当該銀行持株会社の特定個人株主等に係る次に掲げる会社、組合その他これらに準ずる事業体(外国におけるこれらに相当するものを含み、当該銀行持株会社並びに前三号並びに第三項第一号及び第二号に掲げる者を除く。以下この号において「法人等」という。)
 - イ 当該特定個人株主等が総株主等の議決権の百分の五十を超え
る議決権を保有する法人等(当該法人等の子法人等及び関連法人等を含む。)
 - ロ 当該特定個人株主等が総株主等の議決権の百分の二十以上百分の五十以下の議決権を保有する法人等
- 2| 法第五十二条の二十一の二第二項に規定する政令で定める金融業を行う者は、第四条の二の二第二項各号に掲げる者とする。
 - 3| 法第五十二条の二十一の二第三項に規定する政令で定める者は、次に掲げる者(当該銀行持株会社の子会社である銀行を所属銀行とする銀行代理業者を除く。)とする。

-
- 一 当該銀行持株会社の子法人等
 - 二 当該銀行持株会社の関連法人等
 - 三 当該銀行持株会社の子会社である銀行のために銀行代理業を営む者（前二号に掲げる者を除く。）
 - 4 法第五十二条の二十一の二第三項に規定する政令で定める金融業を行う者は、第四条の二の二第四項各号に掲げる者とする。

（銀行持株会社に係る同一人に対する信用の供与等）

-
- 第十六条の二の三 法第五十二条の二十二第一項本文に規定する政令で定める特殊の関係のある者は、同項本文に規定する同一人（当該政令で定める特殊の関係のある者を除く。第三項において「同一人自身」という。）が当該銀行持株会社の子会社でない場合の第四条第一項各号に掲げる者（当該銀行持株会社及びその子会社を除く。第五項において準用する第四条第十項において「受信合算対象者」という。）とする。

- 2 法第五十二条の二十二第一項本文に規定する信用の供与又は出資として政令で定めるものは、第四条第四項各号に掲げるものとする。
- 3 法第五十二条の二十二第一項本文に規定する政令で定める区分は、次に掲げる信用の供与等（同項本文に規定する信用の供与等という。以下この条において同じ。）の区分とする。
 - 一 法第五十二条の二十二第一項本文に規定する同一人に対する信用の供与等

（銀行持株会社に係る同一人に対する信用の供与等）

-
- 第十六条の二の二 法第五十二条の二十二第一項本文に規定する政令で定める特殊の関係のある者は、同項本文に規定する同一人（当該政令で定める特殊の関係のある者を除く。第三項において「同一人自身」という。）が当該銀行持株会社の子会社でない場合の第四条第一項各号に掲げる者（当該銀行持株会社及びその子会社を除く。第五項において準用する第四条第十項において「受信合算対象者」という。）とする。

- 2 法第五十二条の二十二第一項本文に規定する信用の供与又は出資として政令で定めるものは、第四条第四項各号に掲げるものとする。
- 3 法第五十二条の二十二第一項本文に規定する政令で定める区分は、次に掲げる信用の供与等（同項本文に規定する信用の供与等という。以下この条において同じ。）の区分とする。
 - 一 法第五十二条の二十二第一項本文に規定する同一人に対する信用の供与等

二 同一人自身に対する信用の供与等

4 法第五十二条の二十二第一項本文に規定する政令で定める率は、次の各号に掲げる信用の供与等の区分に応じ、当該各号に掲げる率とする。

- 一 前項第一号に掲げる信用の供与等 百分の四十
- 二 前項第二号に掲げる信用の供与等 百分の二十五

5 第四条第十項の規定は、法第五十二条の二十二第一項ただし書に規定する政令で定めるやむを得ない理由について準用する。この場合において、第四条第十項第一号中「及びその子会社等（法第十三条第二項前段に規定する子会社等をいう。以下この項において同じ。）」又はその子会社等」とあるのは「又はその子会社等（法第五十二条の二十二第一項本文に規定する子会社等をいう。以下この項において同じ。）」と、「法第十三条第二項前段に規定する合算信用供与等限度額（以下この項において「合算信用供与等限度額」という。）」とあるのは「同項本文に規定する銀行持株会社に係る信用供与等限度額（以下この項において「銀行持株会社に係る信用供与等限度額」という。）」と、同項第二号から第四号までの規定中「及びその子会社等又はその子会社等」とあるのは「又はその子会社等」と、「合算信用供与等限度額」とあるのは「銀行持株会社に係る信用供与等限度額」と読み替えるものとする。

6 法第五十二条の二十二第二項に規定する政令で定める信用の供与等は、第四条第十一項各号に掲げる法人に対する信用の供与等（政府が元本の返済及び利息の支払について保証しているものを除く。

二 同一人自身に対する信用の供与等

4 法第五十二条の二十二第一項本文に規定する政令で定める率は、次の各号に掲げる信用の供与等の区分に応じ、当該各号に掲げる率とする。

- 一 前項第一号に掲げる信用の供与等 百分の四十
- 二 前項第二号に掲げる信用の供与等 百分の二十五

5 第四条第十項の規定は、法第五十二条の二十二第一項ただし書に規定する政令で定めるやむを得ない理由について準用する。この場合において、第四条第十項第一号中「及びその子会社等（法第十三条第二項前段に規定する子会社等をいう。以下この項において同じ。）」又はその子会社等」とあるのは「又はその子会社等（法第五十二条の二十二第一項本文に規定する子会社等をいう。以下この項において同じ。）」と、「法第十三条第二項前段に規定する合算信用供与等限度額（以下この項において「合算信用供与等限度額」という。）」とあるのは「同項本文に規定する銀行持株会社に係る信用供与等限度額（以下この項において「銀行持株会社に係る信用供与等限度額」という。）」と、同項第二号から第四号までの規定中「及びその子会社等又はその子会社等」とあるのは「又はその子会社等」と、「合算信用供与等限度額」とあるのは「銀行持株会社に係る信用供与等限度額」と読み替えるものとする。

6 法第五十二条の二十二第二項に規定する政令で定める信用の供与等は、第四条第十一項各号に掲げる法人に対する信用の供与等（政府が元本の返済及び利息の支払について保証しているものを除く。

）とする。

（銀行持株会社に係る会社分割で金融庁長官の認可を要しないもの）

）
第十六条の二の四 法第五十二条の三十五第二項に規定する政令で定めるものは、次に掲げる会社分割（当該会社分割により事業の一部を承継させ、又は承継するものに限る。以下この条において同じ。）とする。

一 当該会社分割により承継させる資産又は負債の額がいずれも当該銀行持株会社の総資産又は総負債の額の二十分の一以下である会社分割

二 当該会社分割により承継する資産又は負債の額がいずれも当該銀行持株会社の総資産又は総負債の額の二十分の一以下である会社分割（次に掲げるものを除く。）

イ 当該銀行持株会社が承継する吸収分割会社（会社法第七百五十八条第一号に規定する吸収分割会社をいう。以下この号において同じ。）の債務の額として内閣府令で定める額（ロにおいて「承継債務額」という。）が当該銀行持株会社が承継する吸収分割会社の資産の額として内閣府令で定める額（ロにおいて「承継資産額」という。）を超えることとなる会社分割

ロ 当該銀行持株会社が吸収分割会社に対して交付する金銭等（当該銀行持株会社の株式等（会社法第一百七条第二項第二号ホに規定する株式等をいう。）を除く。）の帳簿価額が承継資産額

）とする。

（銀行持株会社に係る会社分割で金融庁長官の認可を要しないもの）

）
第十六条の二の三 法第五十二条の三十五第二項に規定する政令で定めるものは、次に掲げる会社分割（当該会社分割により事業の一部を承継させ、又は承継するものに限る。以下この条において同じ。）とする。

一 当該会社分割により承継させる資産又は負債の額がいずれも当該銀行持株会社の総資産又は総負債の額の二十分の一以下である会社分割

二 当該会社分割により承継する資産又は負債の額がいずれも当該銀行持株会社の総資産又は総負債の額の二十分の一以下である会社分割（次に掲げるものを除く。）

イ 当該銀行持株会社が承継する吸収分割会社（会社法第七百五十八条第一号に規定する吸収分割会社をいう。以下この号において同じ。）の債務の額として内閣府令で定める額（ロにおいて「承継債務額」という。）が当該銀行持株会社が承継する吸収分割会社の資産の額として内閣府令で定める額（ロにおいて「承継資産額」という。）を超えることとなる会社分割

ロ 当該銀行持株会社が吸収分割会社に対して交付する金銭等（当該銀行持株会社の株式等（会社法第一百七条第二項第二号ホに規定する株式等をいう。）を除く。）の帳簿価額が承継資産額

から承継債務額を控除して得た額を超えることとなる会社分割
2 前項の規定を適用する場合における同項の資産（同項第二号イの
資産を除く。以下この項において同じ。）若しくは負債又は総資産
若しくは総負債の額は、当該会社分割の直前における帳簿価額（同
項第二号に掲げる会社分割により承継する資産又は負債にあつては
、当該会社分割の際に付すこととなる帳簿価額）によるものとする
。

（銀行代理業の許可を要しない銀行等の範囲）

第十六条の八 法第五十二条の六十一第一項に規定する政令で定める
金融業を行う者は、次に掲げる者とする。

- 一 長期信用銀行
- 二 信用金庫及び信用金庫連合会
- 三 信用協同組合及び中小企業等協同組合法第九条の九第一項第一
号の事業を行う協同組合連合会
- 四 労働金庫及び労働金庫連合会
- 五 農業協同組合（農業協同組合法第十条第一項第三号の事業を行
うものに限る。）及び農業協同組合連合会（同号の事業を行うも
のに限る。）
- 六 漁業協同組合（水産業協同組合法第十一条第一項第四号の事業
を行うものに限る。）、漁業協同組合連合会（同法第八十七条第

から承継債務額を控除して得た額を超えることとなる会社分割
2 前項の規定を適用する場合における同項の資産（同項第二号イの
資産を除く。以下この項において同じ。）若しくは負債又は総資産
若しくは総負債の額は、当該会社分割の直前における帳簿価額（同
項第二号に掲げる会社分割により承継する資産又は負債にあつては
、当該会社分割の際に付すこととなる帳簿価額）によるものとする
。

（銀行代理業の許可を要しない銀行等の範囲）

第十六条の八 法第五十二条の六十一第一項に規定する政令で定める
金融業を行う者は、次に掲げる者とする。

- 一 長期信用銀行法（昭和二十七年法律第百八十七号）第二条（定
義）に規定する長期信用銀行
- 二 信用金庫及び信用金庫連合会
- 三 信用協同組合及び中小企業等協同組合法（昭和二十四年法律第
百八十一号）第九条の九第一項第一号の事業を行う協同組合連合
会
- 四 労働金庫及び労働金庫連合会
- 五 農業協同組合（農業協同組合法（昭和二十二年法律第百三十二
号）第十条第一項第三号の事業を行うものに限る。）及び農業協
同組合連合会（同号の事業を行うものに限る。）
- 六 漁業協同組合（水産業協同組合法（昭和二十三年法律第二百四
十二号）第十一条第一項第四号の事業を行うものに限る。）、漁

一項第四号の事業を行うものに限る。）、水産加工業協同組合（同法第九十三条第一項第二号の事業を行うものに限る。）及び水産加工業協同組合連合会（同法第九十七条第一項第二号の事業を行うものに限る。）

七 農林中央金庫

業協同組合連合会（同法第八十七条第一項第四号の事業を行うものに限る。）、水産加工業協同組合（同法第九十三条第一項第二号の事業を行うものに限る。）及び水産加工業協同組合連合会（同法第九十七条第一項第二号の事業を行うものに限る。）

七 農林中央金庫

六 長期信用銀行法施行令（昭和五十七年政令第四十二号）

改正案	現行
<p>（銀行法施行令の準用）</p> <p>第六条 銀行法施行令（昭和五十七年政令第四十号。以下「施行令」という。）第一条の規定は法第十七条において準用する銀行法（以下この項において「銀行法」という。）第三条の二第一項第六号に規定する政令で定める特別な関係について、施行令第四条の規定は銀行法第十三条第一項本文に規定する政令で定める特殊の関係にある者、信用の供与又は出資として政令で定めるもの、政令で定める区分及び政令で定める率、同項ただし書に規定する政令で定めるやむを得ない理由、同条第二項前段に規定する政令で定める区分及び政令で定める率、同項後段において準用する同条第一項ただし書に規定する政令で定めるやむを得ない理由並びに同条第三項に規定する政令で定める信用の供与等について、施行令第四条の二の規定は銀行法第十三条の二本文に規定する政令で定める特殊の関係のある者について、施行令第四条の二の二の規定は銀行法第十三条の三の二第二項に規定する政令で定める者及び政令で定める金融業を行う者並びに同条第三項に規定する政令で定める者及び政令で定める金融業を行う者について、施行令第五条の規定は銀行法第十五条第一項に規定する政令で定める日について、施行令第五条の二の規定は銀行法第二十九条に規定する政令で定めるところ及び資産のうち政</p>	<p>（銀行法施行令の準用）</p> <p>第六条 銀行法施行令（昭和五十七年政令第四十号。以下「施行令」という。）第一条の規定は法第十七条において準用する銀行法（以下この項において「銀行法」という。）第三条の二第一項第六号に規定する政令で定める特別な関係について、施行令第四条の規定は銀行法第十三条第一項本文に規定する政令で定める特殊の関係にある者、信用の供与又は出資として政令で定めるもの、政令で定める区分及び政令で定める率、同項ただし書に規定する政令で定めるやむを得ない理由、同条第二項前段に規定する政令で定める区分及び政令で定める率、同項後段において準用する同条第一項ただし書に規定する政令で定めるやむを得ない理由並びに同条第三項に規定する政令で定める信用の供与等について、施行令第四条の二の規定は銀行法第十三条の二本文に規定する政令で定める特殊の関係のある者について、施行令第五条の規定は銀行法第十五条第一項に規定する政令で定める日について、施行令第五条の二の規定は銀行法第二十九條に規定する政令で定めるところ及び資産のうち政令で定めるものについて、施行令第六条の規定は銀行法第三十条第二項及び第三項に規定する政令で定めるものについて、施行令第七条の規定は銀行法第三十四条第一項及び第三十五条第一項ただし書に規定する</p>

令で定めるものについて、施行令第六条の規定は銀行法第三十条第二項及び第三項に規定する政令で定めるものについて、施行令第七条の規定は銀行法第三十四条第一項及び第三十五条第一項ただし書に規定する政令で定める債権者について、施行令第八条の規定は法第十六条第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）に規定する政令で定める場合について、施行令第十四条の七の規定は銀行法第五十二条の二の八に規定する政令で定める特殊の関係のある者について、施行令第十五条の規定は法第十六条の二第一項に規定する政令で定める法人について、施行令第十五条の二の規定は法第十六条の二第二項に規定する政令で定める休日について、施行令第十五条の三の規定は銀行法第五十二条の三第二項に規定する政令で定める基準について、施行令第十五条の四の規定は法第十六条の二の二第一項第三号に規定する政令で定める取引又は行為について、施行令第十六条の二の規定は法第十六条の二の四第一項第三号に規定する政令で定める取引又は行為について、施行令第十六条の二の二の規定は銀行法第五十二条の二十一の二第二項に規定する政令で定める者及び政令で定める金融業を行う者並びに同条第三項に規定する政令で定める者及び政令で定める金融業を行う者について、施行令第十六条の二の三の規定は銀行法第五十二条の二十二第一項本文に規定する政令で定める特殊の関係のある者、信用の供与又は出資として政令で定めるもの、政令で定める区分及び政令で定める率、同項ただし書に規定する政令で定めるやむを得ない理由並びに同条第二項に規定する政令で定める信用の供与等について、施行令第

政令で定める債権者について、施行令第八条の規定は法第十六条第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）に規定する政令で定める場合について、施行令第十五条の規定は法第十六条の二第一項に規定する政令で定める法人について、施行令第十五条の二の規定は法第十六条の二第一項に規定する政令で定める休日について、施行令第十五条の三の規定は銀行法第五十二条の三第二項に規定する政令で定める基準について、施行令第十五条の四の規定は法第十六条の二の二第一項第三号に規定する政令で定める取引又は行為について、施行令第十六条の二の規定は法第十六条の二の四第一項第三号に規定する政令で定める取引又は行為について、施行令第十六条の二の二の規定は銀行法第五十二条の二十二第一項本文に規定する政令で定める特殊の関係のある者、信用の供与又は出資として政令で定めるもの、政令で定める区分及び政令で定める率、同項ただし書に規定する政令で定めるやむを得ない理由並びに同条第二項に規定する政令で定める信用の供与等について、施行令第十六条の二の三の規定は銀行法第五十二条の三十五第二項に規定する政令で定めるものについて、施行令第十六条の三の規定は銀行法第五十二条の七の規定は銀行法第五十二条の四十六第一項に規定する政令で定める日について準用する。

十六条の二の四の規定は銀行法第五十二条の三十五第二項に規定する政令で定めるものについて、施行令第十六条の三の規定は銀行法第五十二条の三十五第三項に規定する政令で定めるものについて、施行令第十六条の七の規定は銀行法第五十二条の四十六第一項に規定する政令で定める日について準用する。

2 前項の場合において、施行令中「銀行」とあるのは「長期信用銀行」と、「銀行持株会社」とあるのは「長期信用銀行持株会社」と、「銀行主要株主」とあるのは「長期信用銀行主要株主」と、「所属銀行」とあるのは「所属長期信用銀行」と、「銀行代理業者」とあるのは「長期信用銀行代理業者」と、「銀行代理業」とあるのは「長期信用銀行代理業」と、「特定銀行代理業者」とあるのは「特定長期信用銀行代理業者」と、「特定銀行代理行為」とあるのは「特定長期信用銀行代理行為」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる施行令の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

	第四条第一項	読み替える施行令の規定
法第二条第十三項	法第二条第八項	読み替えられる字句
同法第十六条の四第一	長期信用銀行法第十三条の二第一項	読み替える字句

2 前項の場合において、施行令中「銀行」とあるのは「長期信用銀行」と、「銀行持株会社」とあるのは「長期信用銀行持株会社」と、「銀行主要株主」とあるのは「長期信用銀行主要株主」と、「所属銀行」とあるのは「所属長期信用銀行」と、「銀行代理業者」とあるのは「長期信用銀行代理業者」と、「特定銀行代理業者」とあるのは「特定長期信用銀行代理業者」と、「特定銀行代理行為」とあるのは「特定長期信用銀行代理行為」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる施行令の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

	第四条第一項	読み替える施行令の規定
法第二条第十三項	法第二条第八項	読み替えられる字句
同法第十六条の四第一	長期信用銀行法第十三条の二第一項	読み替える字句

第四條第一項第一号二	第四條第一項第一号二	法第二條第六項	長期信用銀行法第十七條において準用する法第十六條の三第一項	項
第四條第二項	法第二條第十一項	長期信用銀行法第十三條の二第三項	長期信用銀行法第十三條の二第三項	
第四條第五項第三号	法第二條第九項	長期信用銀行法第十六條の二の二第一項	長期信用銀行法第十六條の二の二第一項	
第四條の二第二項第十号	特定個人銀行主要株主	主要株主	特定個人長期信用銀行主要株主	
第四條の二第二項第十一号	法第二條第十六項	長期信用銀行法第十六條の五第三項	長期信用銀行法第十六條の五第三項	

第四條第一項第一号二	第四條第一項第一号二	法第二條第六項	長期信用銀行法第十七條において準用する法第十六條の三第一項	項
第四條第二項	法第二條第十一項	長期信用銀行法第十三條の二第三項	長期信用銀行法第十三條の二第三項	
第四條第五項第三号	法第二條第九項	長期信用銀行法第十六條の二の二第一項	長期信用銀行法第十六條の二の二第一項	
第四條の二第二項第十一号	特定個人銀行主要株主	主要株主	特定個人長期信用銀行主要株主	
第四條の二第二項第十一号	法第二條第十六項	長期信用銀行法第十六條の五第三項	長期信用銀行法第十六條の五第三項	

<p>第四条の二の二第 四項第二号</p>		<p>第四条の二の二第 二項第一号</p>	<p>第一項 第四条の二の二第 一項</p>	<p>第四条の二第二項 第十三号</p>		<p>同条第十五項</p>	
<p>第十六条の八各号</p>	<p>号において同じ。） 及び第十六条の八第一 号の三第二項第一号</p>	<p>長期信用銀行（長期信 用銀行法（昭和二十七 年法律第八十七号） 第二条に規定する長期 信用銀行をいう。第十 二条の三第二項第一号</p>	<p>法第二条第十四項</p>	<p>個人銀行代理業者</p>	<p>同条第十五項</p>		
<p>長期信用銀行法施行令 第四条各号</p>		<p>銀行法第二条第一項に 規定する銀行</p>	<p>長期信用銀行法第十六 条の五第二項</p>	<p>個人長期信用銀行代理 業者</p>	<p>同項</p>		

<p>（新設）</p>		<p>（新設）</p>	<p>（新設）</p>	<p>同項</p>			
<p>（新設）</p>		<p>（新設）</p>	<p>（新設）</p>	<p>個人銀行代理業者</p>	<p>同条第十五項</p>		
<p>（新設）</p>		<p>（新設）</p>	<p>（新設）</p>	<p>個人長期信用銀行代理 業者</p>	<p>同項</p>		

第七條	法第三十三條、第三十三條の二第一項、第三十四條第一項	長期信用銀行法第十七條	法第五十二條の二の十第一項	長期信用銀行法第十六條の二第一項	長期信用銀行法第十六條の二第一項	長期信用銀行法第十六條の二第一項	銀行議決権保有届出書（法第五十二條の二の十一第一項又は第五十二條の四第一項に規定	長期信用銀行法第十六條の二第一項若しくは同法第十七條において準用する法第五十二條
第八條第一項	法第四十三條第一項	長期信用銀行法第十六條第一項	法第四十三條第二項	長期信用銀行法第十六條第二項	長期信用銀行法第十六條第二項	長期信用銀行法第十六條第二項		
第八條第二項	法第四十三條第二項	長期信用銀行法第十六條第二項	法第五十二條の二第一項	長期信用銀行法第十六條の三第一項	長期信用銀行法第十六條の三第一項	長期信用銀行法第十六條の三第一項		
第十四條の七第一號	法第五十二條の二第一項	長期信用銀行法第十六條の二第一項	法第五十二條の二の十第一項	長期信用銀行法第十六條の二第一項	長期信用銀行法第十六條の二第一項	長期信用銀行法第十六條の二第一項		
第十五條の三	法第五十二條の二の十第一項第一號	長期信用銀行法第十六條の二第一項第一號	法第五十二條の二の十第一項第一號	長期信用銀行法第十六條の二第一項第一號	長期信用銀行法第十六條の二第一項第一號	長期信用銀行法第十六條の二第一項第一號		

第七條	法第三十三條、第三十三條の二第一項、第三十四條第一項	長期信用銀行法第十七條	法第五十二條の二の十第一項	長期信用銀行法第十六條の二第一項	長期信用銀行法第十六條の二第一項	長期信用銀行法第十六條の二第一項	銀行議決権保有届出書（法第五十二條の二の十一第一項又は第五十二條の四第一項に規定	長期信用銀行法第十六條の二第一項若しくは同法第十七條において準用する法第五十二條
第八條第一項	法第四十三條第一項	長期信用銀行法第十六條第一項	法第四十三條第二項	長期信用銀行法第十六條第二項	長期信用銀行法第十六條第二項	長期信用銀行法第十六條第二項		
第八條第二項	法第四十三條第二項	長期信用銀行法第十六條第二項	法第五十二條の二第一項	長期信用銀行法第十六條の三第一項	長期信用銀行法第十六條の三第一項	長期信用銀行法第十六條の三第一項		
第十四條の七第一號	法第五十二條の二第一項	長期信用銀行法第十六條の二第一項	法第五十二條の二の十第一項	長期信用銀行法第十六條の二第一項	長期信用銀行法第十六條の二第一項	長期信用銀行法第十六條の二第一項		
第十五條の三	法第五十二條の二の十第一項第一號	長期信用銀行法第十六條の二第一項第一號	法第五十二條の二の十第一項第一號	長期信用銀行法第十六條の二第一項第一號	長期信用銀行法第十六條の二第一項第一號	長期信用銀行法第十六條の二第一項第一號		

<p>第十五条の四</p>	<p>法第五十二条の九第一項第三号</p>	<p>長期信用銀行法第十六条の二の二第二項第三号</p>	<p>する銀行議決権保有届出書をいう。)又は当該銀行議決権保有届出書又は当該届出書</p>
<p>第十五条の四</p>	<p>法第五十二条の九第一項第三号</p>	<p>長期信用銀行法第十六条の二の二第二項第三号</p>	<p>する銀行議決権保有届出書をいう。)又は当該銀行議決権保有届出書又は当該届出書</p>
<p>第十六条の二</p>	<p>法第五十二条の十七第一項第三号</p>	<p>長期信用銀行法第十六条の二の四第一項第三号</p>	<p>する銀行議決権保有届出書をいう。)又は当該銀行議決権保有届出書又は当該届出書</p>
<p>第十六条の二</p>	<p>法第五十二条の十七第一項第三号</p>	<p>長期信用銀行法第十六条の二の四第一項第三号</p>	<p>する銀行議決権保有届出書をいう。)又は当該銀行議決権保有届出書又は当該届出書</p>

七 協同組合による金融事業に関する法律施行令（昭和五十七年政令第四十四号）

改正案	現行
<p>（同一人に対する信用の供与等）</p> <p>第三条 法第六条第一項において準用する銀行法（以下この条から第四条の二まで、第六条及び第七条において「銀行法」という。）第十三条第一項本文に規定する政令で定める特殊の関係のある者は、同項本文に規定する同一人（当該政令で定める特殊の関係のある者を除く。以下この条において「同一人自身」という。）が当該信用協同組合等（信用協同組合又は信用協同組合連合会をいう。以下同じ。）の子会社（法第四条第一項に規定する子会社をいう。次条において同じ。）でない場合の次に掲げる者（第八項及び第十一項において「受信合算対象者」という。）とする。</p> <p>一 同一人自身が会社である場合における次に掲げる者</p> <p>イ 当該同一人自身の子会社</p> <p>ロ 当該同一人自身を子会社とする会社</p> <p>ハ ロに掲げる会社の子会社（当該同一人自身及びイ又はロに掲げる会社に該当するものを除く。）</p> <p>ニ 会社以外の者であつて、当該同一人自身の総株主等の議決権（法第四条第一項に規定する総株主等の議決権をいう。以下同じ。）の百分の五十を超える議決権（同項に規定する議決権をいう。以下同じ。）を保有するもの</p>	<p>（同一人に対する信用の供与等）</p> <p>第三条 銀行法第十三条第一項本文に規定する政令で定める特殊の関係のある者は、同項本文に規定する同一人（当該政令で定める特殊の関係のある者を除く。以下この条において「同一人自身」という。）が当該信用協同組合等（信用協同組合又は信用協同組合連合会をいう。以下同じ。）の子会社（法第四条第一項に規定する子会社をいう。次条において同じ。）でない場合の次に掲げる者（第八項及び第十一項において「受信合算対象者」という。）とする。</p> <p>一 同一人自身が会社である場合における次に掲げる者</p> <p>イ 当該同一人自身の子会社</p> <p>ロ 当該同一人自身を子会社とする会社</p> <p>ハ ロに掲げる会社の子会社（当該同一人自身及びイ又はロに掲げる会社に該当するものを除く。）</p> <p>ニ 会社以外の者であつて、当該同一人自身の総株主等の議決権（法第四条第一項に規定する総株主等の議決権をいう。以下同じ。）の百分の五十を超える議決権（同項に規定する議決権をいう。以下同じ。）を保有するもの</p>

ホ 会社以外の者であつて、当該同一人自身を子会社とする会社の総株主等の議決権の百分の五十を超える議決権を保有するもの

ヘ ニ又はホに掲げる者がその総株主等の議決権の百分の五十を超える議決権を保有する会社（当該同一人自身及びロに掲げる会社に該当するものを除く。）及び当該会社の子会社

ト 当該同一人自身又はイからハまで若しくはへに掲げる会社（第四項において「合算会社」という。）及びニ又はホに掲げる者がその総株主等の議決権の百分の五十を超える議決権を保有する他の会社（イからハまで又はへに掲げる会社に該当するものを除く。）

二 同一人自身が会社以外の者である場合における次に掲げる者

イ 当該同一人自身がその総株主等の議決権の百分の五十を超える議決権を保有する会社（以下この項及び第四項において「同一人支配会社」という。）

ロ 当該同一人自身及びその一若しくは二以上の同一人支配会社又は当該同一人自身の一若しくは二以上の同一人支配会社がその総株主等の議決権の百分の五十を超える議決権を保有する他の会社（イに掲げる会社に該当するものを除く。）

2 前項第一号に規定する子会社とは、会社がその総株主等の議決権の百分の五十を超える議決権を保有する他の会社をいう。この場合において、会社及びその一若しくは二以上の子会社又は当該会社の一若しくは二以上の子会社がその総株主等の議決権の百分の五十を

ホ 会社以外の者であつて、当該同一人自身を子会社とする会社の総株主等の議決権の百分の五十を超える議決権を保有するもの

ヘ ニ又はホに掲げる者がその総株主等の議決権の百分の五十を超える議決権を保有する会社（当該同一人自身及びロに掲げる会社に該当するものを除く。）及び当該会社の子会社

ト 当該同一人自身又はイからハまで若しくはへに掲げる会社（第四項において「合算会社」という。）及びニ又はホに掲げる者がその総株主等の議決権の百分の五十を超える議決権を保有する他の会社（イからハまで又はへに掲げる会社に該当するものを除く。）

二 同一人自身が会社以外の者である場合における次に掲げる者

イ 当該同一人自身がその総株主等の議決権の百分の五十を超える議決権を保有する会社（以下この項及び第四項において「同一人支配会社」という。）

ロ 当該同一人自身及びその一若しくは二以上の同一人支配会社又は当該同一人自身の一若しくは二以上の同一人支配会社がその総株主等の議決権の百分の五十を超える議決権を保有する他の会社（イに掲げる会社に該当するものを除く。）

2 前項第一号に規定する子会社とは、会社がその総株主等の議決権の百分の五十を超える議決権を保有する他の会社をいう。この場合において、会社及びその一若しくは二以上の子会社又は当該会社の一若しくは二以上の子会社がその総株主等の議決権の百分の五十を

<p>超える議決権を保有する他の会社は、当該会社の子会社とみなす。</p> <p>3 法第四条第二項の規定は、第一項各号の場合においてこれらの規定に規定する者が保有し、又は保有される議決権について準用する。</p> <p>4 第一項第一号トに掲げる会社及び同項第二号ロに掲げる会社は、同項各号の規定の適用については、それぞれ合算会社及び同一人支配会社とみなす。</p> <p>5 銀行法第十三条第一項本文に規定する信用の供与又は出資として政令で定めるものは、次に掲げるものとする。</p> <p>一 貸出金として内閣府令で定めるもの</p> <p>二 債務の保証として内閣府令で定めるもの</p> <p>三 出資として内閣府令で定めるもの</p> <p>四 前三号に掲げるものに類するものとして内閣府令で定めるもの</p> <p>6 銀行法第十三条第一項本文に規定する政令で定める区分は、次に掲げる信用の供与等（同項本文に規定する信用の供与等をいう。以下この条において同じ。）の区分とする。</p> <p>一 銀行法第十三条第一項本文に規定する同一人（第八項及び第十一項において「同一人」という。）に対する信用の供与等</p> <p>二 同一人自身に対する信用の供与等</p> <p>7 銀行法第十三条第一項本文に規定する政令で定める率は、次の各号に掲げる信用の供与等の区分に応じ、当該各号に定める率とする。</p> <p>一 前項第一号に掲げる信用の供与等 百分の四十</p>	<p>超える議決権を保有する他の会社は、当該会社の子会社とみなす。</p> <p>3 法第四条第二項の規定は、第一項各号の場合においてこれらの規定に規定する者が保有し、又は保有される議決権について準用する。</p> <p>4 第一項第一号トに掲げる会社及び同項第二号ロに掲げる会社は、同項各号の規定の適用については、それぞれ合算会社及び同一人支配会社とみなす。</p> <p>5 銀行法第十三条第一項本文に規定する信用の供与又は出資として政令で定めるものは、次に掲げるものとする。</p> <p>一 貸出金として内閣府令で定めるもの</p> <p>二 債務の保証として内閣府令で定めるもの</p> <p>三 出資として内閣府令で定めるもの</p> <p>四 前三号に掲げるものに類するものとして内閣府令で定めるもの</p> <p>6 銀行法第十三条第一項本文に規定する政令で定める区分は、次に掲げる信用の供与等（同項本文に規定する信用の供与等をいう。以下この条において同じ。）の区分とする。</p> <p>一 銀行法第十三条第一項本文に規定する同一人（第八項及び第十一項において「同一人」という。）に対する信用の供与等</p> <p>二 同一人自身に対する信用の供与等</p> <p>7 銀行法第十三条第一項本文に規定する政令で定める率は、次の各号に掲げる信用の供与等の区分に応じ、当該各号に定める率とする。</p> <p>一 前項第一号に掲げる信用の供与等 百分の四十</p>
---	---

二 前項第二号に掲げる信用の供与等 百分の二十五

8 銀行法第十三条第一項ただし書に規定する政令で定めるやむを得ない理由は、次に掲げる理由とする。

一 信用の供与等を受けている者（以下この項及び第十一項において「債務者等」という。）の事業（次号及び第三号に規定する事業を除く。以下この号において同じ。）の遂行上予見し難い緊急の資金の必要が生じた場合において、当該信用協同組合等が当該債務者等に対して銀行法第十三条第一項本文に規定する信用供与等限度額（以下この項において「信用供与等限度額」という。）を超えて信用の供与等をしなざれば、当該債務者等の事業の継続に著しい支障を生ずるおそれがあること。

二 勤労者に居住環境の良好な集団住宅及びその用に供する宅地を供給する事業その他の地域住民の福祉の増進に寄与することを目的とした事業を行っている債務者等（地方住宅供給公社その他の出資金の全額を地方公共団体が出資している法人で金融庁長官の定めるものに限る。）に対して、当該信用協同組合等が信用供与等限度額を超えて信用の供与等をしなざれば、当該債務者等の事業の安定的な遂行に困難を生ずるおそれがあること。

三 信用協同組合連合会に係る信用の供与等にあつては、電気事業法（昭和三十九年法律第七十号）第二条第一項第一号に規定する一般電気事業その他の内閣府令で定める国民経済上特に緊要な事業を行っている債務者等に対して、当該信用協同組合連合会が信用供与等限度額を超えて信用の供与等をしなざれば、

二 前項第二号に掲げる信用の供与等 百分の二十五

8 銀行法第十三条第一項ただし書に規定する政令で定めるやむを得ない理由は、次に掲げる理由とする。

一 信用の供与等を受けている者（以下この項及び第十一項において「債務者等」という。）の事業（次号及び第三号に規定する事業を除く。以下この号において同じ。）の遂行上予見し難い緊急の資金の必要が生じた場合において、当該信用協同組合等が当該債務者等に対して銀行法第十三条第一項本文に規定する信用供与等限度額（以下この項において「信用供与等限度額」という。）を超えて信用の供与等をしなざれば、当該債務者等の事業の継続に著しい支障を生ずるおそれがあること。

二 勤労者に居住環境の良好な集団住宅及びその用に供する宅地を供給する事業その他の地域住民の福祉の増進に寄与することを目的とした事業を行っている債務者等（地方住宅供給公社その他の出資金の全額を地方公共団体が出資している法人で金融庁長官の定めるものに限る。）に対して、当該信用協同組合等が信用供与等限度額を超えて信用の供与等をしなざれば、当該債務者等の事業の安定的な遂行に困難を生ずるおそれがあること。

三 信用協同組合連合会に係る信用の供与等にあつては、電気事業法（昭和三十九年法律第七十号）第二条第一項第一号に規定する一般電気事業その他の内閣府令で定める国民経済上特に緊要な事業を行っている債務者等に対して、当該信用協同組合連合会が信用供与等限度額を超えて信用の供与等をしなざれば、

当該債務者等の事業の安定的な遂行に困難を生ずるおそれがあること。

四 債務者等に係る受信合算対象者が新たに加わることにより、当該信用協同組合等の同一人に対する信用の供与等の額が信用供与等限度額を超えることとなること。

五 前各号に掲げる理由に準ずるものとして内閣府令で定める理由

9 銀行法第十三条第二項前段に規定する政令で定める区分は、第六項各号に掲げる信用の供与等の区分とする。

10 銀行法第十三条第二項前段に規定する政令で定める率は、次の各号に掲げる信用の供与等の区分に応じ、当該各号に定める率とする。

一 前項において準用する第六項第一号に掲げる信用の供与等 百分の四十

二 前項において準用する第六項第二号に掲げる信用の供与等 百分の二十五

11 銀行法第十三条第二項後段において準用する同条第一項ただし書に規定する政令で定めるやむを得ない理由は、次に掲げる理由とする。

一 第八項第一号に規定する場合において、当該信用協同組合等及びその子会社等（銀行法第十三条第二項前段に規定する子会社等をいう。以下この項において同じ。）又はその子会社等が同号の債務者等に対して合算して銀行法第十三条第二項前段に規定する合算信用供与等限度額（以下この項において「合算信用供与等限

当該債務者等の事業の安定的な遂行に困難を生ずるおそれがあること。

四 債務者等に係る受信合算対象者が新たに加わることにより、当該信用協同組合等の同一人に対する信用の供与等の額が信用供与等限度額を超えることとなること。

五 前各号に掲げる理由に準ずるものとして内閣府令で定める理由

9 銀行法第十三条第二項前段に規定する政令で定める区分は、第六項各号に掲げる信用の供与等の区分とする。

10 銀行法第十三条第二項前段に規定する政令で定める率は、次の各号に掲げる信用の供与等の区分に応じ、当該各号に定める率とする。

一 前項において準用する第六項第一号に掲げる信用の供与等 百分の四十

二 前項において準用する第六項第二号に掲げる信用の供与等 百分の二十五

11 銀行法第十三条第二項後段において準用する同条第一項ただし書に規定する政令で定めるやむを得ない理由は、次に掲げる理由とする。

一 第八項第一号に規定する場合において、当該信用協同組合等及びその子会社等（銀行法第十三条第二項前段に規定する子会社等をいう。以下この項において同じ。）又はその子会社等が同号の債務者等に対して合算して銀行法第十三条第二項前段に規定する合算信用供与等限度額（以下この項において「合算信用供与等限

度額」という。)を超えて信用の供与等をしなざるとすれば、当該債務者等の事業(第八項第二号及び第三号に規定する事業を除く。次号において同じ。)の継続に著しい支障を生ずるおそれがあること。

二 当該信用協同組合等が新たに子会社等を有することとなることにより、当該信用協同組合等及びその子会社等又はその子会社等の同一人に対する信用の供与等の合計額が合算信用供与等限度額を超えることとなる場合において、当該合計額を合算信用供与等限度額以下に減額することとすれば、当該同一人の事業の継続に著しい支障を生ずるおそれがあること。

三 第八項第二号又は第三号に規定する債務者等に対して、当該信用協同組合等及びその子会社等又はその子会社等が合算して合算信用供与等限度額を超えて信用の供与等をしなざるとすれば、当該債務者等の事業の安定的な遂行に困難を生ずるおそれがあること。

四 債務者等に係る受信合算対象者が新たに加わることにより、当該信用協同組合等及びその子会社等又はその子会社等の同一人に対する信用の供与等の額が信用供与等限度額を超えることとなること。

五 前各号に掲げる理由に準ずるものとして内閣府令で定める理由
12 銀行法第十三条第三項に規定する政令で定める信用の供与等は、信用協同組合にあつては独立行政法人雇用・能力開発機構、独立行政法人住宅金融支援機構又は沖縄振興開発金融公庫に対する勤労者

度額」という。)を超えて信用の供与等をしなざるとすれば、当該債務者等の事業(第八項第二号及び第三号に規定する事業を除く。次号において同じ。)の継続に著しい支障を生ずるおそれがあること。

二 当該信用協同組合等が新たに子会社等を有することとなることにより、当該信用協同組合等及びその子会社等又はその子会社等の同一人に対する信用の供与等の合計額が合算信用供与等限度額を超えることとなる場合において、当該合計額を合算信用供与等限度額以下に減額することとすれば、当該同一人の事業の継続に著しい支障を生ずるおそれがあること。

三 第八項第二号又は第三号に規定する債務者等に対して、当該信用協同組合等及びその子会社等又はその子会社等が合算して合算信用供与等限度額を超えて信用の供与等をしなざるとすれば、当該債務者等の事業の安定的な遂行に困難を生ずるおそれがあること。

四 債務者等に係る受信合算対象者が新たに加わることにより、当該信用協同組合等及びその子会社等又はその子会社等の同一人に対する信用の供与等の額が信用供与等限度額を超えることとなること。

五 前各号に掲げる理由に準ずるものとして内閣府令で定める理由
12 銀行法第十三条第三項に規定する政令で定める信用の供与等は、信用協同組合にあつては独立行政法人雇用・能力開発機構、独立行政法人住宅金融支援機構又は沖縄振興開発金融公庫に対する勤労者

財産形成促進法（昭和四十六年法律第九十二号）第十一条に規定する資金の貸付けとし、信用協同組合連合会にあつては次に掲げる法人に対する信用の供与等（政府が元本の返済及び利息の支払について保証しているものを除く。）とする。

一 法律の定めるところにより、予算について国会の議決を経、又は承認を受けなければならない法人

二 特別の法律により設立された法人（前号に該当する法人を除く。）で国、同号に掲げる法人及び地方公共団体以外の者の出資のないものうち、当該特別の法律により債券を発行することができる法人

（信用協同組合等の特定関係者）

第三条の二 銀行法第十三条の二本文に規定する政令で定める特殊の関係のある者は、次に掲げる者とする。

- 一 当該信用協同組合等の子会社その他の子法人等及び関連法人等
- 二 当該信用協同組合等を所属信用協同組合（法第六条の三第三項に規定する所属信用協同組合をいう。以下同じ。）とする信用協同組合代理業者（同項に規定する信用協同組合代理業者をいう。以下この項、次条第一項、第五条の七及び第七条第二項において同じ。）並びに当該信用協同組合代理業者の子法人等及び関連法人等（前号に掲げる者を除く。）

三 前号の信用協同組合代理業者を子法人等とする親法人等並びに当該親法人等の子法人等及び関連法人等（当該信用協同組合等及

財産形成促進法（昭和四十六年法律第九十二号）第十一条に規定する資金の貸付けとし、信用協同組合連合会にあつては次に掲げる法人に対する信用の供与等（政府が元本の返済及び利息の支払について保証しているものを除く。）とする。

一 法律の定めるところにより、予算について国会の議決を経、又は承認を受けなければならない法人

二 特別の法律により設立された法人（前号に該当する法人を除く。）で国、同号に掲げる法人及び地方公共団体以外の者の出資のないものうち、当該特別の法律により債券を発行することができる法人

（信用協同組合等の特定関係者）

第三条の二 銀行法第十三条の二本文に規定する政令で定める特殊の関係のある者は、次に掲げる者とする。

- 一 当該信用協同組合等の子会社その他の子法人等及び関連法人等
- 二 当該信用協同組合等を所属信用協同組合（法第六条の三第三項に規定する所属信用協同組合をいう。以下同じ。）とする信用協同組合代理業者（同項に規定する信用協同組合代理業者をいう。以下この項において同じ。）並びに当該信用協同組合代理業者の子法人等及び関連法人等（前号に掲げる者を除く。）

三 前号の信用協同組合代理業者を子法人等とする親法人等並びに当該親法人等の子法人等及び関連法人等（当該信用協同組合等及

び前二号に掲げる者を除く。)

四 当該信用協同組合等を所属信用協同組合とする信用協同組合代理業者（個人に限る。以下この号において「個人信用協同組合代理業者」という。）に係る次に掲げる会社、組合その他これらに準ずる事業体（外国におけるこれらに相当するものを含み、前三号に掲げる者を除く。以下この号において「法人等」という。）

イ 当該個人信用協同組合代理業者がその総株主等の議決権の百分の五十を超える議決権を保有する法人等（当該法人等の子法人等及び関連法人等を含む。）

ロ 当該個人信用協同組合代理業者がその総株主等の議決権の百分の二十以上百分の五十以下の議決権を保有する法人等

2 前項に規定する親法人等とは、他の法人等（会社、組合その他これらに準ずる事業体（外国におけるこれらに相当するものを含む。））をいう。以下この条において同じ。）の財務及び営業又は事業の方針を決定する機関（株主総会その他これに準ずる機関をいう。以下この項において「意思決定機関」という。）を支配している法人等として内閣府令で定めるものをいい、前項に規定する子法人等とは、親法人等によりその意思決定機関を支配されている他の法人等をいう。この場合において、親法人等及び子法人等又は子法人等が他の法人等の意思決定機関を支配している場合における当該他の法人等は、その親法人等の子法人等とみなす。

3 第一項に規定する関連法人等とは、法人等（当該法人等の子法人等（前項に規定する子法人等をいう。以下この項及び次条第一項第

び前二号に掲げる者を除く。)

四 当該信用協同組合等を所属信用協同組合とする信用協同組合代理業者（個人に限る。以下この号において「個人信用協同組合代理業者」という。）に係る次に掲げる会社、組合その他これらに準ずる事業体（外国におけるこれらに相当するものを含み、前三号に掲げる者を除く。以下この号において「法人等」という。）

イ 当該個人信用協同組合代理業者がその総株主等の議決権の百分の五十を超える議決権を保有する法人等（当該法人等の子法人等及び関連法人等を含む。）

ロ 当該個人信用協同組合代理業者がその総株主等の議決権の百分の二十以上百分の五十以下の議決権を保有する法人等

2 前項に規定する親法人等とは、他の法人等（会社、組合その他これらに準ずる事業体（外国におけるこれらに相当するものを含む。））をいう。以下この条において同じ。）の財務及び営業又は事業の方針を決定する機関（株主総会その他これに準ずる機関をいう。以下この項において「意思決定機関」という。）を支配している法人等として内閣府令で定めるものをいい、前項に規定する子法人等とは、親法人等によりその意思決定機関を支配されている他の法人等をいう。この場合において、親法人等及び子法人等又は子法人等が他の法人等の意思決定機関を支配している場合における当該他の法人等は、その親法人等の子法人等とみなす。

3 第一項に規定する関連法人等とは、法人等（当該法人等の子法人等（前項に規定する子法人等をいう。以下この項及び次条第一項第

一号において同じ。)を含む。)が出資、取締役その他これに準ずる役職への当該法人等の役員若しくは使用人である者若しくはこれらであつた者の就任、融資、債務の保証若しくは担保の提供、技術の提供又は営業上若しくは事業上の取引等を通じて、財務及び営業又は事業の方針の決定に対して重要な影響を与えることができる他の法人等(子法人等を除く。)として内閣府令で定めるものをいう。

(子金融機関等の範囲)

第三条の三 銀行法第十三条の三の二第三項に規定する政令で定める者は、次に掲げる者(当該信用協同組合等を所属信用協同組合とする信用協同組合代理業者を除く。)とする。

- 一 当該信用協同組合等の子法人等
 - 二 当該信用協同組合等の関連法人等(前条第三項に規定する関連法人等をいう。)
 - 三 当該信用協同組合等のために法第六条の三第二項に規定する信用協同組合代理業を行う者(前二号に掲げる者を除く。)
- 2 | 銀行法第十三条の三の二第三項に規定する政令で定める金融業を行う者は、次に掲げる者とする。
- 一 信用協同組合等
 - 二 第五条の四各号に掲げる者
 - 三 金銭の貸付け又は金銭の貸借の媒介(手形の割引、売渡担保その他これらに類する方法によつてする金銭の交付又は当該方法に

等の役員若しくは使用人である者若しくはこれらであつた者の就任、融資、債務の保証若しくは担保の提供、技術の提供又は営業上若しくは事業上の取引等を通じて、財務及び営業又は事業の方針の決定に対して重要な影響を与えることができる他の法人等(子法人等を除く。)として内閣府令で定めるものをいう。

(新設)

よつてする金銭の授受の媒介を含む。)を業として行う者(金融商品取引業者(金融商品取引法(昭和二十三年法律第二十五号)第二条第九項に規定する金融商品取引業者をいう。)、保険会社(保険業法(平成七年法律第百五号)第二条第二項に規定する保険会社をいう。))及び前二号に掲げる者を除く。)

(銀行法を準用する場合の読替え)

第五条 法第六条第一項の規定において銀行法の規定を準用する場合においては、同法の規定中「営業所」とあるのは「事務所」と、「取締役、執行役」とあり、及び「取締役又は執行役」とあるのは「理事」と、「営業時間」とあるのは「業務取扱時間」と、「株主総会」とあるのは「総会」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

読み替える銀行法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第十二条の二第一項	定期積金等	定期積金

(銀行法を準用する場合の読替え)

第五条 法第六条第一項の規定において銀行法の規定を準用する場合においては、同法の規定中「営業所」とあるのは「事務所」と、「取締役、執行役」とあり、及び「取締役又は執行役」とあるのは「理事」と、「営業時間」とあるのは「業務取扱時間」と、「第四条第一項の免許」とあり、及び「第四条第一項の内閣総理大臣の免許」とあるのは「中小企業等協同組合法第二十七条の二第一項の認可」と、「株主総会」とあるのは「総会」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

読み替える銀行法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第十二条の二第一項	定期積金等	定期積金

第十三条の三の二	第十三条の三	第十三条の二	第十三条第二項	預金者等の
親金融機関等若しくは	第十三条の四	子会社、当該銀行の銀行主要株主、当該銀行を子会社とする銀行持株会社、当該銀行持株会社の子会社（当該銀行を除く。）	子会社（内閣府令で定める会社を除く。）	預金者又は定期積金の積金者（以下この項において「預金者等」という。）の
子金融機関等	協同組合による金融事業に関する法律第六条の五の二	子会社	子会社（協同組合による金融事業に関する法律第四条第一項に規定する子会社をいう。以下同じ。）	預金者又は定期積金の積金者（以下この項において「預金者等」という。）の
(新設)	(新設)	第十三条の二	第十三条第二項	預金者等の
(新設)	(新設)	子会社、当該銀行の銀行主要株主、当該銀行を子会社とする銀行持株会社、当該銀行持株会社の子会社（当該銀行を除く。）	子会社（内閣府令で定める会社を除く。）	預金者又は定期積金の積金者（以下この項において「預金者等」という。）の
(新設)	(新設)	子会社	子会社（協同組合による金融事業に関する法律第四条第一項に規定する子会社をいう。以下同じ。）	預金者又は定期積金の積金者（以下この項において「預金者等」という。）の

<p>第一項</p> <p>子金融機関等</p>	<p>銀行業、銀行代理業</p>	<p>第十四条の見出し</p>	<p>第十四条第二項</p>
<p>中小企業等協同組合法 第九条の八第一項第一 号から第三号までに掲 げる業務、協同組合に よる金融事業に関する 法律第六条の三第二項 に規定する信用協同組 合代理業</p>	<p>理事</p>	<p>取締役等</p>	<p>会社法第三百六十五条 第一項（競業及び取締 役会設置会社との取引 等の制限）の規定によ り読み替えて適用する 同法第三百五十六条第 一項（競業及び利益相 反取引の制限）の規定 及び同法第四百十九条 第二項（執行役の監査</p>
<p>（新設）</p>	<p>（新設）</p>	<p>第十四条の見出し</p>	<p>第十四条第二項</p>
<p>（新設）</p>	<p>取締役等</p>	<p>理事</p>	<p>会社法第三百六十五条 第一項（競業及び取締 役会設置会社との取引 等の制限）の規定によ り読み替えて適用する 同法第三百五十六条第 一項（競業及び利益相 反取引の制限）の規定 及び同法第四百十九条 第二項（執行役の監査</p>

第二十一条第三項	第十八条	第十八条の見出し	第十四条の二第二号		
電磁的記録	資本準備金又は利益準備金	資本準備金及び利益準備金	第三章及び第四章	定款	委員に対する報告義務等)において準用する同法第三百五十六条第一項の規定による取締役会の承認に対する同法第三百六十九条第一項(取締役会の決議)
電磁的記録(協同組合による金融事業に関する法律第五条の七第二	準備金	法定準備金	第十九条第二項、第二十一条第二項及び第二十六条	定款又は規約	
第二十一条第三項	第十八条	第十八条の見出し	第十四条の二第二号		
電磁的記録	資本準備金又は利益準備金	資本準備金及び利益準備金	第三章及び第四章	定款	委員に対する報告義務等)において準用する同法第三百五十六条第一項の規定による取締役会の承認に対する同法第三百六十九条第一項(取締役会の決議)
電磁的記録(協同組合による金融事業に関する法律第五条の七第二	準備金	法定準備金	第十九条第二項、第二十一条第二項及び第二十六条	定款又は規約	

第二十一条第四項	電磁的方法	電磁的方法（協同組合による金融事業に関する法律第五条の七第十七項第四号に規定する電磁的方法をいう。）	項に規定する電磁的記録をいう。以下同じ。）
第二十四条第二項	次項、次条第二項及び第五項並びに第四十七条第二項	次項並びに次条第二項及び第五項	
第二十七条の見出し	免許の取消し等	解散命令等	
第二十七条	、会計参与若しくは監査役	若しくは監事	
第三十四条第一項	株主総会の決議（会社法第四百六十八条（事業譲渡等の承認を要し	総会の決議（中小企業等協同組合法第五十七条の三第二項後段の規	

第二十一条第四項	電磁的方法	電磁的方法（協同組合による金融事業に関する法律第五条の七第十七項第四号に規定する電磁的方法をいう。）	項に規定する電磁的記録をいう。以下同じ。）
第二十四条第二項	次項、次条第二項及び第五項並びに第四十七条第二項	次項並びに次条第二項及び第五項	
第二十七条の見出し	免許	認可	
第二十七条	、会計参与若しくは監査役	若しくは監事	
第三十四条第一項	株主総会の決議（会社法第四百六十八条（事業譲渡等の承認を要し	総会の決議（中小企業等協同組合法第五十七条の三第二項後段の規	

第三十六條の見出	第三十五條第一項		第三十四條第三項		ない場合)の規定により総会の決議に 譲受けを行う場合には、 第一項(事業譲渡等の 承認等)の決議によら ず、事業の全部の譲受 けを行う場合には、取 締役会の決議又は執行 役の決定)
	会社分割又は事業	決議又は決定 の決定	株主総会若しくは取締役 会の決議又は執行役 の決定	同項の各別の 同条各号	
事業	決議	総会又は理事会の決議	第一項の各別の	同項各号	中小企業等協同組合法 第三十三條第四項
第三十六條の見出	第三十五條第一項		第三十四條第三項		ない場合)の規定によ り同法第四百六十七條 第一項(事業譲渡等の 承認等)の決議によら ず、事業の全部の譲受 けを行う場合には、取 締役会の決議又は執行 役の決定)
	会社分割又は事業	決議又は決定 の決定	株主総会若しくは取締役 会の決議又は執行役 の決定	同項の各別の 同条各号	
事業	決議	総会又は理事会の決議	第一項の各別の	同項各号	中小企業等協同組合法 第三十三條第四項

第四十五条第八項	第四十五条第七項 第一号	第四十五条第二項	第四十四条第四項	第三十六条第二項	第三十六条第一項	し
会社法	会社法第四百七十五条 第二号又は第三号	本店	銀行法	第五十七条第一号	会社分割により事業の 全部若しくは一部を承 継させ、又は事業の全 部若しくは	
中小企業等協同組合法 第六十九条において準	中小企業等協同組合法 第六十九条において準 用する会社法第四百七 十五条第二号	主たる事務所	協同組合による金融事 業に関する法律	中小企業等協同組合法 第三十三条第四項第二 号	事業の全部又は	

第四十五条第八項	第四十五条第七項 第一号	第四十五条第二項	第四十四条第四項	第三十六条第二項	第三十六条第一項	し
会社法	会社法第四百七十五条 第二号又は第三号	本店	銀行法	第五十七条第一号	会社分割により事業の 全部若しくは一部を承 継させ、又は事業の全 部若しくは	
中小企業等協同組合法 第六十九条において準	中小企業等協同組合法 第六十九条において準 用する会社法第四百七 十五条第二号	主たる事務所	協同組合による金融事 業に関する法律	中小企業等協同組合法 第三十三条第四項第二 号	事業の全部又は	

第四十六条第一項	清算手続、破産手続、再生手続、更生手続又は承認援助手続	用する会社法
		清算手続、破産手続、再生手続又は金融機関等の更生手続の特例等に関する法律（平成八年法律第九十五号）の規定による更生手続

（情報通信の技術を利用した提供）

第五条の七 信用協同組合等又は信用協同組合代理業者は、法第六条の五の二において準用する金融商品取引法（以下「準用金融商品取引法」という。）第三十四条の二第四項（準用金融商品取引法第三十四條の三第二項、第三十七條の三第二項及び第三十七條の四第二項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）の規定により準用金融商品取引法第三十四條の二第四項に規定する事項を提供しようとするときは、内閣府令で定めるところにより、あらかじめ、当該事項を提供する相手方に対し、その用いる同項に規定する方法（以下この条において「電磁的方法」という。）の種類及び内容を示し、書面又は電磁的方法による承諾を得なければなら

第四十六条第一項	清算手続、破産手続、再生手続、更生手続又は承認援助手続	用する会社法
		清算手続、破産手続、再生手続又は金融機関等の更生手続の特例等に関する法律（平成八年法律第九十五号）の規定による更生手続

（情報通信の技術を利用した提供）

第五条の七 信用協同組合等又は信用協同組合代理業者は、法第六条の五の二において準用する金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号。以下「準用金融商品取引法」という。）第三十四条の二第四項（準用金融商品取引法第三十四條の三第二項、第三十七條の三第二項及び第三十七條の四第二項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）の規定により準用金融商品取引法第三十四條の二第四項に規定する事項を提供しようとするときは、内閣府令で定めるところにより、あらかじめ、当該事項を提供する相手方に対し、その用いる同項に規定する方法（以下この条において「電磁的方法」という。）の種類及び内容を示し、書面又は電磁的方法

い。

2 前項の規定による承諾を得た信用協同組合等又は信用協同組合代理業者は、当該相手方から書面又は電磁的方法により電磁的方法による提供を受けない旨の申出があつたときは、当該相手方に対し、準用金融商品取引法第三十四条の二第四項に規定する事項の提供を電磁的方法によつてしてはならない。ただし、当該相手方が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

(財務局長等への権限の委任)

第七条 法第七条第一項の規定により金融庁長官に委任された権限及びこの政令による金融庁長官の権限（次条第一項において「長官権限」という。）のうち次に掲げるものは、信用協同組合に関するものに限り、その主たる事務所の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長）に委任する。ただし、第五号から第六号の二までに掲げる権限は、金融庁長官が自ら行うことを妨げない。

一 法第三条、第四条の二第三項（同条第五項において準用する場合を含む。）及び第四項ただし書、第四条の三第二項ただし書、第五条の二第一項ただし書並びに第七条の四ただし書の規定並びに銀行法第十三条第一項ただし書（同条第二項後段において準用する場合を含む。）、第十三条の二ただし書及び第三十七条第一項第三号の規定による認可及び承認

二 法第七条の三第一項の規定による前号に掲げる認可又は承認の

による承諾を得なければならない。

2 前項の規定による承諾を得た信用協同組合等又は信用協同組合代理業者は、当該相手方から書面又は電磁的方法により電磁的方法による提供を受けない旨の申出があつたときは、当該相手方に対し、準用金融商品取引法第三十四条の二第四項に規定する事項の提供を電磁的方法によつてしてはならない。ただし、当該相手方が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

(財務局長等への権限の委任)

第七条 法第七条第一項の規定により金融庁長官に委任された権限及びこの政令による金融庁長官の権限（次条第一項において「長官権限」という。）のうち次に掲げるものは、信用協同組合に関するものに限り、その主たる事務所の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長）に委任する。ただし、第五号から第六号の二までに掲げる権限は、金融庁長官が自ら行うことを妨げない。

一 法第三条、第四条の二第三項（同条第五項において準用する場合を含む。）及び第四項ただし書、第四条の三第二項ただし書、第五条の二第一項ただし書並びに第七条の四ただし書の規定並びに銀行法第十三条第一項ただし書（同条第二項後段において準用する場合を含む。）、第十三条の二ただし書及び第三十七条第一項第三号の規定による認可及び承認

二 法第七条の三第一項の規定による前号に掲げる認可又は承認の

条件の付加及びこれの変更

三 第四条第二項第二号の規定による承認

四 法第七条の二及び銀行法第十六条第一項の規定による届出の受理並びに銀行法第十九条第一項及び第二項の規定による書類の受理

五 銀行法第二十四条第一項及び第二項の規定による報告及び資料の提出の命令

六 銀行法第二十五条第一項（銀行法第四十六条第三項において準用する場合を含む。）及び第二項の規定による質問及び立入検査
六の二 銀行法第二十六条第一項の規定による命令（業務の全部又は一部の停止の命令を除くものとし、改善計画の提出を求めることを含む。）

七 銀行法第四十四条の規定による清算人の選任及び解任の請求

八 銀行法第四十六条第一項及び第二項の規定による意見の陳述

2 前項第五号及び第六号に掲げる権限で信用協同組合の従たる事務所その他の施設（当該信用協同組合を所屬信用協同組合とする信用協同組合代理業者の営業所又は事務所その他の施設を含む。）又は当該信用協同組合の子法人等（法第六条第一項において準用する銀行法第二十四条第二項に規定する子法人等をいう。）若しくは当該信用協同組合を所屬信用協同組合とする信用協同組合代理業者以外のもので当該信用協同組合から業務の委託を受けた者（以下この条において「従たる事務所等」という。）に関するものについては、前項に規定する財務局長又は福岡財務支局長のほか、当該従たる事務所

条件の付加及びこれの変更

三 第四条第二項第二号の規定による承認

四 法第七条の二及び銀行法第十六条第一項の規定による届出の受理並びに銀行法第十九条第一項及び第二項の規定による書類の受理

五 銀行法第二十四条第一項及び第二項の規定による報告及び資料の提出の命令

六 銀行法第二十五条第一項（銀行法第四十六条第三項において準用する場合を含む。）及び第二項の規定による質問及び立入検査
六の二 銀行法第二十六条第一項の規定による命令（業務の全部又は一部の停止の命令を除くものとし、改善計画の提出を求めることを含む。）

七 銀行法第四十四条の規定による清算人の選任及び解任の請求

八 銀行法第四十六条第一項及び第二項の規定による意見の陳述

2 前項第五号及び第六号に掲げる権限で信用協同組合の従たる事務所その他の施設（当該信用協同組合を所屬信用協同組合とする信用協同組合代理業者（法第六条の三第三項に規定する信用協同組合代理業者をいう。以下この項及び次条において同じ。）の営業所又は事務所その他の施設を含む。）又は当該信用協同組合の子法人等（法第六条第一項において準用する銀行法第二十四条第二項に規定する子法人等をいう。）若しくは当該信用協同組合を所屬信用協同組合とする信用協同組合代理業者以外のもので当該信用協同組合から業務の委託を受けた者（以下この条において「従たる事務所等」とい

所等の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長）も行うことができる。

3 前項の規定により、信用協同組合の従たる事務所等に対して報告若しくは資料の提出の求め又は質問若しくは立入検査（以下この項において「検査等」という。）を行った財務局長又は福岡財務支局長は、当該信用協同組合の主たる事務所又は当該従たる事務所等以外の従たる事務所等に対して検査等の必要を認めるときは、当該主たる事務所又は当該従たる事務所等以外の従たる事務所等に対し、検査等を行うことができる。

う。）に関するものについては、前項に規定する財務局長又は福岡財務支局長のほか、当該従たる事務所等の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長）も行うことができる。

3 前項の規定により、信用協同組合の従たる事務所等に対して報告若しくは資料の提出の求め又は質問若しくは立入検査（以下この項において「検査等」という。）を行った財務局長又は福岡財務支局長は、当該信用協同組合の主たる事務所又は当該従たる事務所等以外の従たる事務所等に対して検査等の必要を認めるときは、当該主たる事務所又は当該従たる事務所等以外の従たる事務所等に対し、検査等を行うことができる。

改正案

現行

<p>（金庫の特定関係者）</p> <p>第五条の二 銀行法第十三条の二本文に規定する政令で定める特殊の関係のある者は、次に掲げる者とする。</p> <p>一 当該金庫の子会社その他の子法人等及び関連法人等</p> <p>二 当該金庫を所属労働金庫（法第八十九条の三第三項に規定する所属労働金庫をいう。以下同じ。）とする労働金庫代理業者（同項に規定する労働金庫代理業者をいう。以下この項、次条第一項及び第七条の三において同じ。）並びに当該労働金庫代理業者の子法人等及び関連法人等（前号に掲げる者を除く。）</p> <p>三 前号の労働金庫代理業者を子法人等とする親法人等並びに当該親法人等の子法人等及び関連法人等（当該金庫及び前二号に掲げる者を除く。）</p> <p>四 当該金庫を所属労働金庫とする労働金庫代理業者（個人に限る。以下この号において「個人労働金庫代理業者」という。）に係る次に掲げる会社、組合その他これらに準ずる事業体（外国におけるこれらに相当するものを含み、前三号に掲げる者を除く。以下この号において「法人等」という。）</p> <p>イ 当該個人労働金庫代理業者がその総株主等の議決権の百分の</p>	<p>（金庫の特定関係者）</p> <p>第五条の二 銀行法第十三条の二本文に規定する政令で定める特殊の関係のある者は、次に掲げる者とする。</p> <p>一 当該金庫の子会社その他の子法人等及び関連法人等</p> <p>二 当該金庫を所属労働金庫（法第八十九条の三第三項に規定する所属労働金庫をいう。以下この項、第十一条第一項、第十一条の二及び第十二条第一項において同じ。）とする労働金庫代理業者（同項に規定する労働金庫代理業者をいう。以下この項において同じ。）並びに当該労働金庫代理業者の子法人等及び関連法人等（前号に掲げる者を除く。）</p> <p>三 前号の労働金庫代理業者を子法人等とする親法人等並びに当該親法人等の子法人等及び関連法人等（当該金庫及び前二号に掲げる者を除く。）</p> <p>四 当該金庫を所属労働金庫とする労働金庫代理業者（個人に限る。以下この号において「個人労働金庫代理業者」という。）に係る次に掲げる会社、組合その他これらに準ずる事業体（外国におけるこれらに相当するものを含み、前三号に掲げる者を除く。以下この号において「法人等」という。）</p> <p>イ 当該個人労働金庫代理業者がその総株主等の議決権の百分の</p>
--	--

五十を超える議決権を保有する法人等（当該法人等の子法人等及び関連法人等を含む。）

ロ 当該個人労働金庫代理業者がその総株主等の議決権の百分の二十以上百分の五十以下の議決権を保有する法人等

2 前項に規定する親法人等とは、他の法人等（会社、組合その他これらに準ずる事業体（外国におけるこれらに相当するものを含む。）をいう。以下この条において同じ。）の財務及び営業又は事業の方針を決定する機関（株主総会その他これに準ずる機関をいう。以下この項において「意思決定機関」という。）を支配している法人等として内閣府令・厚生労働省令で定めるものをいい、前項に規定する子法人等とは、親法人等によりその意思決定機関を支配されている他の法人等をいう。この場合において、親法人等及び子法人等又は子法人等が他の法人等の意思決定機関を支配している場合における当該他の法人等は、その親法人等の子法人等とみなす。

3 第一項に規定する関連法人等とは、法人等（当該法人等の子法人等（前項に規定する子法人等をいう。以下この項及び次条第一項第一号において同じ。）を含む。）が出資、取締役その他これに準ずる役職への当該法人等の役員若しくは使用人である者若しくはこれらであつた者の就任、融資、債務の保証若しくは担保の提供、技術の提供又は営業上若しくは事業上の取引等を通じて、財務及び営業又は事業の方針の決定に対して重要な影響を与えることができる他の法人等（子法人等を除く。）として内閣府令・厚生労働省令で定めるものをいう。

五十を超える議決権を保有する法人等（当該法人等の子法人等及び関連法人等を含む。）

ロ 当該個人労働金庫代理業者がその総株主等の議決権の百分の二十以上百分の五十以下の議決権を保有する法人等

2 前項に規定する親法人等とは、他の法人等（会社、組合その他これらに準ずる事業体（外国におけるこれらに相当するものを含む。）をいう。以下この条において同じ。）の財務及び営業又は事業の方針を決定する機関（株主総会その他これに準ずる機関をいう。以下この項において「意思決定機関」という。）を支配している法人等として内閣府令・厚生労働省令で定めるものをいい、前項に規定する子法人等とは、親法人等によりその意思決定機関を支配されている他の法人等をいう。この場合において、親法人等及び子法人等又は子法人等が他の法人等の意思決定機関を支配している場合における当該他の法人等は、その親法人等の子法人等とみなす。

3 第一項に規定する関連法人等とは、法人等（当該法人等の子法人等を含む。）が出資、取締役その他これに準ずる役職への当該法人等の役員若しくは使用人である者若しくはこれらであつた者の就任、融資、債務の保証若しくは担保の提供、技術の提供又は営業上若しくは事業上の取引等を通じて、財務及び営業又は事業の方針の決定に対して重要な影響を与えることができる他の法人等（子法人等を除く。）として内閣府令・厚生労働省令で定めるものをいう。

(子金融機関等の範囲)

第五条の三 銀行法第十三条の三の二第三項に規定する政令で定める者は、次に掲げる者(当該金庫を所属労働金庫とする労働金庫代理業者を除く。)とする。

一 当該金庫の子法人等

二 当該金庫の関連法人等(前条第三項に規定する関連法人等をいう。)

三 当該金庫のために法第八十九条の三第二項に規定する労働金庫代理業を行う者(前二号に掲げる者を除く。)

2 銀行法第十三条の三の二第三項に規定する政令で定める金融業を行う者は、次に掲げる者とする。

一 金庫

二 第四条の六各号に掲げる者

三 金銭の貸付け又は金銭の貸借の媒介(手形の割引、売渡担保その他これらに類する方法によつてする金銭の交付又は当該方法によつてする金銭の授受の媒介を含む。)を業として行う者(金融

商品取引業者(金融商品取引法(昭和二十三年法律第二十五号)

第二条第九項に規定する金融商品取引業者をいう。)、保険会社

(保険業法(平成七年法律第五号)第二条第二項に規定する保

険会社をいう。)及び前二号に掲げる者を除く。)

(銀行法を準用する場合の読替え)

(新設)

(銀行法を準用する場合の読替え)

第七条 法第九十四条第一項の規定により銀行法の規定を準用する場合においては、同法の規定中「営業所」とあるのは「事務所」と、「第四条第一項」とあるのは「労働金庫法第六条」と、「取締役又は執行役」とあり、及び「取締役、執行役」とあるのは「理事」と、「営業時間」とあるのは「業務取扱時間」と、「株主総会」とあるのは「総会」と、「本店」とあるのは「主たる事務所」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第十二条の二第一 定期積金等	第四条第四項		第四条の見出し	読み替える銀行法の規定
	第一項	前二項の規定による審査の基準に照らし公益上必要があると認めるときは	営業	読み替えられる字句
定期積金	労働金庫法第六条	公益上必要があると認めるときは	事業	読み替える字句

第七条 法第九十四条第一項の規定により銀行法の規定を準用する場合においては、同法の規定中「営業所」とあるのは「事務所」と、「第四条第一項」とあるのは「労働金庫法第六条」と、「取締役又は執行役」とあり、及び「取締役、執行役」とあるのは「理事」と、「営業時間」とあるのは「業務取扱時間」と、「株主総会」とあるのは「総会」と、「本店」とあるのは「主たる事務所」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第十二条の二第一 定期積金等	第四条第四項		第四条の見出し	読み替える銀行法の規定
	第一項	前二項の規定による審査の基準に照らし公益上必要があると認めるときは	営業	読み替えられる字句
定期積金	労働金庫法第六条	公益上必要があると認めるときは	事業	読み替える字句

第十三条の二	第十三条第二項	第十三条の二第二項	項		
			第十三条の四	預金者等の	
子会社、当該銀行の銀行主要株主、当該銀行を子会社とする銀行持株会社、当該銀行持株会社の子会社（当該銀行の子会社（当該銀行	子会社（内閣府令で定める会社を除く。）	第十三条の四	労働金庫法第九十四条の二	預金者又は定期積金の積金者（以下この項において「預金者等」という。）の	労働金庫法第九十四条の二
子会社	子会社（労働金庫法第三十二条第五項に規定する子会社をいう。以下同じ。）	労働金庫法第九十四条の二			

第十三条の二	第十三条第二項	第十三条の二第二項	項		
			第十三条の四	預金者等の	
子会社、当該銀行の銀行主要株主、当該銀行を子会社とする銀行持株会社、当該銀行持株会社の子会社（当該銀行の子会社（当該銀行	子会社（内閣府令で定める会社を除く。）	第十三条の四	労働金庫法第九十四条の二	預金者又は定期積金の積金者（以下この項において「預金者等」という。）の	労働金庫法第九十四条の二
子会社	子会社（労働金庫法第三十二条第五項に規定する子会社をいう。以下同じ。）	労働金庫法第九十四条の二			

第二十一条第四項	第二十一条第三項	第十四条の二第二号	反取引の制限)の規定及び同法第四百十九條第二項(執行役の監査委員に対する報告義務等)において準用する同法第三百五十六條第一項の規定による取締役会の承認に対する同法第三百六十九條第一項(取締役会の決議)
電磁的方法	電磁的記録	第三章及び第四章	第十九條第二項、第二十一條第二項及び第二十六條
電磁的方法(労働金庫法第十三條第五項に規定する電磁的方法をい	電磁的記録(労働金庫法第二十三條第二項に規定する電磁的記録をいう。以下同じ。)		
第二十一条第四項	第二十一条第三項	第十四条の二第二号	反取引の制限)の規定及び同法第四百十九條第二項(執行役の監査委員に対する報告義務等)において準用する同法第三百五十六條第一項の規定による取締役会の承認に対する同法第三百六十九條第一項(取締役会の決議)
電磁的方法	電磁的記録	第三章及び第四章	第十九條第二項、第二十一條第二項及び第二十六條
電磁的方法(労働金庫法第十三條第五項に規定する電磁的方法をい	電磁的記録(労働金庫法第二十三條第二項に規定する電磁的記録をいう。以下同じ。)		

		第三十四条第二項		第三十四条第一項		第三十四条第三項	
	同条各号	第五十七條	株主総会の決議（会社法第四百六十八条（事業譲渡等の承認を要しない場合）の規定により同法第四百六十七條第一項（事業譲渡等の承認等）の決議によらずに事業の全部の譲受けを行う場合には、取締役会の決議又は執行役の決定）	株主総会の決議（会社法第四百六十八条（事業譲渡等の承認を要しない場合）の規定により同法第四百六十七條第一項（事業譲渡等の承認等）の決議によらずに事業の全部の譲受けを行う場合には、取締役会の決議又は執行役の決定）	次項、次条第二項及び第五項並びに第四十七條第二項	労働金庫法第九十一條の四第一項	う。）
	同条各号	第五十七條	株主総会の決議（会社法第四百六十八条（事業譲渡等の承認を要しない場合）の規定により同法第四百六十七條第一項（事業譲渡等の承認等）の決議によらずに事業の全部の譲受けを行う場合には、取締役会の決議又は執行役の決定）	株主総会の決議（会社法第四百六十八条（事業譲渡等の承認を要しない場合）の規定により同法第四百六十七條第一項（事業譲渡等の承認等）の決議によらずに事業の全部の譲受けを行う場合には、取締役会の決議又は執行役の決定）	次項、次条第二項及び第五項並びに第四十七條第二項	労働金庫法第九十一條の四第一項	う。）

		第三十四条第二項		第三十四条第一項		第三十四条第三項	
	同条各号	第五十七條	株主総会の決議（会社法第四百六十八条（事業譲渡等の承認を要しない場合）の規定により同法第四百六十七條第一項（事業譲渡等の承認等）の決議によらずに事業の全部の譲受けを行う場合には、取締役会の決議又は執行役の決定）	株主総会の決議（会社法第四百六十八条（事業譲渡等の承認を要しない場合）の規定により同法第四百六十七條第一項（事業譲渡等の承認等）の決議によらずに事業の全部の譲受けを行う場合には、取締役会の決議又は執行役の決定）	次項、次条第二項及び第五項並びに第四十七條第二項	労働金庫法第九十一條の四第一項	う。）
	同条各号	第五十七條	株主総会の決議（会社法第四百六十八条（事業譲渡等の承認を要しない場合）の規定により同法第四百六十七條第一項（事業譲渡等の承認等）の決議によらずに事業の全部の譲受けを行う場合には、取締役会の決議又は執行役の決定）	株主総会の決議（会社法第四百六十八条（事業譲渡等の承認を要しない場合）の規定により同法第四百六十七條第一項（事業譲渡等の承認等）の決議によらずに事業の全部の譲受けを行う場合には、取締役会の決議又は執行役の決定）	次項、次条第二項及び第五項並びに第四十七條第二項	労働金庫法第九十一條の四第一項	う。）

第三十五条第一項	株主総会若しくは取締役会の決議又は執行役の決定	決議又は決定	第三十六条の見出し	第三十六条第一項 会社分割又は事業	同項の各別の
第三十六条第一項	会社分割により事業の全部若しくは一部を承継させ、又は事業の全部若しくは	決議	第三十六条第二項	第三十六条第二項 第五十七条第一号	第一項の各別の
第三十七条第一項 第一号	銀行業	事業	第三十七条第一項 第一号	労働金庫法第九十一条の四第一項第一号	総会又は理事会の決議
		決議		金庫（労働金庫法第三条に規定する金庫をいう。）の事業の一部	

第三十五条第一項	株主総会若しくは取締役会の決議又は執行役の決定	決議又は決定	第三十六条の見出し	第三十六条第一項 会社分割又は事業	同項の各別の
第三十六条第一項	会社分割により事業の全部若しくは一部を承継させ、又は事業の全部若しくは	決議	第三十六条第二項	第三十六条第二項 第五十七条第一号	第一項の各別の
第三十七条第一項 第一号	銀行業	事業	第三十七条第一項 第一号	労働金庫法第九十一条の四第一項第一号	総会又は理事会の決議
		決議		金庫（労働金庫法第三条に規定する金庫をいう。）の事業の一部	

第五十六条第二号	第五十六条第一号	第四十六条第一項	第四十五条第八項	第四十五条第七項 第一号	第四十四条第四項
八条 第二十七条又は第二十	第二十七条	清算手続、破産手続、 再生手続、更生手続又 は承認援助手続	会社法	会社法第四百七十五条 第二号又は第三号	銀行法
労働金庫法第九十五条	第一項 労働金庫法第九十五条	清算手続、破産手続、 再生手続又は金融機関 等の更生手続の特例等 に関する法律（平成八 年法律第九十五号）の 規定による更生手続	労働金庫法第六十七条 において準用する会社 法	労働金庫法第六十七条 において準用する会社 法第四百七十五条第二 号	労働金庫法
第五十六条第二号	第五十六条第一号	第四十六条第一項	第四十五条第八項	第四十五条第七項 第一号	第四十四条第四項
八条 第二十七条又は第二十	第二十七条	清算手続、破産手続、 再生手続、更生手続又 は承認援助手続	会社法	会社法第四百七十五条 第二号又は第三号	銀行法
労働金庫法第九十五条	第一項 労働金庫法第九十五条	清算手続、破産手続、 再生手続又は金融機関 等の更生手続の特例等 に関する法律（平成八 年法律第九十五号）の 規定による更生手続	労働金庫法第六十七条 において準用する会社 法	労働金庫法第六十七条 において準用する会社 法第四百七十五条第二 号	労働金庫法

		第五十六条第三号	第四十一条第四号	同法第六条
		第五十七条の五第一号	第十二条の三十四第一項 若しくは第四項	同法第六条
	第五十七条の五第二号	第二十七条又は第二十八条	労働金庫法第九十五条	同法第六条
第四十一条第一項	同法第六条			

2 法第九十四条第四項の規定による銀行法の準用についての技術的
読替えは、次の表のとおりとする。

(表略)

3 法第九十四条第三項において準用する銀行法第五十二条の六十一
第二項の規定により同法の規定を適用する場合には、同法の

		第五十六条第三号	第四十一条第四号	同法第六条
		第五十七条の五第一号	第十二条の三十四第一項 若しくは第四項	同法第六条
	第五十七条の五第二号	第二十七条又は第二十八条	労働金庫法第九十五条	同法第六条
第四十一条第一項	同法第六条			

2 法第九十四条第四項の規定による銀行法の準用についての技術的
読替えは、次の表のとおりとする。

(表略)

3 法第九十四条第三項において準用する銀行法第五十二条の六十一
第二項の規定により同法の規定を適用する場合には、同法の

規定中「銀行」とあるのは「金庫」と、「所屬銀行」とあるのは「所屬労働金庫」と、「銀行代理業者」とあるのは「労働金庫代理業者」と、「内閣府令」とあるのは「内閣府令・厚生労働省令」と、「内閣総理大臣」とあるのは「内閣総理大臣及び厚生労働大臣」と、「銀行代理業」とあるのは「労働金庫代理業」と、「第二条第十四項各号」とあるのは「労働金庫法第八十九条の三第二項各号」と、「銀行代理行為」とあるのは「労働金庫代理行為」と、「特定銀行代理業者」とあるのは「特定労働金庫代理業者」と、「特定銀行代理行為」とあるのは「特定労働金庫代理行為」と、「銀行代理業再委託者」とあるのは「労働金庫代理業再委託者」と、「銀行代理業再受託者」とあるのは「労働金庫代理業再受託者」とするほか、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

(表略)

(情報通信の技術を利用して提供する方法)

第七条の三 金庫又は労働金庫代理業者は、法第九十四条の二において準用する金融商品取引法（以下「準用金融商品取引法」という。）第三十四条の二第四項（準用金融商品取引法第三十四条の四第三項、第三十七条の三第二項及び第三十七条の四第二項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）の規定により準用金融商品取引法第三十四条の二第四項に規定する事項を提供しようとするときは、内閣府令・厚生労働省令で定めるところにより、あら

規定中「銀行」とあるのは「金庫」と、「所屬銀行」とあるのは「所屬労働金庫」と、「銀行代理業者」とあるのは「労働金庫代理業者」と、「内閣府令」とあるのは「内閣府令・厚生労働省令」と、「内閣総理大臣」とあるのは「内閣総理大臣及び厚生労働大臣」と、「銀行代理業」とあるのは「労働金庫代理業」と、「第二条第十四項各号」とあるのは「労働金庫法第八十九条の三第二項各号」と、「銀行代理行為」とあるのは「労働金庫代理行為」と、「特定銀行代理業者」とあるのは「特定労働金庫代理業者」と、「特定銀行代理行為」とあるのは「特定労働金庫代理行為」と、「銀行代理業再委託者」とあるのは「労働金庫代理業再委託者」と、「銀行代理業再受託者」とあるのは「労働金庫代理業再受託者」とするほか、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

(表略)

(情報通信の技術を利用して提供する方法)

第七条の三 金庫又は労働金庫代理業者は、法第九十四条の二において準用する金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号。以下「準用金融商品取引法」という。）第三十四条の二第四項（準用金融商品取引法第三十四条の四第三項、第三十七条の三第二項及び第三十七条の四第二項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）の規定により準用金融商品取引法第三十四条の二第四項に規定する事項を提供しようとするときは、内閣府令・厚生労働省

はじめ、当該事項を提供する相手方に対し、その用いる同項に規定する方法（以下この条において「電磁的方法」という。）の種類及び内容を示し、書面又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

2 前項の規定による承諾を得た金庫又は労働金庫代理業者は、当該相手方から書面又は電磁的方法により電磁的方法による提供を受けない旨の申出があつたときは、当該相手方に対し、準用金融商品取引法第三十四条の二第四項に規定する事項の提供を電磁的方法によつてしてはならない。ただし、当該相手方が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

令で定めるところにより、あらかじめ、当該事項を提供する相手方に対し、その用いる同項に規定する方法（以下この条において「電磁的方法」という。）の種類及び内容を示し、書面又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

2 前項の規定による承諾を得た金庫又は労働金庫代理業者は、当該相手方から書面又は電磁的方法により電磁的方法による提供を受けない旨の申出があつたときは、当該相手方に対し、準用金融商品取引法第三十四条の二第四項に規定する事項の提供を電磁的方法によつてしてはならない。ただし、当該相手方が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

改正案

現行

<p>（組合等の特定関係者）</p> <p>第九条 法第十一条の八第三号（法第九十二条第一項、第九十六条第一項及び第一百条第一項において準用する場合を含む。）の政令で定める特殊の関係のある者は、次に掲げる者とする。</p> <p>一 当該漁業協同組合、漁業協同組合連合会、水産加工業協同組合又は水産加工業協同組合連合会（以下この条から第九条の三まで、第十条の二第一項、第十九条第一項、第二十一条、第二十二條第一項、第二項第二号及び第六項、第二十六条並びに第二十八条において「組合等」という。）の子会社（法第二百二十二条第三項に規定する子会社をいう。）その他の子法人等及び関連法人等に規定する子会社をいう。）</p> <p>二 当該組合等を所属組合（法第二百一条の二第三項に規定する所属組合をいう。第四号及び第十条の二第一項において同じ。）とする特定信用事業代理業者（法第二百一条の二第三項に規定する特定信用事業代理業者をいう。以下同じ。）並びに当該特定信用事業代理業者の子法人等及び関連法人等（前号に掲げる者を除く。）</p> <p>三 前号の特定信用事業代理業者を子法人等とする親法人等並びに当該親法人等の子法人等及び関連法人等（当該組合等及び前二号に掲げる者を除く。）</p>	<p>（組合等の特定関係者）</p> <p>第九条 法第十一条の八第三号（法第九十二条第一項、第九十六条第一項及び第一百条第一項において準用する場合を含む。）の政令で定める特殊の関係のある者は、次に掲げる者とする。</p> <p>一 当該漁業協同組合、漁業協同組合連合会、水産加工業協同組合又は水産加工業協同組合連合会（以下この条から第九条の三まで、第十九条第一項、第二十一条、第二十二條第一項、第二項第二号及び第六項、第二十六条並びに第二十八条において「組合等」という。）の子会社（法第二百二十二条第三項に規定する子会社をいう。）その他の子法人等及び関連法人等</p> <p>二 当該組合等を所属組合（法第二百一条の二第三項に規定する所属組合をいう。第四号において同じ。）とする特定信用事業代理業者（同項に規定する特定信用事業代理業者をいう。以下同じ。）並びに当該特定信用事業代理業者の子法人等及び関連法人等（前号に掲げる者を除く。）</p> <p>三 前号の特定信用事業代理業者を子法人等とする親法人等並びに当該親法人等の子法人等及び関連法人等（当該組合等及び前二号に掲げる者を除く。）</p>
--	---

四 当該組合等を所屬組合とする特定信用事業代理業者（個人に限る。以下この号において「個人特定信用事業代理業者」という。）に係る次に掲げる会社、組合その他これらに準ずる事業体（外国におけるこれらに相当するものを含み、前三号に掲げる者を除く。以下この号において「法人等」という。）

イ 当該個人特定信用事業代理業者がその総株主等の議決権（法第十一条の六第二項前段に規定する総株主等の議決権をいう。以下この号及び第十条において同じ。）の百分の五十を超える議決権（同項前段に規定する議決権をいう。以下この号及び第十条において同じ。）を保有する法人等（当該法人等の子法人等及び関連法人等を含む。）

2 前項に規定する「親法人等」とは、他の法人等（会社、組合その他これらに準ずる事業体（外国におけるこれらに相当するものを含む。）をいう。以下この条並びに第十条の七第三項及び第四項において同じ。）の財務及び事業の方針を決定する機関（株主總會その他これに準ずる機関をいう。以下この項及び第十条の七第三項において「意思決定機関」という。）を支配している法人等として主務省令で定めるものをいい、前項に規定する「子法人等」とは、親法人等によりその意思決定機関を支配されている他の法人等をいう。この場合において、親法人等及び子法人等又は子法人等が他の法人等の意思決定機関を支配している場合における当該他の法人等は、その親法人等の子法人等とみなす。

3 第一項に規定する「関連法人等」とは、法人等（当該法人等の子

四 当該組合等を所屬組合とする特定信用事業代理業者（個人に限る。以下この号において「個人特定信用事業代理業者」という。）に係る次に掲げる会社、組合その他これらに準ずる事業体（外国におけるこれらに相当するものを含み、前三号に掲げる者を除く。以下この号において「法人等」という。）

イ 当該個人特定信用事業代理業者がその総株主等の議決権（法第十一条の六第二項前段に規定する総株主等の議決権をいう。以下この号及び第十条において同じ。）の百分の五十を超える議決権（同項前段に規定する議決権をいう。以下この号及び第十条において同じ。）を保有する法人等（当該法人等の子法人等及び関連法人等を含む。）

2 前項に規定する「親法人等」とは、他の法人等（会社、組合その他これらに準ずる事業体（外国におけるこれらに相当するものを含む。）をいう。以下この条において同じ。）の財務及び事業の方針を決定する機関（株主總會その他これに準ずる機関をいう。以下この項において「意思決定機関」という。）を支配している法人等として主務省令で定めるものをいい、前項に規定する「子法人等」とは、親法人等によりその意思決定機関を支配されている他の法人等をいう。この場合において、親法人等及び子法人等又は子法人等が他の法人等の意思決定機関を支配している場合における当該他の法人等は、その親法人等の子法人等とみなす。

3 第一項に規定する「関連法人等」とは、法人等（当該法人等の子

法人等（前項に規定する子法人等をいう。以下この項及び第十條の第二項第一号において同じ。）を含む。）が出資、取締役その他これに準ずる役職への当該法人等の役員若しくは使用人である者若しくはこれらであつた者の就任、融資、債務の保証若しくは担保の提供、技術の提供又は事業上の取引等を通じて、財務及び事業の方針の決定に対して重要な影響を与えることができる他の法人等（子法人等を除く。）として主務省令で定めるものをいう。

（子金融機関等の範囲）

第十條の二 法第十一條の十三第二項（法第九十二條第一項、第九十六條第一項及び第九十條第一項において準用する場合を含む。次項において同じ。）の政令で定める者は、次に掲げる者（当該組合等を所屬組合とする特定信用事業代理業者を除く。）とする。

- 一 当該組合等の子法人等
 - 二 当該組合等の関連法人等（第九條第三項に規定する関連法人等をいう。）
 - 三 当該組合等のために特定信用事業代理業（法第二百一十一條の第二項に規定する特定信用事業代理業をいう。）を営む者（前二号に掲げる者を除く。）
- 2 法第十一條の十三第二項の政令で定める金融業を行う者は、次に掲げる者とする。
- 一 第二十四條の二各号に掲げる者
 - 二 金銭の貸付け又は金銭の貸借の媒介（手形の割引、売渡担保そ

法人等を含む。）が出資、取締役その他これに準ずる役職への当該法人等の役員若しくは使用人である者若しくはこれらであつた者の就任、融資、債務の保証若しくは担保の提供、技術の提供又は事業上の取引等を通じて、財務及び事業の方針の決定に対して重要な影響を与えることができる他の法人等（子法人等を除く。）として主務省令で定めるものをいう。

（新設）

その他これらに類する方法によつてする金銭の交付又は当該方法によつてする金銭の授受の媒介を含む。第十条の七第二項第三号において同じ。）を業として行う者（銀行、金融商品取引業者（金融商品取引法第二条第九項に規定する金融商品取引業者をいう。同号において同じ。）、保険会社（保険業法（平成七年法律第二百五号）第二条第二項に規定する保険会社をいう。第十条の七第二項第三号及び第四号において同じ。）及び前号に掲げる者を除く。）。

（特定共済契約の相手方に対する電磁的方法による提供の承諾等）
第十条の三 法第十一条第一項第十一号の事業を行う漁業協同組合、法第九十三条第一項第六号の二の事業を行う水産加工業協同組合又は共済水産業協同組合連合会（次項、次条並びに第十条の七第一項、第三項及び第四項において「組合等」という。）は、法第十五条の七（法第九十六条第一項及び第百条の八第一項において準用する場合を含む。以下同じ。）において準用する金融商品取引法（以下この条から第十条の五までにおいて「準用金融商品取引法」という。）第三十四条の二第四項（準用金融商品取引法第三十四条の四第三項、第三十七条の三第二項及び第三十七条の四第二項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）の規定により準用金融商品取引法第三十四条の二第四項に規定する事項を提供しようとするときは、農林水産省令で定めるところにより、あらかじめ、当該事項の提供の相手方に対し、その用いる同項に規定する方法（

（特定共済契約の相手方に対する電磁的方法による提供の承諾等）
第十条の二 法第十一条第一項第十一号の事業を行う漁業協同組合、法第九十三条第一項第六号の二の事業を行う水産加工業協同組合又は共済水産業協同組合連合会（次項及び次条において「組合等」という。）は、法第十五条の七（法第九十六条第一項及び第百条の八第一項において準用する場合を含む。以下同じ。）において準用する金融商品取引法（以下この条から第十条の四までにおいて「準用金融商品取引法」という。）第三十四条の二第四項（準用金融商品取引法第三十四条の四第三項、第三十七条の三第二項及び第三十七条の四第二項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）の規定により準用金融商品取引法第三十四条の二第四項に規定する事項を提供しようとするときは、農林水産省令で定めるところにより、あらかじめ、当該事項の提供の相手方に対し、その用いる同項に規定する方法（以下この条において「電磁的方法」という

以下この条において「電磁的方法」という。）の種類及び内容を示し、書面又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

2 (略)

(特定共済契約の相手方からの電磁的方法による同意の取得の承諾等)

第十条の四 組合等は、準用金融商品取引法第三十四条の三第三項（準用金融商品取引法第三十四条の四第四項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）の規定により準用金融商品取引法第三十四条の三第三項に規定する同意を得ようとするときは、農林水産省令で定めるところにより、あらかじめ、当該同意を得ようとする相手方に対し、その用いる同項に規定する方法（以下この条において「電磁的方法」という。）の種類及び内容を示し、書面又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

2 前項の規定による承諾を得た組合等は、同項の相手方から書面又は電磁的方法により電磁的方法による同意を行わない旨の申出があったときは、当該相手方に対し、準用金融商品取引法第三十四条の三第三項に規定する同意の取得を電磁的方法によつてしてはならない。ただし、当該相手方が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

(特定共済契約に関して利用者の判断に影響を及ぼす重要事項)

第十条の五 準用金融商品取引法第三十七条第一項第三号に規定する

。の）の種類及び内容を示し、書面又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

2 (略)

(特定共済契約の相手方からの電磁的方法による同意の取得の承諾等)

第十条の三 組合等は、準用金融商品取引法第三十四条の三第三項（準用金融商品取引法第三十四条の四第四項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）の規定により準用金融商品取引法第三十四条の三第三項に規定する同意を得ようとするときは、農林水産省令で定めるところにより、あらかじめ、当該同意を得ようとする相手方に対し、その用いる同項に規定する方法（以下この条において「電磁的方法」という。）の種類及び内容を示し、書面又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

2 前項の規定による承諾を得た組合等は、同項の相手方から書面又は電磁的方法により電磁的方法による同意を行わない旨の申出があったときは、当該相手方に対し、準用金融商品取引法第三十四条の三第三項に規定する同意の取得を電磁的方法によつてしてはならない。ただし、当該相手方が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

(特定共済契約に関して利用者の判断に影響を及ぼす重要事項)

第十条の四 準用金融商品取引法第三十七条第一項第三号に規定する

政令で定めるものは、次に掲げる事項とする。

- 一 特定共済契約（法第十五条の七に規定する特定共済契約をいう。次号において同じ。）に関して利用者が支払うべき手数料、報酬その他の対価に関する事項であつて農林水産省令で定めるもの
- 二 利用者が行う特定共済契約の締結について金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る変動を直接の原因として損失が生ずることとなるおそれがある場合にあっては、次に掲げる事項
 - イ 当該指標
 - ロ 当該指標に係る変動により損失が生ずるおそれがある旨及びその理由
- 三 前二号に掲げる事項に準ずるものとして農林水産省令で定める事項

（特定共済契約の締結について金融商品取引法を準用する場合の読替え）

第十条の六 法第十五条の七の規定により金融商品取引法第三十四条、第三十七条第一項第一号及び第三十七条の三第一項第一号の規定を準用する場合には、同法第三十四条中「同条第三十一項第四号」とあるのは「第二条第三十一項第四号」と、同法第三十七条第一項第一号及び第三十七条の三第一項第一号中「商号、名称又は氏名」とあるのは「名称」と読み替えるものとする。

政令で定めるものは、次に掲げる事項とする。

- 一 特定共済契約（法第十五条の七に規定する特定共済契約をいう。次号において同じ。）に関して利用者が支払うべき手数料、報酬その他の対価に関する事項であつて農林水産省令で定めるもの
- 二 利用者が行う特定共済契約の締結について金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る変動を直接の原因として損失が生ずることとなるおそれがある場合にあっては、次に掲げる事項
 - イ 当該指標
 - ロ 当該指標に係る変動により損失が生ずるおそれがある旨及びその理由
- 三 前二号に掲げる事項に準ずるものとして農林水産省令で定める事項

（特定共済契約の締結について金融商品取引法を準用する場合の読替え）

第十条の五 法第十五条の七の規定により金融商品取引法第三十四条、第三十七条第一項第一号及び第三十七条の三第一項第一号の規定を準用する場合には、同法第三十四条中「同条第三十一項第四号」とあるのは「第二条第三十一項第四号」と、同法第三十七条第一項第一号及び第三十七条の三第一項第一号中「商号、名称又は氏名」とあるのは「名称」と読み替えるものとする。

(子金融機関等の範囲)

第十条の七 法第十五条の九の二第二項（法第九十六条第一項及び第百条の八第一項において準用する場合を含む。次項において同じ。

）の政令で定める者は、次に掲げる者とする。

一 当該組合等の子法人等

二 当該組合等の関連法人等

2 法第十五条の九の二第二項の政令で定める金融業を行う者は、次に掲げる者とする。

一 外国保険会社等（保険業法第二条第七項に規定する外国保険会社等をいう。）

二 少額短期保険業者（保険業法第二条第十八項に規定する少額短期保険業者をいう。）

三 金銭の貸付け又は金銭の貸借の媒介を業として行う者（保険会社、銀行、金融商品取引業者及び前二号に掲げる者を除く。）

四 外国の法令に準拠して外国において保険業法第二条第一項に規定する保険業を行う者（保険会社及び前三号に掲げる者を除く。）

3 第二項第一号に規定する「子法人等」とは、組合等によりその意思決定機関を支配されている他の法人等として農林水産省令で定めるものをいう。この場合において、組合等及び子法人等又は子法人

等が他の法人等の意思決定機関を支配している場合における当該他の法人等は、当該組合等の子法人等とみなす。

(新設)

4 | 第一項第二号に規定する「関連法人等」とは、組合等（当該組合

等の子法人等（前項に規定する子法人等をいう。以下この項において同じ。）を含む。）が出資、取締役その他これに準ずる役職への当該組合等の役員若しくは使用人である者若しくはこれらであった者の就任、融資、債務の保証若しくは担保の提供、技術の提供又は事業上の取引等を通じて、財務及び事業の方針の決定に対して重要な影響を与えることができる他の法人等（子法人等を除く。）として農林水産省令で定めるものをいう。

（変更対象外契約の範囲）

第十条の八 法第十七条の二第四項（法第九十六条第一項及び第一百条の八第一項において準用する場合を含む。）の政令で定める共済契約は、次に掲げる共済契約とする。

- 一 契約条件の変更の基準となる日（次号において「基準日」という。）において既に共済事故が発生している共済契約（当該共済事故に係る共済金の支払により消滅することとなるものに限る。）
- 二 基準日において既にその共済期間が終了している共済契約（基準日において共済期間の途中で解約その他の共済契約の終了の事由が発生しているものを含み、前号に掲げるものを除く。）

（変更対象外契約の範囲）

第十条の六 法第十七条の二第四項（法第九十六条第一項及び第一百条の八第一項において準用する場合を含む。）の政令で定める共済契約は、次に掲げる共済契約とする。

- 一 契約条件の変更の基準となる日（次号において「基準日」という。）において既に共済事故が発生している共済契約（当該共済事故に係る共済金の支払により消滅することとなるものに限る。）
- 二 基準日において既にその共済期間が終了している共済契約（基準日において共済期間の途中で解約その他の共済契約の終了の事由が発生しているものを含み、前号に掲げるものを除く。）

(契約条件の変更の限度)

第十条の九 法第十七条の四第二項（法第九十六条第一項及び第百条の八第一項において準用する場合を含む。）の政令で定める率は、年三パーセントとする。

(余裕金運用の基準)

第二十二条 組合員又は会員に出資をさせる組合等（法第十一条第一項第四号、第八十七条第一項第四号、第九十三条第一項第二号又は第九十七条第一項第二号の事業を行う組合等を除く。）は、次の方法によるほか、余裕金を運用してはならない。

一 法第十一条第一項第四号、第八十七条第一項第四号、第九十三条第一項第二号又は第九十七条第一項第二号の事業を行う組合等、農林中央金庫、銀行その他農林水産大臣の指定する金融機関への預け金

二 国債証券、地方債証券、政府保証債券（その債券に係る債務を政府が保証している債券をいう。）又は農林中央金庫その他の金融機関の発行する債券（次項第五号に規定する債券に該当するものを除く。）の取得

三 特別の法律により設立された法人の発行する債券（前号及び次項第五号に規定する債券に該当するものを除く。）の取得

四 信託会社又は信託業務を営む金融機関（以下この条において「信託会社等」という。）への金銭信託

五 貸付信託の受益証券の取得

(契約条件の変更の限度)

第十条の七 法第十七条の四第二項（法第九十六条第一項及び第百条の八第一項において準用する場合を含む。）の政令で定める率は、年三パーセントとする。

(余裕金運用の基準)

第二十二条 組合員又は会員に出資をさせる組合等（法第十一条第一項第四号、第八十七条第一項第四号、第九十三条第一項第二号又は第九十七条第一項第二号の事業を行う組合等を除く。）は、次の方法によるほか、余裕金を運用してはならない。

一 法第十一条第一項第四号、第八十七条第一項第四号、第九十三条第一項第二号又は第九十七条第一項第二号の事業を行う組合等、農林中央金庫、銀行その他農林水産大臣の指定する金融機関への預け金

二 国債証券、地方債証券、政府保証債券（その債券に係る債務を政府が保証している債券をいう。）又は農林中央金庫その他の金融機関の発行する債券（次項第五号に規定する債券に該当するものを除く。）の取得

三 特別の法律により設立された法人の発行する債券（前号及び次項第五号に規定する債券に該当するものを除く。）の取得

四 信託会社又は信託業務を営む金融機関（以下この条において「信託会社等」という。）への金銭信託

五 貸付信託の受益証券の取得

2 法第十一条第一項第四号の事業を行う漁業協同組合（財務の状況、事業の執行体制その他事業経営の状況を勘案して主務大臣が定める基準に該当するもの（以下この条において「特定漁業協同組合」という。）を除く。次項において同じ。）又は法第九十三条第一項第二号の事業を行う水産加工業協同組合は、次の方法によるほか、余剰金を運用してはならない。

一 前項第二号から第五号までに掲げる方法

二 法第十一条第一項第四号、第八十七条第一項第四号、第九十三条第一項第二号又は第九十七条第一項第二号の事業を行う組合等、農林中央金庫、銀行その他主務大臣の指定する金融機関への預け金

三 証券投資信託（主務大臣の指定するものに限る。）の受益証券の取得

四 金銭債権（主務大臣の指定するものに限る。）の取得
五次に掲げる債券の取得

イ 社債等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）第六十六条第一号に規定する短期社債

ロ 投資信託及び投資法人に関する法律（昭和二十六年法律第九十八号）第百三十九条の十二第一項に規定する短期投資法人債

ハ 信用金庫法（昭和二十六年法律第二百三十八号）第五十四条の四第一項に規定する短期債

ニ 保険業法第六十一条の十第一項に規定する短期社債

2 法第十一条第一項第四号の事業を行う漁業協同組合（財務の状況、事業の執行体制その他事業経営の状況を勘案して主務大臣が定める基準に該当するもの（以下この条において「特定漁業協同組合」という。）を除く。次項において同じ。）又は法第九十三条第一項第二号の事業を行う水産加工業協同組合は、次の方法によるほか、余剰金を運用してはならない。

一 前項第二号から第五号までに掲げる方法

二 法第十一条第一項第四号、第八十七条第一項第四号、第九十三条第一項第二号又は第九十七条第一項第二号の事業を行う組合等、農林中央金庫、銀行その他主務大臣の指定する金融機関への預け金

三 証券投資信託（主務大臣の指定するものに限る。）の受益証券の取得

四 金銭債権（主務大臣の指定するものに限る。）の取得
五次に掲げる債券の取得

イ 社債等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）第六十六条第一号に規定する短期社債

ロ 投資信託及び投資法人に関する法律（昭和二十六年法律第九十八号）第百三十九条の十二第一項に規定する短期投資法人債

ハ 信用金庫法（昭和二十六年法律第二百三十八号）第五十四条の四第一項に規定する短期債

ニ 保険業法（平成七年法律第百五号）第六十一条の十第一項に

ホ 資産の流動化に関する法律（平成十年法律第百五号）第二条
第八項に規定する特定短期社債

ヘ 農林中央金庫法（平成十三年法律第九十三号）第六十二条の
二第一項に規定する短期農林債

3 法第十一条第一項第四号の事業を行う漁業協同組合又は法第九十
三条第一項第二号の事業を行う水産加工業協同組合は、第一項第二
号若しくは第三号に規定する債券又は同項第五号若しくは前項第三
号に規定する受益証券の信託会社等への信託をすることができる。

4 特定漁業協同組合、法第八十七条第一項第四号の事業を行う漁業
協同組合連合会又は法第九十七条第一項第二号の事業を行う水産加
工業協同組合連合会は、次の方法によるほか、余裕金を運用しては
ならない。

一 第一項第二号から第五号までに掲げる方法

二 第二項第二号から第五号までに掲げる方法

三 株式（主務大臣の指定するものに限る。）の取得

四 第一項第二号及び第三号に規定する債券以外の債券で主務大臣
の指定するものの取得

五 信託会社等への金銭の信託で金銭信託以外のもの（主務大臣の
指定するものに限る。）

六 前各号の方法に準ずるものとして主務省令で定める方法

5 特定漁業協同組合、法第八十七条第一項第四号の事業を行う漁業
協同組合連合会又は法第九十七条第一項第二号の事業を行う水産加

規定する短期社債

ホ 資産の流動化に関する法律（平成十年法律第百五号）第二条
第八項に規定する特定短期社債

ヘ 農林中央金庫法（平成十三年法律第九十三号）第六十二条の
二第一項に規定する短期農林債

3 法第十一条第一項第四号の事業を行う漁業協同組合又は法第九十
三条第一項第二号の事業を行う水産加工業協同組合は、第一項第二
号若しくは第三号に規定する債券又は同項第五号若しくは前項第三
号に規定する受益証券の信託会社等への信託をすることができる。

4 特定漁業協同組合、法第八十七条第一項第四号の事業を行う漁業
協同組合連合会又は法第九十七条第一項第二号の事業を行う水産加
工業協同組合連合会は、次の方法によるほか、余裕金を運用しては
ならない。

一 第一項第二号から第五号までに掲げる方法

二 第二項第二号から第五号までに掲げる方法

三 株式（主務大臣の指定するものに限る。）の取得

四 第一項第二号及び第三号に規定する債券以外の債券で主務大臣
の指定するものの取得

五 信託会社等への金銭の信託で金銭信託以外のもの（主務大臣の
指定するものに限る。）

六 前各号の方法に準ずるものとして主務省令で定める方法

5 特定漁業協同組合、法第八十七条第一項第四号の事業を行う漁業
協同組合連合会又は法第九十七条第一項第二号の事業を行う水産加

工業協同組合連合会は、第一項第二号若しくは第三号若しくは前項第四号に規定する債券又は第一項第五号若しくは第二項第三号に規定する受益証券の信託会社等への信託をすることができる。

6 法第十一条第一項第四号、第八十七条第一項第四号、第九十三条第一項第二号又は第九十七条第一項第二号の事業を行う組合等が第二項第一号（第一項第三号から第五号までに係る部分に限る。）若しくは第三号から第五号まで又は第四項各号（同項第一号にあつては第一項第三号から第五号までに係る部分に限り、第四項第二号にあつては第二項第三号から第五号までに係る部分に限る。）に掲げる方法により運用する余裕金の総額は、当該組合等の貯金等合計額の百分の十五に相当する金額を超えてはならない。ただし、法第八十七条第一項第四号の事業を行う漁業協同組合連合会にあつては、特別の理由がある場合において主務大臣の承認を受けたときは、この限りでない。

（銀行法を準用する場合の読替え）

第二十四条の三 法第二百一十一条の三第二項の規定により法第二百一十一条の四第一項において準用する銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）（以下「準用銀行法」という。）の規定を適用する場合には、準用銀行法の規定（第五十二条の五十一第一項を除く。）中「銀行代理業者」とあるのは「特定信用事業代理業者」と、「所屬銀行」とあるのは「所屬組合」と、「銀行代理業」とあるのは「特定信用事業代理業」と、「内閣総理大臣」とあるのは「主務大

工業協同組合連合会は、第一項第二号若しくは第三号若しくは前項第四号に規定する債券又は第一項第五号若しくは第二項第三号に規定する受益証券の信託会社等への信託をすることができる。

6 法第十一条第一項第四号、第八十七条第一項第四号、第九十三条第一項第二号又は第九十七条第一項第二号の事業を行う組合等が第二項第一号（第一項第三号から第五号までに係る部分に限る。）若しくは第三号から第五号まで又は第四項各号（同項第一号にあつては第一項第三号から第五号までに係る部分に限り、第四項第二号にあつては第二項第三号から第五号までに係る部分に限る。）に掲げる方法により運用する余裕金の総額は、当該組合等の貯金等合計額の百分の十五に相当する金額を超えてはならない。ただし、法第八十七条第一項第四号の事業を行う漁業協同組合連合会にあつては、特別の理由がある場合において主務大臣の承認を受けたときは、この限りでない。

（銀行法を準用する場合の読替え）

第二十四条の三 法第二百一十一条の三第二項の規定により法第二百一十一条の四第一項において準用する銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）（以下「準用銀行法」という。）の規定を適用する場合には、準用銀行法の規定（第五十二条の五十一第一項を除く。）中「銀行代理業者」とあるのは「特定信用事業代理業者」と、「所屬銀行」とあるのは「所屬組合」と、「銀行代理業」とあるのは「特定信用事業代理業」と、「内閣総理大臣」とあるのは「主務大

「臣」と、「内閣府令」とあるのは「主務省令」と、「第二条第十四項各号」とあるのは「水産業協同組合法第二百一十一条の二第二項各号」と、「銀行代理行為」とあるのは「特定信用事業代理行為」と、「預金者等」とあるのは「貯金者及び定期積金の積金者」と、「銀行代理業再委託者」とあるのは「特定信用事業代理業再委託者」と、「銀行代理業再委託者」とあるのは「特定信用事業代理業再委託者」と、「銀行代理業再委託者」とあるのは「特定信用事業代理業再委託者」とするほか、次の表の上欄に掲げる準用銀行法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第五十二条の四十四 四第二項	(略)	読み替える準用銀行法の規定	(略)	読み替えられる字句	読み替える字句
			(略)		
			(略)		

「臣」と、「内閣府令」とあるのは「主務省令」と、「第二条第十四項各号」とあるのは「水産業協同組合法第二百一十一条の二第二項各号」と、「銀行代理行為」とあるのは「特定信用事業代理行為」と、「預金者等」とあるのは「貯金者及び定期積金の積金者」と、「銀行代理業再委託者」とあるのは「特定信用事業代理業再委託者」と、「銀行代理業再委託者」とあるのは「特定信用事業代理業再委託者」と、「銀行代理業再委託者」とあるのは「特定信用事業代理業再委託者」とするほか、次の表の上欄に掲げる準用銀行法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第五十二条の四十四 四第二項	(略)	読み替える準用銀行法の規定	(略)	読み替えられる字句	読み替える字句
			(略)		
			(略)		

(略)	第五十二条の五十一 第二項				
(略)	電磁的方法	電磁的記録	銀行代理業	所属銀行の	子会社とする銀行持 株会社が第五十二条 の二十八第一項及び 第五十二条の二十九 第一項
(略)	電磁的方法(同法 第十一条の二第四 項に規定する電磁 的方法をいう。)	電磁的記録(水産 業協同組合法第十 七条の七第一項に 規定する電磁的記 録をいう。)	業 特定信用事業代理	所属組合の	九十六条第三項及 び第百条第三項に おいて準用する場 合を含む。)

(略)	(新設)				
(略)	(新設)	(新設)	銀行代理業	所属銀行の	子会社とする銀行持 株会社が第五十二条 の二十八第一項及び 第五十二条の二十九 第一項
(略)	(新設)	(新設)	業 特定信用事業代理	所属組合の	九十六条第三項及 び第百条第三項に おいて準用する場 合を含む。)

2 法第二百二十一条の四第一項の規定により銀行法の規定を準用する場合においては、同法の規定中「預金者等」とあるのは、「貯金者及び定期積金の積金者」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

			読み替える銀行法の規定
		(略)	(略)
		第五十二条の四十四第二項	預金又は定期積金等
		第五十二条の五十一第二項	電磁的記録
電磁的方法			電磁的記録(水産業協同組合法第十四条の七第一項に規定する電磁的記録をいう。)
			貯金又は定期積金
			電磁的方法(同法第十一条の二第四
			読み替えられる字句
			読み替える字句

2 法第二百二十一条の四第一項の規定により銀行法の規定を準用する場合においては、同法の規定中「預金者等」とあるのは、「貯金者及び定期積金の積金者」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

			読み替える銀行法の規定
		(新設)	(略)
		(新設)	(略)
		(新設)	(略)
(新設)			預金又は定期積金等
			貯金又は定期積金
			読み替えられる字句
			読み替える字句

(略)			項に規定する電磁的方法をいう。)
(略)			
(略)			

(特定信用事業代理業者が締結の代理等を行う特定貯金等契約の相手方に対する電磁的方法による提供の承諾等)

第二十四条の五 特定信用事業代理業者は、法第二百二十一条の五において準用する金融商品取引法第三十七条の三第二項において準用する同法第三十四条の二第四項(法第二百二十一条の五において準用する金融商品取引法第三十七条の四第二項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。)の規定により法第二百二十一条の五において準用する金融商品取引法第三十七条の三第二項において準用する同法第三十四条の二第四項に規定する事項を提供しようとするときは、主務省令で定めるところにより、あらかじめ、当該事項の提供の相手方に対し、その用いる同項に規定する方法(以下この条において「電磁的方法」という。)の種類及び内容を示し、書面又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

2 前項の規定による承諾を得た特定信用事業代理業者は、同項の相手方から書面又は電磁的方法により電磁的方法による提供を受けない旨の申出があったときは、当該相手方に対し、法第二百二十一条の五において準用する金融商品取引法第三十七条の三第二項において

(略)			
(略)			
(略)			

(新設)

準用する同法第三十四条の二第四項に規定する事項の提供を電磁的方法によつてしてはならない。ただし、当該相手方が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

(特定貯金等契約の締結の代理又は媒介について金融商品取引法を準用する場合の読替え)

第二十四条の六 法第二百一十一条の五の規定により金融商品取引法第三十七条の三第一項第一号及び第三十七条の六第四項本文の規定を準用する場合には、同号中「商号、名称又は氏名」とあるのは「名称」と、同項本文中「対価」とあるのは「対価(手数料、報酬その他の当該特定貯金等契約に関して顧客が支払うべき対価をいう。)」と読み替えるものとする。

(特定貯金等契約の締結の代理又は媒介について金融商品取引法を準用する場合の読替え)

第二十四条の五 法第二百一十一条の五の規定により金融商品取引法第三十七条の三第一項第一号及び第三十七条の六第四項本文の規定を準用する場合には、同号中「商号、名称又は氏名」とあるのは「名称」と、同項本文中「対価」とあるのは「対価(手数料、報酬その他の当該特定貯金等契約に関して顧客が支払うべき対価をいう。)」と読み替えるものとする。

十 保険業法施行令（平成七年政令第四百二十五号）

改正案	現行
<p>目次</p> <p>第一章 総則（第一条—第二条）</p> <p>第二章 保険会社、外国保険会社等及び少額短期保険業者</p> <p>第一節 保険会社、外国保険会社等及び少額短期保険業者（第二条の二—第三十七条の九）</p> <p>第二節 少額短期保険業者の特例（第三十八条—第三十八条の十—五）</p> <p>第三章 保険募集（第三十九条—第四十四条の六）</p> <p>第四章 雑則（第四十五条—第四十七条の三）</p> <p>附則</p> <p>（定義）</p> <p>第一条 この政令において、「保険業」、「保険会社」、「生命保険会社」、「損害保険会社」、「相互会社」、「外国保険業者」、「外国保険会社等」、「外国生命保険会社等」、「外国損害保険会社等」、「外国相互会社」、「総株主等の議決権」、「子会社」、「主要株主基準値」、「保険主要株主」、「保険持株会社」、「少額短期保険業者」、「生命保険募集人」、「損害保険代理店」、「少額短期保険募集人」、「保険募集人」、「所属保険会社等」、「保</p>	<p>目次</p> <p>第一章 総則（第一条—第二条）</p> <p>第二章 保険会社、外国保険会社等及び少額短期保険業者</p> <p>第一節 保険会社、外国保険会社等及び少額短期保険業者（第二条の二—第三十七条の八）</p> <p>第二節 少額短期保険業者の特例（第三十八条—第三十八条の十—五）</p> <p>第三章 保険募集（第三十九条—第四十四条の六）</p> <p>第四章 雑則（第四十五条—第四十七条の三）</p> <p>附則</p> <p>（定義）</p> <p>第一条 この政令において、「保険会社」、「生命保険会社」、「損害保険会社」、「相互会社」、「外国保険業者」、「外国保険会社等」、「外国生命保険会社等」、「外国損害保険会社等」、「外国相互会社」、「総株主等の議決権」、「子会社」、「主要株主基準値」、「保険主要株主」、「保険持株会社」、「少額短期保険業者」、「生命保険募集人」、「損害保険代理店」、「少額短期保険募集人」、「保険募集人」、「所属保険会社等」、「保険仲立人」、</p>

「保険募集」又は「公告方法」とは、それぞれ保険業法（以下「法」という。）第二条に規定する保険業、保険会社、生命保険会社、損害保険会社、相互会社、外国保険業者、外国保険会社、生命保険会社等、外国生命保険会社等、外国損害保険会社等、外国相互会社、総株主等の議決権、子会社、主要株主基準値、保険主要株主、保険持株会社、少額短期保険業者、生命保険募集人、損害保険代理店、少額短期保険募集人、保険募集人、所属保険会社等、保険仲立人、保険募集又は公告方法をいう。

（削る）

「保険募集」又は「公告方法」とは、それぞれ保険業法（以下「法」という。）第二条に規定する保険会社、生命保険会社、損害保険会社、相互会社、外国保険業者、外国保険会社等、外国生命保険会社等、外国損害保険会社等、外国相互会社、総株主等の議決権、子会社、主要株主基準値、保険主要株主、保険持株会社、少額短期保険業者、生命保険募集人、損害保険代理店、少額短期保険募集人、保険募集人、所属保険会社等、保険仲立人、保険募集又は公告方法をいう。

（保険会社の取締役等の兼職制限等に係る特定関係者等）

第二条の三 法第八条第一項に規定する政令で定める特殊の関係のある者は、次に掲げる者とする。

- 一 当該保険会社の子会社
- 二 当該保険会社を子会社とする保険持株会社の子会社（当該保険会社及び前号に掲げる者を除く。）
- 三 当該保険会社の子法人等（前二号に掲げる者を除く。）
- 四 当該保険会社を子法人等とする親法人等（保険持株会社を除く。）
- 五 当該保険会社を子法人等とする親法人等の子法人等（当該保険会社及び前各号に掲げる者を除く。）
- 六 当該保険会社の関連法人等
- 七 当該保険会社が他の法人等（会社、組合その他これらに準ずる事業体（外国におけるこれらに相当するものを含む。）をいう。）

次項及び第三項において同じ。)の関連法人等である場合における当該他の法人等

八 当該保険会社を子法人等とする親法人等の関連法人等(第六号に掲げる者を除く。)

九 当該保険会社の主要株主基準値以上の数の議決権(法第二条第十一項に規定する議決権をいう。以下同じ。)を保有する保険主要株主のうちその保有する当該保険会社に係る議決権が当該保険会社の総株主の議決権の百分の五十を超えるもの(個人に限る。以下この号及び第十四条第十号において「特定個人保険主要株主」という。)に係る次に掲げる会社、組合その他これらに準ずる事業体(外国におけるこれらに相当するものを含み、当該保険会社を除く。以下この号及び第十四条第十号において「法人等」という。)

イ 当該特定個人保険主要株主がその総株主等の議決権の百分の五十を超える議決権を保有する法人等(当該法人等の子法人等及び関連法人等を含む。)

ロ 当該特定個人保険主要株主がその総株主等の議決権の百分の二十以上百分の五十以下の議決権を保有する法人等

2| 前項に規定する「親法人等」とは、他の法人等の財務及び営業又は事業の方針を決定する機関(株主総会その他これに準ずる機関をいう。以下この項において「意思決定機関」という。)を支配している法人等として内閣府令で定めるものをいい、前項及び次項に規定する「子法人等」とは、親法人等によりその意思決定機関を支配

されている他の法人等をいう。この場合において、親法人等及び子法人等又は子法人等が他の法人等の意思決定機関を支配している場合における当該他の法人等は、その親法人等の子法人等とみなす。

3 第一項に規定する「関連法人等」とは、法人等（当該法人等の子法人等を含む。）が出資、取締役その他これに準ずる役職への当該法人等の役員若しくは使用人である者若しくはこれらであつた者の就任、融資、債務の保証若しくは担保の提供、技術の提供又は営業上若しくは事業上の取引等を通じて、財務及び営業又は事業の方針の決定に対して重要な影響を与えることができる他の法人等（子法人等を除く。）として内閣府令で定めるものをいう。

4 法第八条第一項に規定する政令で定める金融機関は、次に掲げるものとする。

一 銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）第二条第一項（定義）に規定する銀行（以下「銀行」という。）

二 長期信用銀行法（昭和二十七年法律第百八十七号）第二条（定義）に規定する長期信用銀行

三 銀行業（銀行法第二条第二項（定義）に規定する銀行業をいう。）を営む外国の者

四 信用金庫連合会

五 労働金庫連合会

六 中小企業等協同組合法（昭和二十四年法律第百八十一号）第九条の九第一項第一号（協同組合連合会）の事業を行う協同組合連合会

(社債等の募集又は管理の受託等に関する法令の適用)

第十三条 法第九十九条第六項に規定する政令で定める法令は、次の各号に規定する法令とし、これらの法令の規定の適用については、当該各号に定めるところによるほか、当該法令の同条第二項各号に掲げる業務に関する規定の適用については、相互会社の名称、主たる事務所又は事業を、それぞれ会社法第二編に規定する株式会社、商号、本店又は事業とみなす。

一 地方財政法施行令(昭和二十三年政令第二百六十七号)その他の法令で社債等(地方債又は社債その他の債券をいう。以下この号において同じ。)の募集若しくは管理の委託又は社債等の発行その他の社債等に関する事務の委託(以下この号において「社債募集等の委託」という。)に関して規定するものの社債募集等の委託に係る規定の適用については、株式会社である保険会社を社債募集等の委託を受けることができる銀行(銀行法(昭和五十六年法律第五十九号)第二条第一項(定義)に規定する銀行をいう。以下同じ。)と、相互会社である保険会社を社債募集等の委託を受けることができる会社又は銀行とみなす。

二 担保付社債信託法の規定(他の法令において準用する場合を含む。)の適用については、相互会社を同法第三条の規定により担保付社債に関する信託事業の免許を受けることができる会社とみなす。

(社債等の募集又は管理の受託等に関する法令の適用)

第十三条 法第九十九条第六項に規定する政令で定める法令は、次の各号に規定する法令とし、これらの法令の規定の適用については、当該各号に定めるところによるほか、当該法令の同条第二項各号に掲げる業務に関する規定の適用については、相互会社の名称、主たる事務所又は事業を、それぞれ会社法第二編に規定する株式会社、商号、本店又は事業とみなす。

一 地方財政法施行令(昭和二十三年政令第二百六十七号)その他の法令で社債等(地方債又は社債その他の債券をいう。以下この号において同じ。)の募集若しくは管理の委託又は社債等の発行その他の社債等に関する事務の委託(以下この号において「社債募集等の委託」という。)に関して規定するものの社債募集等の委託に係る規定の適用については、保険会社を社債募集等の委託を受けることができる銀行(相互会社にあつては、社債募集等の委託を受けることができる会社又は銀行)とみなす。

二 担保付社債信託法の規定(他の法令において準用する場合を含む。)の適用については、相互会社を同法第三条の規定により担保付社債に関する信託事業の免許を受けることができる会社とみなす。

(委託者及び受託者と密接な関係を有する者)

第十三条の五の二 法第九十九条第八項において準用する信託業法第二十三条第二項に規定する委託者と密接な関係を有する者として政令で定める者は、次に掲げるものとする。

一 当該委託者の役員（取締役、執行役、会計参与若しくはその職務を行うべき社員、監査役又はこれらに類する役職にある者）をいう。以下この条及び第十三条の七において同じ。）又は使用人

二 当該委託者の子法人等

三 当該委託者を子法人等とする親法人等

四 当該委託者を子法人等とする親法人等の子法人等（当該委託者及び前二号に掲げる者を除く。）

五 当該委託者の関連法人等

六 当該委託者を子法人等とする親法人等の関連法人等（前号に掲げる者を除く。）

七 当該委託者の特定個人株主等

八 前号に掲げる者に係る次に掲げる会社、組合その他これらに準ずる事業体（外国におけるこれらに相当するものを含み、当該委託者を除く。以下この号において「法人等」という。）

イ 前号に掲げる者がその総株主等の議決権の百分の五十を超える議決権（法第二条第十一項に規定する議決権をいう。以下同

(委託者及び受託者と密接な関係を有する者)

第十三条の五の二 法第九十九条第八項において準用する信託業法第二十三条第二項に規定する委託者と密接な関係を有する者として政令で定める者は、次に掲げるものとする。

一 当該委託者の役員（取締役、執行役、会計参与若しくはその職務を行うべき社員、監査役又はこれらに類する役職にある者）をいう。以下この条及び第十三条の七において同じ。）又は使用人

二 当該委託者の子法人等（第二条の三第二項に規定する子法人等をいう。以下同じ。）

三 当該委託者を子法人等とする親法人等（第二条の三第二項に規定する親法人等をいう。以下同じ。）

四 当該委託者を子法人等とする親法人等の子法人等（当該委託者及び前二号に掲げる者を除く。）

五 当該委託者の関連法人等（第二条の三第三項に規定する関連法人等をいう。以下同じ。）

六 当該委託者を子法人等とする親法人等の関連法人等（前号に掲げる者を除く。）

七 当該委託者の特定個人株主

八 前号に掲げる者に係る次に掲げる会社、組合その他これらに準ずる事業体（外国におけるこれらに相当するものを含み、当該委託者を除く。以下この号において「法人等」という。）

イ 前号に掲げる者がその総株主等の議決権の百分の五十を超える議決権を保有する法人等（当該法人等の子法人等及び関連法

じ。)|を保有する法人等（当該法人等の子法人等及び関連法人等を含む。）

ロ 前号に掲げる者がその総株主等の議決権の百分の二十以上百分の五十以下の議決権を保有する法人等

2 法第九十九条第八項において準用する信託業法第二十三条第二項に規定する受託者と密接な関係を有する者として政令で定める者は、次に掲げるものとする。

一 当該受託者の役員又は使用人

二 当該受託者の子法人等

三 当該受託者を子法人等とする親法人等

四 当該受託者を子法人等とする親法人等の子法人等（当該受託者及び前二号に掲げる者を除く。）

五 当該受託者の関連法人等

六 当該受託者を子法人等とする親法人等の関連法人等（前号に掲げる者を除く。）

七 当該受託者の特定個人株主等

八 前号に掲げる者に係る次に掲げる会社、組合その他これらに準ずる事業体（外国におけるこれらに相当するものを含み、当該受託者を除く。以下この号において「法人等」という。）

イ 前号に掲げる者がその総株主等の議決権の百分の五十を超える議決権を保有する法人等（当該法人等の子法人等及び関連法人等を含む。）

ロ 前号に掲げる者がその総株主等の議決権の百分の二十以上百

人等を含む。）

ロ 前号に掲げる者がその総株主等の議決権の百分の二十以上百分の五十以下の議決権を保有する法人等

2 法第九十九条第八項において準用する信託業法第二十三条第二項に規定する受託者と密接な関係を有する者として政令で定める者は、次に掲げるものとする。

一 当該受託者の役員又は使用人

二 当該受託者の子法人等

三 当該受託者を子法人等とする親法人等

四 当該受託者を子法人等とする親法人等の子法人等（当該受託者及び前二号に掲げる者を除く。）

五 当該受託者の関連法人等

六 当該受託者を子法人等とする親法人等の関連法人等（前号に掲げる者を除く。）

七 当該受託者の特定個人株主

八 前号に掲げる者に係る次に掲げる会社、組合その他これらに準ずる事業体（外国におけるこれらに相当するものを含み、当該受託者を除く。以下この号において「法人等」という。）

イ 前号に掲げる者がその総株主等の議決権の百分の五十を超える議決権を保有する法人等（当該法人等の子法人等及び関連法人等を含む。）

ロ 前号に掲げる者がその総株主等の議決権の百分の二十以上百

分の五十以下の議決権を保有する法人等

- 3| 前二項に規定する「親法人等」とは、他の法人等（会社、組合その他これらに準ずる事業体（外国におけるこれらに相当するものを含む。）をいう。以下この項及び次項において同じ。）の財務及び営業又は事業の方針を決定する機関（株主総会その他これに準ずる機関をいう。以下この項において「意思決定機関」という。）を支配している法人等として内閣府令で定めるものをいい、前二項に規定する「子法人等」とは、親法人等によりその意思決定機関を支配されている他の法人等をいう。この場合において、親法人等及び子法人等又は子法人等が他の法人等の意思決定機関を支配している場合における当該他の法人等は、その親法人等の子法人等とみなす。

- 4| 第一項及び第二項に規定する「関連法人等」とは、法人等（当該法人等の子法人等（前項に規定する子法人等をいう。以下同じ。）を含む。）が出資、取締役その他これに準ずる役職への当該法人等の役員若しくは使用人である者若しくはこれらであった者の就任、融資、債務の保証若しくは担保の提供、技術の提供又は営業上若しくは事業上の取引等を通じて、財務及び営業又は事業の方針の決定に対して重要な影響を与えることができる他の法人等（子法人等を除く。）として内閣府令で定めるものをいう。

- 5| 第二項及び第二項に規定する「特定個人株主等」とは、その総株主等の議決権の百分の五十を超える対象議決権（信託業法第五条第五項に規定する対象議決権をいう。）を保有する個人をいう。

- 6| 第一項第八号又は第二項第八号の場合において、第一項第七号に

分の五十以下の議決権を保有する法人等

（新設）

（新設）

- 3| 前二項に規定する「特定個人株主」とは、その総株主等の議決権の百分の五十を超える対象議決権（信託業法第五条第五項に規定する対象議決権をいう。）を保有する個人をいう。

- 4| 第一項第八号又は第二項第八号の場合において、第一項第七号に

掲げる者又は第二項第七号に掲げる者が保有する議決権には、社債、株式等の振替に関する法律第四百七十七条第一項又は第四百四十八条第一項（これらの規定を同法第二百二十八条第一項、第二百三十五条第一項、第二百三十九条第一項及び第二百七十六条（第二号に係る部分に限る。）において準用する場合を含む。）の規定により発行者に対抗することができない株式又は出資に係る議決権を含むものとする。

（保険金信託業務を行う生命保険会社等と密接な関係を有する者の範囲）

第十三条の七 法第九十九条第八項において準用する信託業法第二十九条第二項第一号に規定する政令で定める者は、次に掲げる者とする。

- 一 保険金信託業務を行う生命保険会社等の役員又は使用人
- 二 保険金信託業務を行う生命保険会社等の子法人等
- 三 保険金信託業務を行う生命保険会社等を子法人等とする親法人等（第十三条の五の二第三項に規定する親法人等をいう。以下同じ。）

四 保険金信託業務を行う生命保険会社等を子法人等とする親法人等の子法人等（当該保険金信託業務を行う生命保険会社等及び前二号に掲げる者を除く。）

五 保険金信託業務を行う生命保険会社等の関連法人等（第十三条の五の二第四項に規定する関連法人等をいう。以下同じ。）

掲げる者又は第二項第七号に掲げる者が保有する議決権には、社債、株式等の振替に関する法律第四百七十七条第一項又は第四百四十八条第一項（これらの規定を同法第二百二十八条第一項、第二百三十五条第一項、第二百三十九条第一項及び第二百七十六条（第二号に係る部分に限る。）において準用する場合を含む。）の規定により発行者に対抗することができない株式又は出資に係る議決権を含むものとする。

（保険金信託業務を行う生命保険会社等と密接な関係を有する者の範囲）

第十三条の七 法第九十九条第八項において準用する信託業法第二十九条第二項第一号に規定する政令で定める者は、次に掲げる者とする。

- 一 保険金信託業務を行う生命保険会社等の役員又は使用人
- 二 保険金信託業務を行う生命保険会社等の子法人等
- 三 保険金信託業務を行う生命保険会社等を子法人等とする親法人等

四 保険金信託業務を行う生命保険会社等を子法人等とする親法人等の子法人等（当該保険金信託業務を行う生命保険会社等及び前二号に掲げる者を除く。）

五 保険金信託業務を行う生命保険会社等の関連法人等

六 保険金信託業務を行う生命保険会社等を子法人等とする親法人等の関連法人等（前号に掲げる者を除く。）

七 保険金信託業務を行う生命保険会社等の特定個人株主等（第十三条の五の二第五項に規定する特定個人株主等をいう。）

八 前号に掲げる者に係る次に掲げる会社、組合その他これらに準ずる事業体（外国におけるこれらに相当するものを含み、保険金信託業務を行う生命保険会社等を除く。以下この号において「法人等」という。）

イ 前号に掲げる者がその総株主等の議決権の百分の五十を超える議決権を保有する法人等（当該法人等の子法人等及び関連法人等を含む。）

ロ 前号に掲げる者がその総株主等の議決権の百分の二十以上百分の五十以下の議決権を保有する法人等

2 保険金信託業務を行う生命保険会社等が法第九十九条第八項において準用する信託業法第二十二条第一項の規定により保険金信託業務の委託をした場合における当該委託を受けた者についての前項の規定の適用については、同項中「保険金信託業務を行う生命保険会社等」とあるのは、「保険金信託業務を行う生命保険会社等から保険金信託業務の委託を受けた者」とする。

3 第十三条の五の二第六項の規定は、第一項第八号の場合において同項第七号に掲げる者が保有する議決権について準用する。

（親金融機関等及び子金融機関等の範囲）

六 保険金信託業務を行う生命保険会社等を子法人等とする親法人等の関連法人等（前号に掲げる者を除く。）

七 保険金信託業務を行う生命保険会社等の特定個人株主（第十三条の五の二第三項に規定する特定個人株主をいう。）

八 前号に掲げる者に係る次に掲げる会社、組合その他これらに準ずる事業体（外国におけるこれらに相当するものを含み、保険金信託業務を行う生命保険会社等を除く。以下この号において「法人等」という。）

イ 前号に掲げる者がその総株主等の議決権の百分の五十を超える議決権を保有する法人等（当該法人等の子法人等及び関連法人等を含む。）

ロ 前号に掲げる者がその総株主等の議決権の百分の二十以上百分の五十以下の議決権を保有する法人等

2 保険金信託業務を行う生命保険会社等が法第九十九条第八項において準用する信託業法第二十二条第一項の規定により保険金信託業務の委託をした場合における当該委託を受けた者についての前項の規定の適用については、同項中「保険金信託業務を行う生命保険会社等」とあるのは、「保険金信託業務を行う生命保険会社等から保険金信託業務の委託を受けた者」とする。

3 第十三条の五の二第四項の規定は、第一項第八号の場合において同項第七号に掲げる者が保有する議決権について準用する。

第十三条の八 法第百条の二の二第二項に規定する政令で定める者は

、次に掲げる者とする。

- 一 当該保険会社の親法人等
 - 二 当該保険会社の親法人等の子法人等（自己並びに前号及び第三項第一号に掲げる者を除く。）
 - 三 当該保険会社の親法人等の関連法人等（第三項第二号に掲げる者を除く。）
 - 四 当該保険会社の総株主の議決権の百分の五十を超える議決権を保有する個人（以下この号及び第三十七条の九第一項第四号において「特定個人株主」という。）に係る次に掲げる会社、組合その他これらに準ずる事業体（外国におけるこれらに相当するものを含み、自己並びに前三号及び第三項各号に掲げる者を除く。以下この号において「法人等」という。）
 - イ 当該特定個人株主が総株主等の議決権の百分の五十を超える議決権を保有する法人等（当該法人等の子法人等及び関連法人等を含む。）
 - ロ 当該特定個人株主が総株主等の議決権の百分の二十以上百分の五十以下の議決権を保有する法人等
- 2 | 法第百条の二の二第二項に規定する政令で定める金融業を行う者は、次に掲げる者とする。
- 一 外国保険会社等
 - 二 少額短期保険業者
 - 三 長期信用銀行（長期信用銀行法（昭和二十七年法律第百八十七

（新設）

- 号) 第二条 (定義) に規定する長期信用銀行をいう。第三十九条
第二号において同じ。)
- 四 株式会社商工組合中央金庫
 - 五 信用金庫連合会
 - 六 労働金庫連合会
 - 七 中小企業等協同組合法 (昭和二十四年法律第百八十一号) 第九
条の九第一項第一号 (協同組合連合会) の事業を行う協同組合連
合会
 - 八 農業協同組合法 (昭和二十二年法律第百三十二号) 第十条第一
項第十号 (事業) の事業を行う農業協同組合連合会
 - 九 共済水産業協同組合連合会
 - 十 金銭の貸付け又は金銭の貸借の媒介 (手形の割引、売渡担保そ
の他これらに類する方法によつてする金銭の交付又は当該方法に
よつてする金銭の授受の媒介を含む。) を業として行う者 (保険
会社、銀行、金融商品取引業者 (金融商品取引法第二条第九項 (定
義) に規定する金融商品取引業者をいう。次号において同じ。
) 及び前各号に掲げる者を除く。)
 - 十一 外国の法令に準拠して外国において次に掲げる事業を行う者
(保険会社、銀行、金融商品取引業者及び前各号に掲げる者を除
く。)
 - イ 保険業
 - ロ 銀行法第二条第二項 (定義) に規定する銀行業
 - ハ 金融商品取引法第二条第八項に規定する金融商品取引業

3 法第百条の二の二第三項に規定する政令で定める者は、次に掲げる者とする。

- 一 当該保険会社の子法人等
- 二 当該保険会社の関連法人等

4 法第百条の二の二第三項に規定する政令で定める金融業を行う者は、第二項第一号から第三号まで、第十号及び第十一号に掲げる者とする。

(保険会社の特定関係者)

第十四条 法第百条の三本文に規定する政令で定める特殊の関係のある者は、次に掲げる者とする。

- 一 当該保険会社の子会社
- 二 当該保険会社の主要株主基準値以上の数の議決権を保有する保険主要株主
- 三 当該保険会社を子会社とする保険持株会社

四 前号に掲げる者の子会社(当該保険会社及び第一号に掲げる者を除く。)

五 当該保険会社の子法人等(第一号に掲げる者を除く。)

六 当該保険会社を子法人等とする親法人等(第二号及び第三号に掲げる者を除く。)

七 当該保険会社を子法人等とする親法人等の子法人等(当該保険会社及び前各号に掲げる者を除く。)

八 当該保険会社の関連法人等

(保険会社の特定関係者)

第十四条 法第百条の三本文に規定する政令で定める特殊の関係のある者は、次に掲げる者とする。

- 一 当該保険会社の子会社
- 二 当該保険会社の主要株主基準値以上の数の議決権を保有する保険主要株主
- 三 当該保険会社を子会社とする保険持株会社

四 前号に掲げる者の子会社(当該保険会社及び第一号に掲げる者を除く。)

五 当該保険会社の子法人等(第一号に掲げる者を除く。)

六 当該保険会社を子法人等とする親法人等(第二号及び第三号に掲げる者を除く。)

七 当該保険会社を子法人等とする親法人等の子法人等(当該保険会社及び前各号に掲げる者を除く。)

八 当該保険会社の関連法人等

九 当該保険会社を子法人等とする親法人等の関連法人等（前号に掲げる者を除く。）

十 当該保険会社の主要株主基準値以上の数の議決権を保有する保険主要株主のうちその保有する当該保険会社に係る議決権が当該保険会社の総株主の議決権の百分の五十を超えるもの（個人に限る。以下この号において「特定個人保険主要株主」という。）に係る次に掲げる会社、組合その他これらに準ずる事業体（外国におけるこれらに相当するものを含み、当該保険会社を除く。以下この号において「法人等」という。）

イ 当該特定個人保険主要株主がその総株主等の議決権の百分の五十を超える議決権を保有する法人等（当該法人等の子法人等及び関連法人等を含む。）

ロ 当該特定個人保険主要株主がその総株主等の議決権の百分の二十以上百分の五十以下の議決権を保有する法人等

（親金融機関等及び子金融機関等の範囲）

第二十八条の二 法第九十三条の二第二項に規定する政令で定める者は、次に掲げる者とする。

一 当該外国保険会社等の親法人等

二 当該外国保険会社等の親法人等の子法人等（自己並びに前号及び第三項第一号に掲げる者を除く。）

三 当該外国保険会社等の親法人等の関連法人等（第三項第二号に掲げる者を除く。）

九 当該保険会社を子法人等とする親法人等の関連法人等（前号に掲げる者を除く。）

十 当該保険会社の特定個人保険主要株主がその総株主等の議決権の百分の五十を超える議決権を保有する法人等（当該法人等の子法人等及び関連法人等を含む。）及び当該特定個人保険主要株主がその総株主等の議決権の百分の二十以上百分の五十以下の議決権を保有する法人等

（新設）

- 四 当該外国保険会社等の総株主等の議決権の百分の五十を超える議決権を保有する個人（以下この号において「特定個人株主等」という。）に係る次に掲げる会社、組合その他これらに準ずる事業体（外国におけるこれらに相当するものを含み、自己並びに前三号及び第三項各号に掲げる者を除く。以下この号において「法人等」という。）
- イ 当該特定個人株主等が総株主等の議決権の百分の五十を超える議決権を保有する法人等（当該法人等の子法人等及び関連法人等を含む。）
- ロ 当該特定個人株主等が総株主等の議決権の百分の二十以上百分の五十以下の議決権を保有する法人等
- 2 法第九十三條の二第二項に規定する政令で定める金融業を行う者は、第十三條の八第二項各号（第四号、第六号及び第七号を除く。）に掲げる者とする。
- 3 法第九十三條の二第三項に規定する政令で定める者は、次に掲げる者とする。
- 一 当該外国保険会社等の子法人等
- 二 当該外国保険会社等の関連法人等
- 4 法第九十三條の二第三項に規定する政令で定める金融業を行う者は、第十三條の八第二項第一号から第三号まで、第十号及び第十一号に掲げる者とする。

（親金融機関等及び子金融機関等の範囲）

第三十七条の九 法第二百七十一条の二十一の二第二項に規定する政

(新設)

令で定める者は、次に掲げる者とする。

- 一 当該保険持株会社の親法人等
 - 二 当該保険持株会社の親法人等の子法人等（自己並びに前号及び第三項第一号に掲げる者を除く。）
 - 三 当該保険持株会社の親法人等の関連法人等（第三項第二号に掲げる者を除く。）
 - 四 当該保険持株会社の特定個人株主に係る次に掲げる会社、組合その他これらに準ずる事業体（外国におけるこれらに相当するものを含み、自己並びに前三号及び第三項各号に掲げる者を除く。以下この号において「法人等」という。）
 - イ 当該特定個人株主が総株主等の議決権の百分の五十を超える議決権を保有する法人等（当該法人等の子法人等及び関連法人等を含む。）
 - ロ 当該特定個人株主が総株主等の議決権の百分の二十以上百分の五十以下の議決権を保有する法人等
- 2 法第二百七十一条の二十一の二第二項に規定する政令で定める金融業を行う者は、第十三条の八第二項各号に掲げる者とする。
- 3 法第二百七十一条の二十一の二第三項に規定する政令で定める者は、次に掲げる者とする。
- 一 当該保険持株会社の子法人等
 - 二 当該保険持株会社の関連法人等
- 4 法第二百七十一条の二十一の二第三項に規定する政令で定める金

融業を行う者は、第十三条の八第二項第一号から第三号まで、第十号及び第十一号に掲げる者とする。

(保険募集を行うことのできる者)

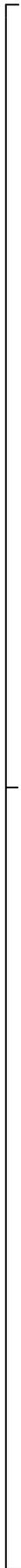
第三十九条 法第二百七十五条第一項第一号に規定する政令で定める者は、次に掲げるものとする。

- 一 銀行
- 二 長期信用銀行
- 三 株式会社商工組合中央金庫
- 四 信用金庫及び信用金庫連合会
- 五 労働金庫及び労働金庫連合会
- 六 農林中央金庫
- 七 信用協同組合及び中小企業等協同組合法第九条の九第一項第一号(協同組合連合会)の事業を行う協同組合連合会
- 八 農業協同組合法第十条第一項第三号(事業)の事業を行う農業協同組合及び農業協同組合連合会
- 九 水産業協同組合法(昭和二十三年法律第二百四十二号)第十一条第一項第四号(事業の種類)の事業を行う漁業協同組合及び同法第八十七条第一項第四号(事業の種類)の事業を行う漁業協同組合連合会並びに同法第九十三条第一項第二号(事業の種類)の事業を行う水産加工業協同組合及び同法第九十七条第一項第二号(事業の種類)の事業を行う水産加工業協同組合連合会

(保険募集を行うことのできる者)

第三十九条 法第二百七十五条第一項第一号に規定する政令で定める者は、次に掲げるものとする。

- 一 第二条の三第四項第一号及び第二号に掲げる者(新設)
- 二 株式会社商工組合中央金庫
- 三 信用金庫及び信用金庫連合会
- 四 労働金庫及び労働金庫連合会
- 五 農林中央金庫
- 六 信用協同組合及び中小企業等協同組合法第九条の九第一項第一号(協同組合連合会)の事業を行う協同組合連合会
- 七 農業協同組合法(昭和二十二年法律第三百三十二号)第十条第一項第三号(信用事業)の事業を行う農業協同組合及び農業協同組合連合会
- 八 水産業協同組合法(昭和二十三年法律第二百四十二号)第十一条第一項第四号、第八十七条第一項第四号、第九十三条第一項第二号又は第九十七条第一項第二号(信用事業)の事業を行う漁業協同組合、漁業協同組合連合会、水産加工業協同組合及び水産加工業協同組合連合会



改正案	現行
<p>（農林中央金庫の特定関係者）</p> <p>第八条 法第五十九条本文の政令で定める特殊の関係のある者は、次に掲げる者とする。</p> <p>一 農林中央金庫の子会社その他の子法人等及び関連法人等</p> <p>二 農林中央金庫代理業者（法第九十五条の二第三項に規定する農林中央金庫代理業者をいう。以下この項において同じ。）並びに農林中央金庫代理業者の子法人等及び関連法人等（前号に掲げる者を除く。）</p> <p>三 農林中央金庫代理業者を子法人等とする親法人等並びに当該親法人等の子法人等及び関連法人等（農林中央金庫及び前二号に掲げる者を除く。）</p> <p>四 農林中央金庫代理業者（個人に限る。以下この号において「個人農林中央金庫代理業者」という。）に係る次に掲げる会社、組合その他これらに準ずる事業体（外国におけるこれらに相当するものを含み、前三号に掲げる者を除く。以下この号において「法人等」という。）</p> <p>イ 当該個人農林中央金庫代理業者がその総株主等の議決権の百分の五十を超える議決権を保有する法人等（当該法人等の子法人等及び関連法人等を含む。）</p>	<p>（農林中央金庫の特定関係者）</p> <p>第八条 法第五十九条本文の政令で定める特殊の関係のある者は、次に掲げる者とする。</p> <p>一 農林中央金庫の子会社その他の子法人等及び関連法人等</p> <p>二 農林中央金庫代理業者（法第九十五条の二第三項に規定する農林中央金庫代理業者をいう。以下この項において同じ。）並びに農林中央金庫代理業者の子法人等及び関連法人等（前号に掲げる者を除く。）</p> <p>三 農林中央金庫代理業者を子法人等とする親法人等並びに当該親法人等の子法人等及び関連法人等（農林中央金庫及び前二号に掲げる者を除く。）</p> <p>四 農林中央金庫代理業者（個人に限る。以下この号において「個人農林中央金庫代理業者」という。）に係る次に掲げる会社、組合その他これらに準ずる事業体（外国におけるこれらに相当するものを含み、前三号に掲げる者を除く。以下この号において「法人等」という。）</p> <p>イ 当該個人農林中央金庫代理業者がその総株主等の議決権の百分の五十を超える議決権を保有する法人等（当該法人等の子法人等及び関連法人等を含む。）</p>

ロ 当該個人農林中央金庫代理業者がその総株主等の議決権の百分の二十以上百分の五十以下の議決権を保有する法人等

2 前項に規定する「親法人等」とは、他の法人等（会社、組合その他これらに準ずる事業体（外国におけるこれらに相当するものを含む。）をいう。以下この条において同じ。）の財務及び事業の方針を決定する機関（株主総会その他これに準ずる機関をいう。以下この項において「意思決定機関」という。）を支配している法人等として主務省令で定めるものをいい、前項に規定する「子法人等」とは、親法人等によりその意思決定機関を支配されている他の法人等をいう。この場合において、親法人等及び子法人等又は子法人等が他の法人等の意思決定機関を支配している場合における当該他の法人等は、その親法人等の子法人等とみなす。

3 第一項に規定する「関連法人等」とは、法人等（当該法人等の子法人等（前項に規定する子法人等をいう。以下この項及び次条第一項第一号において同じ。）を含む。）が出資、取締役その他これに準ずる役職への当該法人等の役員若しくは使用人である者若しくはこれらであった者の就任、融資、債務の保証若しくは担保の提供、技術の提供又は事業上の取引等を通じて、財務及び事業の方針の決定に対して重要な影響を与えることができる他の法人等（子法人等を除く。）として主務省令で定めるものをいう。

（子金融機関等の範囲）

第八条の二 法第五十九条の二の二第二項の政令で定める者は、次に

ロ 当該個人農林中央金庫代理業者がその総株主等の議決権の百分の二十以上百分の五十以下の議決権を保有する法人等

2 前項に規定する「親法人等」とは、他の法人等（会社、組合その他これらに準ずる事業体（外国におけるこれらに相当するものを含む。）をいう。以下この条において同じ。）の財務及び事業の方針を決定する機関（株主総会その他これに準ずる機関をいう。以下この項において「意思決定機関」という。）を支配している法人等として主務省令で定めるものをいい、前項に規定する「子法人等」とは、親法人等によりその意思決定機関を支配されている他の法人等をいう。この場合において、親法人等及び子法人等又は子法人等が他の法人等の意思決定機関を支配している場合における当該他の法人等は、その親法人等の子法人等とみなす。

3 第一項に規定する「関連法人等」とは、法人等（当該法人等の子法人等を含む。）が出資、取締役その他これに準ずる役職への当該法人等の役員若しくは使用人である者若しくはこれらであった者の就任、融資、債務の保証若しくは担保の提供、技術の提供又は事業上の取引等を通じて、財務及び事業の方針の決定に対して重要な影響を与えることができる他の法人等（子法人等を除く。）として主務省令で定めるものをいう。

（新設）

掲げる者（農林中央金庫代理業者を除く。）とする。

一 農林中央金庫の子法人等

二 農林中央金庫の関連法人等（前条第三項に規定する関連法人等をいう。）

三 法第九十五条の二第二項に規定する農林中央金庫代理業を営む者（前二号に掲げる者を除く。）

2 法第五十九条の二の二第二項の政令で定める金融業を行う者は、次に掲げる者とする。

一 第四十四条各号に掲げる者

二 金銭の貸付け又は金銭の貸借の媒介（手形の割引、売渡担保その他これらに類する方法によつてする金銭の交付又は当該方法によつてする金銭の授受の媒介を含む。）を業として行う者（銀行、金融商品取引業者（金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二条第九項に規定する金融商品取引業者をいう。次号において同じ。）、保険業法（平成七年法律第百五号）第二条第二項に規定する保険会社及び前号に掲げる者を除く。）

三 外国の法令に準拠して外国において次に掲げる業を行う者（銀行、金融商品取引業者及び前二号に掲げる者を除く。）

イ 銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）第二条第二項に規定する銀行業

ロ 金融商品取引法第二条第八項に規定する金融商品取引業

（特定預金等契約の相手方に対する電磁的方法による提供の承諾等

（特定預金等契約の相手方に対する電磁的方法による提供の承諾等

）

第九条 農林中央金庫は、法第五十九条の三において準用する金融商品取引法（以下この条から第十一条までにおいて「準用金融商品取引法」という。）第三十四条の二第四項（準用金融商品取引法第三十四条の四第三項、第三十七条の三第二項及び第三十七条の四第二項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）の規定により準用金融商品取引法第三十四条の二第四項に規定する事項を提供しようとするときは、主務省令で定めるところにより、あらかじめ、当該事項の提供の相手方に対し、その用いる同項に規定する方法（以下この条において「電磁的方法」という。）の種類及び内容を示し、書面又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

2 前項の規定による承諾を得た農林中央金庫は、同項の相手方から書面又は電磁的方法により電磁的方法による提供を受けない旨の申出があったときは、当該相手方に対し、準用金融商品取引法第三十四条の二第四項に規定する事項の提供を電磁的方法によつてしてはならない。ただし、当該相手方が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

（資料の提出等を求めることができる所属外国銀行に係る特殊関係者）

第十二条の三 法第五十九条の八において準用する銀行法第五十二条の二の八に規定する政令で定める特殊の関係のある者は、次に掲げ

）

第九条 農林中央金庫は、法第五十九条の三において準用する金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号。以下この条から第十一条までにおいて「準用金融商品取引法」という。）第三十四条の二第四項（準用金融商品取引法第三十四条の四第三項、第三十七条の三第二項及び第三十七条の四第二項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）の規定により準用金融商品取引法第三十四条の二第四項に規定する事項を提供しようとするときは、主務省令で定めるところにより、あらかじめ、当該事項の提供の相手方に対し、その用いる同項に規定する方法（以下この条において「電磁的方法」という。）の種類及び内容を示し、書面又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

2 前項の規定による承諾を得た農林中央金庫は、同項の相手方から書面又は電磁的方法により電磁的方法による提供を受けない旨の申出があったときは、当該相手方に対し、準用金融商品取引法第三十四条の二第四項に規定する事項の提供を電磁的方法によつてしてはならない。ただし、当該相手方が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

（資料の提出等を求めることができる所属外国銀行に係る特殊関係者）

第十二条の三 法第五十九条の八において準用する銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）第五十二条の二の八に規定する政令で定める

る者とする。

- 一 所属外国銀行（法第五十九条の四に規定する所属外国銀行をいう。第四号において同じ。）の発行済株式の総数又は出資の総額（以下この条において「発行済株式等」という。）の百分の五十を超える数又はx額の株式又は持分（以下この条において「株式等」という。）を保有している者
- 二 前号に掲げる者の発行済株式等の百分の五十を超える株式等を保有している者
- 三 第一号に掲げる者により発行済株式等の百分の五十を超える株式等を保有されている法人
- 四 所属外国銀行により発行済株式等の百分の五十を超える株式等を保有されている法人
- 五 前号に掲げる法人により発行済株式等の百分の五十を超える株式等を保有されている法人

特殊の関係のある者は、次に掲げる者とする。

- 一 所属外国銀行（法第五十九条の四に規定する所属外国銀行をいう。第四号において同じ。）の発行済株式の総数又は出資の総額（以下この条において「発行済株式等」という。）の百分の五十を超える数又は額の株式又は持分（以下この条において「株式等」という。）を保有している者
- 二 前号に掲げる者の発行済株式等の百分の五十を超える株式等を保有している者
- 三 第一号に掲げる者により発行済株式等の百分の五十を超える株式等を保有されている法人
- 四 所属外国銀行により発行済株式等の百分の五十を超える株式等を保有されている法人
- 五 前号に掲げる法人により発行済株式等の百分の五十を超える株式等を保有されている法人

改正案	現行
<p>（商工組合中央金庫の特定関係者）</p> <p>第七条 法第二十七条本文に規定する政令で定める特殊の関係のある者は、次に掲げる者とする。</p> <p>一 商工組合中央金庫の子会社その他の子法人等及び関連法人等</p> <p>二 商工組合中央金庫の総株主の議決権の百分の二十以上の議決権の保有者</p> <p>三 代理組合等（法第二十七条に規定する代理組合等をいう。以下同じ。）並びに代理組合等の子法人等及び関連法人等（前二号に掲げる者を除く。）</p> <p>四 代理組合等を子法人等とする親法人等並びに当該親法人等の子法人等及び関連法人等（商工組合中央金庫及び前三号に掲げる者を除く。）</p> <p>2 前項に規定する「親法人等」とは、他の法人等（会社、組合その他これらに準ずる事業体（外国におけるこれらに相当するものを含む。）をいう。以下この条において同じ。）の財務及び営業又は事業の方針を決定する機関（株主総会その他これに準ずる機関をいう。以下「意思決定機関」という。）を支配している法人等として主務省令で定めるものをいい、同項に規定する「子法人等」とは、親法人等によりその意思決定機関を支配されている他の法人等をいう</p>	<p>（商工組合中央金庫の特定関係者）</p> <p>第七条 法第二十七条本文に規定する政令で定める特殊の関係のある者は、次に掲げる者とする。</p> <p>一 商工組合中央金庫の子会社その他の子法人等及び関連法人等</p> <p>二 商工組合中央金庫の総株主の議決権の百分の二十以上の議決権の保有者</p> <p>三 代理組合等（法第二十七条に規定する代理組合等をいう。以下同じ。）並びに代理組合等の子法人等及び関連法人等（前二号に掲げる者を除く。）</p> <p>四 代理組合等を子法人等とする親法人等並びに当該親法人等の子法人等及び関連法人等（商工組合中央金庫及び前三号に掲げる者を除く。）</p> <p>2 前項に規定する「親法人等」とは、他の法人等（会社、組合その他これらに準ずる事業体（外国におけるこれらに相当するものを含む。）をいう。以下この条において同じ。）の財務及び営業又は事業の方針を決定する機関（株主総会その他これに準ずる機関をいう。以下「意思決定機関」という。）を支配している法人等として主務省令で定めるものをいい、同項に規定する「子法人等」とは、親法人等によりその意思決定機関を支配されている他の法人等をいう</p>

。この場合において、親法人等及び子法人等又は子法人等が他の法人等の意思決定機関を支配している場合における当該他の法人等は、その親法人等の子法人等とみなす。

3 第一項に規定する「関連法人等」とは、法人等（当該法人等の子法人等（前項に規定する子法人等をいう。以下この項及び次条第一項第一号において同じ。）を含む。）が出資、取締役その他これに準ずる役職への当該法人等の役員若しくは使用人である者若しくはこれらであった者の就任、融資、債務の保証若しくは担保の提供、技術の提供又は営業上若しくは事業上の取引等を通じて、財務及び営業又は事業の方針の決定に対して重要な影響を与えることができる他の法人等（子法人等を除く。）として主務省令で定めるものをいう。

（子金融機関等の範囲）

第七条の二 法第二十八条の二第二項に規定する政令で定める者は、次に掲げる者とする。

- 一 商工組合中央金庫の子法人等
- 二 商工組合中央金庫の関連法人等（前条第三項に規定する関連法人等をいう。）

2 法第二十八条の二第二項に規定する政令で定める金融業を行う者は、金銭の貸付け又は金銭の貸借の媒介（手形の割引、売渡担保その他これらに類する方法によってする金銭の交付又は当該方法によってする金銭の授受の媒介を含む。）を業として行う者（銀行法（

。この場合において、親法人等及び子法人等又は子法人等が他の法人等の意思決定機関を支配している場合における当該他の法人等は、その親法人等の子法人等とみなす。

3 第一項に規定する「関連法人等」とは、法人等（当該法人等の子法人等を含む。）が出資、取締役その他これに準ずる役職への当該法人等の役員若しくは使用人である者若しくはこれらであった者の就任、融資、債務の保証若しくは担保の提供、技術の提供又は営業上若しくは事業上の取引等を通じて、財務及び営業又は事業の方針の決定に対して重要な影響を与えることができる他の法人等（子法人等を除く。）として主務省令で定めるものをいう。

（新設）

昭和五十六年法律第五十九号) 第二条第一項に規定する銀行、金融
商品取引法第二条第九項に規定する金融商品取引業者及び保険業法
(平成七年法律第百五号) 第二条第二項に規定する保険会社を除く
。)とする。

十三 資産の流動化に関する法律施行令（平成十二年政令第四百七十九号）

改正案

<p>（原委託者が行う受益証券の募集等について準用する法等の規定の読替え）</p> <p>第七十二条 法第二百八十六条第一項の規定において原委託者が行う受益証券の募集等について法第二百九条第一項（同項において準用する金融商品取引法の規定を含む。）の規定を準用する場合における当該規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。</p>		読み替える法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
		<p>第二百九条第一項において準用する金融商品取引法第三十六条第一項</p>	<p>業務</p>	<p>受益証券の募集等の業務</p>
<p>第二百九条第一項において準用する金融商品取引法第三十七条第一項</p>	<p>その行う金融商品取引業</p>	<p>その行う受益証券の募集等の業務</p>		

現行

<p>（原委託者が行う受益証券の募集等について準用する法等の規定の読替え）</p> <p>第七十二条 法第二百八十六条第一項の規定において原委託者が行う受益証券の募集等について法第二百九条第一項（同項において準用する金融商品取引法の規定を含む。）の規定を準用する場合における当該規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。</p>		読み替える法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
		<p>第二百九条第一項において準用する金融商品取引法第三十六条</p>	<p>業務</p>	<p>受益証券の募集等の業務</p>
<p>第二百九条第一項において準用する金融商品取引法第三十七条第一項</p>	<p>その行う金融商品取引業</p>	<p>その行う受益証券の募集等の業務</p>		

商品取引法第三十七 条の三第一項第七号	金融商品取引契約	受益証券の募集等に関する契約	商品取引法第三十七 条の四第一項	金融商品取引業の信 用を失墜させるおそ れ	受益証券の募集等の業 務の信用を失墜させる おそれ	金融商品取引業 において準用する金融 商品取引法第三十七 条の四第一項	第二百九条第一項に おいて準用する金融 商品取引法第三十七 条の四第一項	まで	商品取引法第三十八 条第一号から第五号 まで	金融商品取引業 において準用する金融 商品取引法第三十八 条第六号	受益証券の募集等の業 務
商品取引法第三十七 条の三第一項第七号	金融商品取引契約	受益証券の募集等に関する契約	商品取引法第三十七 条の四第一項	金融商品取引業の信 用を失墜させるおそ れ	受益証券の募集等の業 務の信用を失墜させる おそれ	金融商品取引業 において準用する金融 商品取引法第三十七 条の四第一項	第二百九条第一項に おいて準用する金融 商品取引法第三十七 条の四第一項	まで	商品取引法第三十八 条第一号から第五号 まで	金融商品取引業 において準用する金融 商品取引法第三十八 条第六号	受益証券の募集等の業 務

第二百九条第一項において準用する金融	第二百九条第一項において準用する金融 商品取引法第三十九条第一項第一号		
	有価証券の売買その他の取引（買戻価格があらかじめ定められている買戻条件付売買その他の政令で定める取引を除く。）又はデリバティブ取引（以下この条において「有価証券売買取引等」という。）	有価証券又はデリバティブ取引（以下この条において「有価証券等」という。）	有価証券の売買又はデリバティブ取引
有価証券売買取引等	受益証券の募集等に係る取引	受益証券の募集等に係る取引	受益証券の募集等に係る取引

第二百九条第一項において準用する金融	第二百九条第一項において準用する金融 商品取引法第三十九条第一項第一号		
	有価証券の売買その他の取引（買戻価格があらかじめ定められている買戻条件付売買その他の政令で定める取引を除く。）又はデリバティブ取引（以下この条において「有価証券売買取引等」という。）	有価証券又はデリバティブ取引（以下この条において「有価証券等」という。）	有価証券の売買又はデリバティブ取引
有価証券売買取引等	受益証券の募集等に係る取引	受益証券の募集等に係る取引	受益証券の募集等に係る取引

商品取引法第三十九条第一項第二号及び第三号	有価証券等		資産対応証券
	有価証券売買取引等		受益証券の募集等に係る取引
商品取引法第三十九条第二項各号	業務		受益証券の募集等の業務
	金融商品取引行為		受益証券の募集等に係る取引
商品取引法第四十条第一号	金融商品取引契約	受益証券の募集等に関する契約	受益証券の募集等の業務
	業務		受益証券の募集等の業務
商品取引法第四十条第二号	業務		受益証券の募集等の業務
	金融商品取引契約		受益証券の募集等に関する契約

商品取引法第三十九条第一項第二号及び第三号	有価証券等		資産対応証券
	有価証券売買取引等		受益証券の募集等に係る取引
商品取引法第三十九条第二項各号	業務		受益証券の募集等の業務
	金融商品取引行為		受益証券の募集等に係る取引
商品取引法第四十条第一号	金融商品取引契約	受益証券の募集等に関する契約	受益証券の募集等の業務
	業務		受益証券の募集等の業務
商品取引法第四十条第二号	業務		受益証券の募集等の業務
	金融商品取引契約		受益証券の募集等に関する契約

において準用する金融
商品取引法第四十五
条第二号

する契約

2 法第二百八十六条第一項の規定において原委託者が行う受益証券の募集等について法第二百九条第二項（同項において準用する法の規定を含む。）の規定を準用する場合における当該規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える法の規定 第二百九条第二項に おいて準用する第二 百十七条第一項	読み替えられる字句 若しくは事務所	読み替える字句 、事務所その他の施設	この法律若しくは第二 百八十六条第一項にお いて準用する第二百九 条第一項において準用 する金融商品取引法	第二百九条第二項に おいて準用する第二 百十八条	この法律 業務開始届出を行っ た特定目的会社	第二百八十六条第一項 において準用する第二
--	----------------------	-----------------------	---	--------------------------------	------------------------------	--------------------------

において準用する金融
商品取引法第四十五
条第二号

する契約

2 法第二百八十六条第一項の規定において原委託者が行う受益証券の募集等について法第二百九条第二項（同項において準用する法の規定を含む。）の規定を準用する場合における当該規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える法の規定 第二百九条第二項に おいて準用する第二 百十七条第一項	読み替えられる字句 若しくは事務所	読み替える字句 、事務所その他の施設	この法律若しくは第二 百八十六条第一項にお いて準用する第二百九 条第一項において準用 する金融商品取引法	第二百九条第二項に おいて準用する第二 百十八条	この法律 業務開始届出を行っ た特定目的会社	第二百八十六条第一項 において準用する第二
--	----------------------	-----------------------	---	--------------------------------	------------------------------	--------------------------

百十九条本文	<p>第二百九条第二項において準用する第二百九条第一号</p>	<p>第二百九条第二項において準用する第二百九条第二号</p>
	<p>業務開始届出、変更届出、第十条第一項の規定による届出、新計画届出又は第十条第一項の規定による届出に係る届出書若しくは添付資料又は第七条第二項の</p>	<p>この法律</p>
<p>百八条第二項の規定による届出を行った原委託者</p>	<p>第二百八十六条第一項において準用する第二百八条第二項の規定による届出に係る</p>	<p>この法律若しくは第二百八十六条第一項において準用する第二百九条第一項において準用する金融商品取引法</p>
百十九条本文	<p>第二百九条第二項において準用する第二百九条第一号</p>	<p>第二百九条第二項において準用する第二百九条第二号</p>
	<p>業務開始届出、変更届出、第十条第一項の規定による届出、新計画届出又は第十条第一項の規定による届出に係る届出書若しくは添付資料又は第七条第二項の</p>	<p>この法律</p>
<p>百八条第二項の規定による届出を行った原委託者</p>	<p>第二百八十六条第一項において準用する第二百八条第二項の規定による届出に係る</p>	<p>この法律若しくは第二百八十六条第一項において準用する第二百九条第一項において準用する金融商品取引法</p>

十四 投資信託及び投資法人に関する法律施行令（平成十二年政令第四百八十号）

改正案	現行
<p>（投資信託委託会社の利害関係人等の範囲）</p> <p>第十七条 法第十一条第一項に規定する投資信託委託会社と密接な関係を有する者として政令で定める者は、次に掲げる者とする。</p> <p>一 当該投資信託委託会社の親法人等（金融商品取引法第三十一条の四第三項に規定する親法人等をいう。以下同じ。）</p> <p>二 当該投資信託委託会社の子法人等（金融商品取引法第三十一条の四第四項に規定する子法人等をいう。以下同じ。）</p> <p>三 当該投資信託委託会社の特定個人株主（金融商品取引法施行令第十五条の十六第一項第四号に規定する特定個人株主をいう。以下同じ。）</p> <p>四 前三号に掲げる者に準ずる者として内閣府令で定める者</p> <p>（関係行政機関の長との協議等）</p> <p>第三百三十二条 法第二二十四条の二の政令で定める内閣府令は、不動産、商品又は商品投資等取引に係る権利に関し定められる次に掲げるものとする。</p> <p>一 法第五条第一項本文の内閣府令</p> <p>二 法第十一条第一項の内閣府令</p> <p>三 法第十三条第一項の内閣府令</p>	<p>（投資信託委託会社の利害関係人等の範囲）</p> <p>第十七条 法第十一条第一項に規定する投資信託委託会社と密接な関係を有する者として政令で定める者は、次に掲げる者とする。</p> <p>一 当該投資信託委託会社の親法人等（金融商品取引法第三十一条の四第五項に規定する親法人等をいう。以下同じ。）</p> <p>二 当該投資信託委託会社の子法人等（金融商品取引法第三十一条の四第六項に規定する子法人等をいう。以下同じ。）</p> <p>三 当該投資信託委託会社の特定個人株主（金融商品取引法施行令第十五条の十六第一項第四号に規定する特定個人株主をいう。以下同じ。）</p> <p>四 前三号に掲げる者に準ずる者として内閣府令で定める者</p> <p>（関係行政機関の長との協議等）</p> <p>第三百三十二条 法第二二十四条の二の政令で定める内閣府令は、不動産、商品又は商品投資等取引に係る権利に関し定められる次に掲げるものとする。</p> <p>一 法第五条第一項本文の内閣府令</p> <p>二 法第十一条第一項の内閣府令</p> <p>三 法第十三条第一項の内閣府令</p>

四 法第五十四条第一項において準用する法第十一条第一項の内閣府令

五 法第五十四条第一項において準用する法第十三条第一項の内閣府令

六 法第八十三条第一項第七号の内閣府令

七 法第二百二十八条の二第一項の内閣府令

八 法第二百一条第一項の内閣府令

九 法第二百三条第一項第二号の内閣府令

十 法第二百三条第一項第四号の内閣府令

十一 法第二百三条第二項の内閣府令

十二 法第二百八条第二項第三号の内閣府令

十三 法第二百二十三条の三第一項の規定により読み替えて適用する金融商品取引法第二十九条の二第二項第二号（業務の内容及び

方法を記載した書類に係る部分に限る。）第四十二条の二第七号、第四十四条第三号、第四十四条の二第一項第三号、第四十四条の三第一項第四号及び第六十五条の四（同法第二十九条の登録

、同法第三十一条第四項の変更登録及び同法第三十五条第四項の承認の審査基準に関する事項に係る部分に限る。）の内閣府令

十四 法第二百二十三条の三第五項の規定により読み替えて適用する信託業法第二十四条の二において準用する金融商品取引法第四

十二条の二第七号及び第四十四条の三第一項第四号の内閣府令

十五 法第二百二十三条の三第六項の規定により読み替えて適用する金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第二条の二において

四 法第五十四条第一項において準用する法第十一条第一項の内閣

府令

五 法第五十四条第一項において準用する法第十三条第一項の内閣府令

六 法第八十三条第一項第七号の内閣府令

七 法第二百二十八条の二第一項の内閣府令

八 法第二百一条第一項の内閣府令

九 法第二百三条第一項第二号の内閣府令

十 法第二百三条第一項第四号の内閣府令

十一 法第二百三条第二項の内閣府令

十二 法第二百八条第二項第三号の内閣府令

十三 法第二百二十三条の三第一項の規定により読み替えて適用する金融商品取引法第二十九条の二第二項第二号（業務の内容及び

方法を記載した書類に係る部分に限る。）第四十二条の二第七号、第四十四条第三号、第四十四条の二第一項第三号、第四十四条の三第一項第四号及び第六十五条の四（同法第二十九条の登録

、同法第三十一条第四項の変更登録及び同法第三十五条第四項の承認の審査基準に関する事項に係る部分に限る。）の内閣府令

十四 法第二百二十三条の三第五項の規定により読み替えて適用する信託業法第二十四条の二において準用する金融商品取引法第四

十二条の二第七号及び第四十四条の三第一項第四号の内閣府令

十五 法第二百二十三条の三第六項の規定により読み替えて適用する金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第二条の二において

- 準用する金融商品取引法第四十二条の二第七号及び第四十四条の三第二項第四号の内閣府令
- 2 法第二百二十四条の二の政令で定める命令その他の処分は、不動産、商品又は商品投資等取引に係る権利に関し行われる次に掲げるものとする。
- 一 法第二百十四条の規定に基づく命令
- 二 法第二百十六条の規定に基づく登録の取消し
- 三 法第二百二十三条の三第一項の規定により読み替えられた金融商品取引法第二十九条の二第二項第二号に規定する特定投資運用行為を行う投資信託委託会社又は資産運用会社である金融商品取引業者（次項第九号において「特定金融商品取引業者」という。）
（）に対し行われる次に掲げる処分
- イ 金融商品取引法第五十一条の規定に基づく命令
- ロ 金融商品取引法第五十二条第一項の規定に基づく処分
- ハ 金融商品取引法第五十二条第二項の規定に基づく命令
- 3 法第二百二十四条の二の政令で定める届出は、不動産、商品又は商品投資等取引に係る権利に関し行われる次に掲げる規定に基づくものとする。
- 一 法第四条第一項
- 二 法第十六条
- 三 法第十九条
- 四 法第四十九条第一項
- 五 法第五十四条第一項において準用する法第十六条

- 準用する金融商品取引法第四十二条の二第七号及び第四十四条の三第二項第四号の内閣府令
- 2 法第二百二十四条の二の政令で定める命令その他の処分は、不動産、商品又は商品投資等取引に係る権利に関し行われる次に掲げるものとする。
- 一 法第二百十四条の規定に基づく命令
- 二 法第二百十六条の規定に基づく登録の取消し
- 三 法第二百二十三条の三第一項の規定により読み替えられた金融商品取引法第二十九条の二第二項第二号に規定する特定投資運用行為を行う投資信託委託会社又は資産運用会社である金融商品取引業者（次項第九号において「特定金融商品取引業者」という。）
（）に対し行われる次に掲げる処分
- イ 金融商品取引法第五十一条の規定に基づく命令
- ロ 金融商品取引法第五十二条第一項の規定に基づく処分
- ハ 金融商品取引法第五十二条第二項の規定に基づく命令
- 3 法第二百二十四条の二の政令で定める届出は、不動産、商品又は商品投資等取引に係る権利に関し行われる次に掲げる規定に基づくものとする。
- 一 法第四条第一項
- 二 法第十六条
- 三 法第十九条
- 四 法第四十九条第一項
- 五 法第五十四条第一項において準用する法第十六条

-
- 六 法第六十九条第一項
 - 七 法第九十一条第一項
 - 八 法第九十二条第一項
 - 九 次に掲げる金融商品取引法の規定（特定金融商品取引業者に係るものに限る。）
 - イ 金融商品取引法第三十一条第一項
 - ロ 金融商品取引法第三十一条第三項
 - ハ 金融商品取引法第三十一条の四第一項
 - ニ 金融商品取引法第三十一条の四第二項
 - ホ 金融商品取引法第三十五条第三項
 - ヘ 金融商品取引法第三十五条第六項
 - ト 金融商品取引法第五十条の二第一項
 - 4 内閣総理大臣は、不動産、商品又は商品投資等取引に係る権利に
関し、第一項各号に掲げる内閣府令を定める場合には、次の各号に
掲げる内閣府令の区分に応じ、当該各号に定める大臣（当該各号の
二以上に該当する場合には、当該各号に定めるすべての大臣）と協
議するものとする。
 - 一 不動産に関し定められる内閣府令 国土交通大臣
 - 二 農林水産関係商品（商品取引所法施行令（昭和二十五年政令第
二百八十号）第二十八条各号に掲げる商品をいう。以下この条に
おいて同じ。）又は農林水産関係商品投資等取引（農林水産関係
商品に係る商品投資等取引及びその対象となる物品のうちに農林
水産関係商品が含まれる商品指数に係る商品投資等取引をいう。
-

- 六 法第六十九条第一項
 - 七 法第九十一条第一項
 - 八 法第九十二条第一項
 - 九 次に掲げる金融商品取引法の規定（特定金融商品取引業者に係
るものに限る。）
 - イ 金融商品取引法第三十一条第一項
 - ロ 金融商品取引法第三十一条第三項
 - ハ 金融商品取引法第三十一条の四第四項
 - （新設）
 - ニ 金融商品取引法第三十五条第三項
 - ホ 金融商品取引法第三十五条第六項
 - ヘ 金融商品取引法第五十条の二第一項
 - 4 内閣総理大臣は、不動産、商品又は商品投資等取引に係る権利に
関し、第一項各号に掲げる内閣府令を定める場合には、次の各号に
掲げる内閣府令の区分に応じ、当該各号に定める大臣（当該各号の
二以上に該当する場合には、当該各号に定めるすべての大臣）と協
議するものとする。
 - 一 不動産に関し定められる内閣府令 国土交通大臣
 - 二 農林水産関係商品（商品取引所法施行令（昭和二十五年政令第
二百八十号）第二十八条各号に掲げる商品をいう。以下この条に
おいて同じ。）又は農林水産関係商品投資等取引（農林水産関係
商品に係る商品投資等取引及びその対象となる物品のうちに農林
水産関係商品が含まれる商品指数に係る商品投資等取引をいう。
-

以下この条において同じ。）に係る権利に関し定められる内閣府令 農林水産大臣

三 経済産業関係商品（農林水産関係商品以外の商品をいう。以下この条において同じ。）又は経済産業関係商品投資等取引（経済産業関係商品に係る商品投資等取引及びその対象となる物品のうち）に経済産業関係商品が含まれる商品指数に係る商品投資等取引をいう。以下この条において同じ。）に係る権利に関し定められる内閣府令 経済産業大臣

5 金融庁長官は、不動産、商品又は商品投資等取引に係る権利に関し、第二項各号に掲げる処分を行う場合には、次の各号に掲げる処分の区分に応じ、当該各号に定める大臣（当該各号の二以上に該当する場合には、当該各号に定めるすべての大臣）と協議するものとする。

一 不動産に関し行われる処分 国土交通大臣

二 農林水産関係商品又は農林水産関係商品投資等取引に係る権利に関し行われる処分 農林水産大臣

三 経済産業関係商品又は経済産業関係商品投資等取引に係る権利に関し行われる処分 経済産業大臣

6 金融庁長官は、不動産、商品又は商品投資等取引に係る権利に関し、第三項各号（第六号から第八号までを除く。）に掲げる規定に基づき届出又は法第八十七條の登録の申請があつた場合には、次の各号に掲げる届出又は登録の申請の区分に応じ、当該各号に定める大臣（当該各号の二以上に該当する場合には、当該各号に定める

以下この条において同じ。）に係る権利に関し定められる内閣府令 農林水産大臣

三 経済産業関係商品（農林水産関係商品以外の商品をいう。以下この条において同じ。）又は経済産業関係商品投資等取引（経済産業関係商品に係る商品投資等取引及びその対象となる物品のうち）に経済産業関係商品が含まれる商品指数に係る商品投資等取引をいう。以下この条において同じ。）に係る権利に関し定められる内閣府令 経済産業大臣

5 金融庁長官は、不動産、商品又は商品投資等取引に係る権利に関し、第二項各号に掲げる処分を行う場合には、次の各号に掲げる処分の区分に応じ、当該各号に定める大臣（当該各号の二以上に該当する場合には、当該各号に定めるすべての大臣）と協議するものとする。

一 不動産に関し行われる処分 国土交通大臣

二 農林水産関係商品又は農林水産関係商品投資等取引に係る権利に関し行われる処分 農林水産大臣

三 経済産業関係商品又は経済産業関係商品投資等取引に係る権利に関し行われる処分 経済産業大臣

6 金融庁長官は、不動産、商品又は商品投資等取引に係る権利に関し、第三項各号（第六号から第八号までを除く。）に掲げる規定に基づき届出又は法第八十七條の登録の申請があつた場合には、次の各号に掲げる届出又は登録の申請の区分に応じ、当該各号に定める大臣（当該各号の二以上に該当する場合には、当該各号に定める

すべての大臣)に通知するものとする。

- 一 不動産に関し行われる届出又は登録の申請 国土交通大臣
- 二 農林水産関係商品又は農林水産関係商品投資等取引に係る権利
に関し行われる届出又は登録の申請 農林水産大臣
- 三 経済産業関係商品又は経済産業関係商品投資等取引に係る権利
に関し行われる届出又は登録の申請 経済産業大臣

すべての大臣)に通知するものとする。

- 一 不動産に関し行われる届出又は登録の申請 国土交通大臣
- 二 農林水産関係商品又は農林水産関係商品投資等取引に係る権利
に関し行われる届出又は登録の申請 農林水産大臣
- 三 経済産業関係商品又は経済産業関係商品投資等取引に係る権利
に関し行われる届出又は登録の申請 経済産業大臣

